

3-1-2 栃木県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県災害対策本部条例（昭和37年栃木県条例第44号。以下「本部条例」という。）第7条の規定に基づき、栃木県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 本部は、次の各号に掲げるときに設置し、災害の発生するおそれが解消し、かつ災害応急対策が概ね完了したときに解散する。

- (1) 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 県内に特別警報が発表されたとき。
- (3) 県内で最大風速40m/sを観測したとき。
- (4) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めるとき。
- (5) 災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合において知事が必要と認めるとき。

2 本部は、栃木県庁内に設置する。栃木県庁内に災害対策本部が設置できない場合には、栃木県消防学校等知事の指定する場所内に設置する。

(本部の組織)

第3条 本部条例第2条第2項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

2 本部条例第2条第3項に規定する災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、栃木県部局設置条例（平成18年栃木県条例第49号）に規定する部及び局長、会計局長、企業局長、教育長及び警察本部長をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、本部にその他の職員を置き、栃木県行政組織規程（昭和39年栃木県規則第27号）に定める本庁及び出先機関に勤務する職員並びに企業局、県議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、教育委員会事務局、県立学校及び警察本部に勤務する職員をもって充てる。

第4条 本部条例第3条第1項に規定する危機管理統括監は、危機管理防災局長をもって充てる。

(本部会議)

第5条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は災害応急対策に関する基本的事項について協議決定し、及びその実施を推進する。

3 本部会議は災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部員で構成する。

4 本部会議は本部長が招集し、及び主宰する。

5 本部長は、必要と認めるときは、本部会議に次の機関を協力機関として職員の出席を求めることができる。

- (1) 自衛隊の部隊及び機関
- (2) 市町
- (3) 市町消防
- (4) ライフライン等関係機関

(部の組織及び分担業務)

第6条 本部条例第4条第1項に規定する部は、別記第1部の欄に掲げるものとし、部にそれぞれ同表班の欄に掲げる班を置く。

2 班に班長及び班員を置く。

3 本部条例第4条第3項に規定する部長及び前項に規定する班長は別記第1部長相当職及び班長相当職の欄に掲げる職の者をもって充て、班員は班長の所属する組織に勤務するその他の職員をもって充てる。ただし、部長が必要と認めるときは、班長の所属する組織以外に勤務する職員（当該部に勤務する職員に限る。）を班員に充てることができる。

4 部及び班の分担業務は、別記第1分担業務の欄に掲げるもののほか、法令で定めるところにより所掌する事務で、災害応急対策の実施に関し必要なものとする。

5 部及び班は、その分担業務を遂行するにあたっては相互に協力し、他の部及び班並びに第8条に規定する支部と緊密な連絡のもとに災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

(事務局)

第7条 本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員、本部連絡員を置き、別記第2の職に掲げる者を充て、その所掌する業務は同表職務欄に掲げるとおりとする。

3 事務局に対策統括グループ、総務グループ、情報グループ及び支援グループ（以下「各グループ」という。）を置き、その構成員は、危機管理課（知事があらかじめ指定し兼務又は併任の発令を受けた職員を含む。）及び消防防災課の職員をもって充て、分担業務は別記第3のとおりとし、各グループのリーダーは、事務局長が指名するものとする。

4 前二項に規定する者は、本部が設置されたときは、本部長の指示する場所に安全を確保しつつ直ちに参集し、災害応急対策業務に従事しなければならない。

5 事務局は必要に応じて事務局会議を開催する。なお、事務局会議は、事務局長、事務局次長、事務局員で構成する。

(支部の設置)

第8条 本部内に支部を設置し、栃木県行政組織規程第4条に規定する出先機関に支部を置く。

2 支部の名称、設置場所、担当区域及び構成機関は別記第4のとおりとする。

3 構成機関は、担当区域に所在する機関及び担当区域の全部又は一部を管轄する機関とする。

4 支部は、本部が設置された場合に設置し、災害の発生するおそれが解消し、かつ災害応急対策が概ね完了したときに解散する。

(支部の組織及び業務)

第9条 支部の業務は別記第5に掲げるもののほか、法令の定めるところにより所掌する事務で、災害応急対策の実施に関し必要な事務とする。

2 支部に支部長、支部連絡員及び所連絡員を置き、それぞれ別記第6担当職欄に掲げる者をもって充て、その分担業務は同表分担業務欄に掲げるとおりとする。

3 支部は本部の関係部及び他の支部と協力し、災害応急対策を実施する。

(中央連絡部)

第10条 東京事務所に中央連絡部を置く。

2 中央連絡部に部長、班長、班連絡員を置き、それぞれ別記第7相当職欄に掲げる者をもって充て、その分担業務は同表分担業務欄に掲げるとおりとする。

3 中央連絡部は、国の関係省庁と本部との連絡調整を行う。

(非常配備)

第11条 本部は災害対策の活動を行うため、非常配備体制（以下「配備」という。）をとる。

2 配備の区分は次のとおりとする。ただし、警察本部の配備については警察本部長が別に定める。

号	非常配備の種類	災害の態様	体制	配備要員
1	第1非常配備	・ 県内において、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	部長又は支部長が必要と認める人員
2	第2非常配備	・ 災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合 ・ 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき ・ 県内に特別警報が発表されたとき ・ 県内で最大風速40m/sを観測したとき	全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	部長又は支部長が必要と認める人員

3 配備の区分は本部長が指令する。

4 配備要員は、休日等勤務時間外において第2条第1項第1号又は第2号の事象が発生したことを知ったとき又は配備の指令が発せられたときは、部長又は支部長の指示する場所に参集し、災害応急対策業務に従事しなければならない。

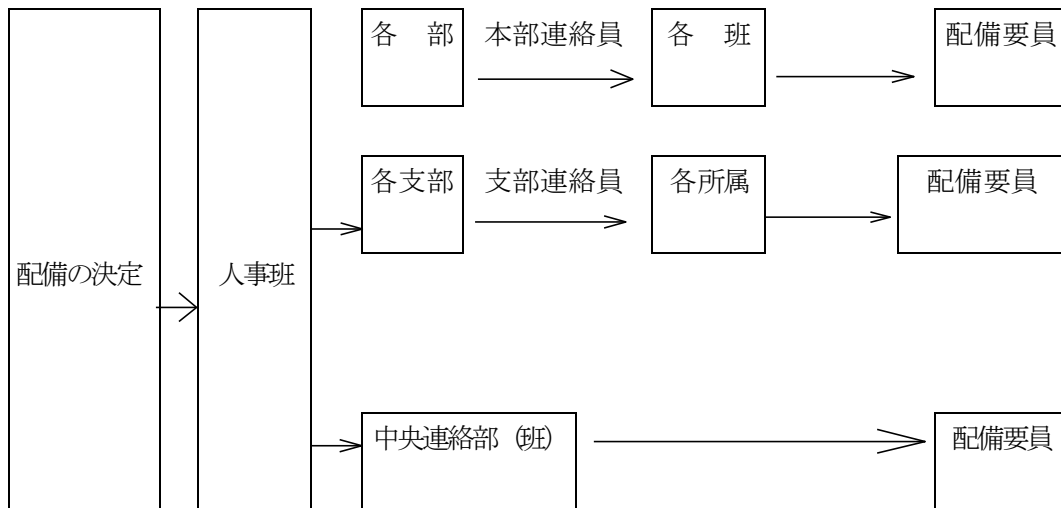
5 部長又は支部長は、前項の配備の指令が発せられた場合において、災害の態様により、その所掌する業務に関し特別の措置を講ずる必要がないと認められるときは、事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部又は支部の配備を変更し、又は解除することができる。

6 配備要員は、天候等の状況を踏まえ、安全を確保しつつ参集するものとする。

(動員)

第12条 部長及び支部長は、前条の配備の指令が発せられたときは、配備要員を動員する。

2 前項の動員の伝達は、人事班が本部連絡員、支部連絡員、所連絡員を通じて、次の系統図により行う。



3 休日等勤務時間外における伝達の体制については、各部、各支部及び中央連絡部ごとに具体的に連絡系統を定めておくものとする。

(現地災害対策本部の設置)

第13条 本部長は、大規模災害が発生した場合において必要と認めるときは、原則として最も被害が大きいと見込まれる地域を管轄する支部に現地災害対策本部を設置する。

2 本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ災害応急対策が概ね完了したと認めるときは現地災害対策本部を解散する。

(現地災害対策本部の組織)

第14条 本部条例第5条に規定する現地災害対策本部長は、原則として副本部長のなかから本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策副本部長は、災害対策本部員その他の職員のなかから本部長が指名する者をもって充てる。

2 本部条例第5条に規定する現地災害対策本部員は、本部員その他の職員のなかから本部長が指名する者及び当該支部の所属長、県立高校代表校の校長をもって充て、その他の職員は本部長が指名する者をもって充てる。

(現地災害対策本部の業務)

第15条 現地災害対策本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 被害状況、応急対策の実施状況の収集、取りまとめ及び本部への報告に関すること。
- (2) 市町、関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること。
- (4) 消防、警察、自衛隊等の災害救助活動の役割分担の調整に関すること。
- (5) 本部長の指示による応急対策の実施に関すること。
- (6) 現地災害対策本部構成機関所管に係る応急対策の実施に関すること。
- (7) その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。

2 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け現地において災害応急対策業務を総括する。

3 現地災害対策副本部長は、現地災害対策本部長を補佐し、現地災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

4 現地災害対策本部員及びその他の職員は、現地災害対策本部長の命を受け現地災害対策本部業務に従事する。

(現地災害対策本部会議)

第16条 現地災害対策本部に現地災害対策本部会議を置く。

- 2 現地災害対策本部会議は、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員をもって構成し、必要に応じ現地災害対策本部長が会議を招集し、主宰する。
- 3 現地災害対策本部会議は、前条第1項に掲げる業務を行うにあたって必要な基本的事項について協議決定し、及びその実施を推進する。
- 4 現地災害対策本部長は、必要がある場合は、県の関係機関、市町、市町消防、自衛隊、ライフライン等関係機関の職員の出席を求めることができる。

(第2警戒体制(本部設置前の警戒体制))

第17条 栃木県災害警戒本部設置要綱(平成27年4月1日実施)第2条に規定する栃木県災害警戒本部が設置されている場合において、気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発令され大規模な災害の発生が予見される等、災害対策の活動に備えるため特に必要があると認めるときは、別記3の構成員に掲げる者及び第11条第2項表中の第1非常配備の配備要員を配備するものとする。

- 2 第12条の規定は、前項の配備について準用する。

附 則

この要綱は、昭和56年7月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成2年11月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年6月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年7月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年10月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5（2023）年4月1日から実施する。

別記第1（第6条第1項～第4項関係）部及び班の組織及び分担業務

部 (部長相当職)	班 (班長相当職)	分 担 業 務
総合政策部 (総合政策部長)	総合政策班 (総合政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合政策部内の連絡調整に関する事。 2 国等との連絡調整に関する事。 3 政府、国会等への要望及び陳情に関する事。 4 国の機関、国会議員等の視察、調査に関する事。 5 本部長の秘書に関する事。 6 災害見舞視察者に関する事。 7 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	デジタル戦略班 (デジタル戦略課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	広報班 (広報課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 記者発表資料の提供についての調整、県民ニーズの把握に関する事。 2 報道機関に対する情報提供に関する事。 3 県民に対する情報提供に関する事。 4 災害関係の写真の収集・記録に関する事。
	市町村班 (市町村課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災市町の財政及び行政への助言に関する事。 2 被災市町の災害応急資金のあっせんに関する事。 3 地方交付税及び地方債（市町分に限る。）に関する事。 4 被災市町における市町村税の期限の延長、徴収の猶予、減免の指導に関する事。 5 被災市町の住民基本台帳事務への助言に関する事。
	地域振興班 (地域振興課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長の命ずる応急対策に関する事。
経営管理部 (経営管理部長)	財政班 (財政課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 経営管理部内の連絡調整に関する事。 2 災害予算の編成並びに救助及び復旧資金の調達、あっせんに関する事。 3 救助その他緊急措置の際の公用負担に係る損失補償額の裁定に関する事。 4 本部長の命ずる応急対策の実施に関する事。
	人事班 ※総務事務センターを含む (人事課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策職員の動員及び調整に関する事。 2 市町等に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関する事。 3 国及び他の都道府県に対する職員派遣要請及び関係部へのあっせんに関する事。 4 職員の罹災状況の把握に関する事。

		5 災害功労者の表彰に関すること。
	行政改革 I C T 推進班 (行政改革 I C T推進課長)	1 情報通信ネットワーク及びコンピュータシステムの復旧に関する こと。
	職員厚生班 (職員厚生課 長)	1 本部員及び事務局職員等(他都道府県の応援職員を含む。)の 支援に関すること。 2 職員の福利厚生に関すること。
	文書学事班 (文書学事課 長)	1 災害関係文書及び物品の収受、配布及び発送に関すること。 2 災害関係の公報掲載に関すること。 3 私立学校の被災状況及び被災者の私立学校への避難状況等の 情報収集に関すること。 4 私立学校の災害応急対策に関すること。 5 災害対策に協力する私立学校学生生徒の連絡調整に関するこ と。 6 学校等に避難所を開設することについての協力に関するこ と。
	管財班 (管財課長)	1 県有財産の災害対策に関すること。 2 庁内の電力に関すること。 3 庁内の電話に関すること。 4 県有車両の災害対策のための配車に関すること。 5 災害対策本部設備の設置に関すること。
	税務班 (税務課長)	1 県税事務所(自動車税事務所を含む。)との連絡調整に関する こと。 2 税務オンラインシステムの復旧に関すること。 3 県税の減免に関すること。 4 県税の徴収猶予及び申告等の期限の延長に関すること。 5 県税の納税証明に関すること。
生活文化スポー ツ部 (生活文化スポ ーツ部長)	県民協働推進班 (県民協働推進 課長)	1 県民生活部内の連絡調整に関すること。 2 ボランティアに関する情報収集・連絡調整に関すること。 3 県内在住外国人に対する情報提供に関すること。 4 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	文化振興班 (文化振興課 長)	1 県立文化財施設及び文化財の被害状況の把握に関すること。 2 県立文化財施設及び文化財の災害対策に関すること。
	スポーツ振興課 (スポーツ振興 課長)	1 公立社会体育施設の被害状況の把握に関すること。 2 公立社会体育施設の災害対策に関すること。 3 県総合運動公園における救援物資等受入に係る連絡調整に関

		<p>すること。</p> <p>4 避難所開設への協力に関すること。（県立体育施設関係）</p>
	<p>くらし安全安心班 （くらし安全安心課長）</p>	<p>1 生活関係物資の価格及び需給の調整に関すること。</p> <p>2 応急生活用品の確保・配送のための関係生活協同組合との連絡調整に関すること。</p> <p>3 交通安全対策の連絡調整に関すること。</p>
	<p>人権男女共同参画班 （人権男女共同参画課長）</p>	<p>1 避難所運営等における男女共同参画に関すること。</p>
	<p>統計班 （統計課長）</p>	<p>1 統計調査員の被災状況等に関する情報収集、連絡調整に関すること。</p>
<p>保健福祉部 （保健福祉部長）</p>	<p>保健福祉班 （保健福祉課長）</p>	<p>1 保健福祉部内の連絡調整に関すること。</p> <p>2 保健医療福祉調整本部に関すること。</p> <p>3 県立病院に係る応急対策の実施に関すること。</p> <p>4 社会福祉施設の被災等情報収集に関すること。</p> <p>5 被災者に対する生活保護法の適用に関すること。</p> <p>6 災害時における福祉支援に関すること。</p> <p>7 本部長の命ずる応急対策に関すること。</p>
	<p>医療政策班 （医療政策課長）</p>	<p>1 保健医療福祉調整本部（災害医療コーディネートチームに関することに限る）に関すること。</p> <p>2 医療救護活動のための看護職員の派遣依頼・調整に関すること。</p>
	<p>高齢対策班 （高齢対策課長）</p>	<p>1 老人保健・福祉施設の応急対策に関すること。</p> <p>2 被災地における要配慮者（高齢者）の施設受入れに関すること。</p>
	<p>健康増進班 （健康増進課長）</p>	<p>1 在宅呼吸器装着難病患者、透析患者の避難等支援対策に関すること。</p> <p>2 避難所及び給食施設における食事の提供・栄養管理に関すること。</p> <p>3 食物アレルギーや慢性疾患等の要配慮者への食事支援及び調達調整に関すること</p> <p>4 被災者の健康管理や各種疾病の予防に関すること。</p>
	<p>感染症対策班 （感染症対策課長）</p>	<p>1 感染症サーベイランスに関すること</p> <p>2 災害時における防疫に関すること。</p>
	<p>障害福祉班 （障害福祉課長）</p>	<p>1 障害者支援施設の応急対策に関すること。</p> <p>2 障害児入所施設の応急対策に関すること。</p> <p>3 障害福祉サービス事業所の応急対策に関すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 4 障害児通所支援事業所の応急対策に関する事。 5 要配慮者（障害児者）の施設受け入れに関する事。 6 被災者のメンタルヘルスケアに関する事。 7 避難所における手話通訳者・要約筆記者の派遣調整に関する事
	こども政策班 （こども政策課長）	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設の応急対策に関する事。 2 被災児童の施設受け入れに関する事。 3 被災児童のメンタルヘルスケアに関する事。 4 被災者に対する児童扶養手当法の適用に関する事。 5 被災地における母子の施設受け入れに関する事。 6 被災母子世帯等に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する事。
	生活衛生班 （生活衛生課長）	<ul style="list-style-type: none"> 1 食品の衛生に関する事。 2 応急給水に関する事。 3 被災地の動物の保護管理に関する事。 4 遺体の埋葬処理に関する事。
	薬務班 （薬務課長）	<ul style="list-style-type: none"> 1 医薬品、衛生材料及び輸血用血液等の確保及び供給に関する事。
	国保医療班 （国保医療課長）	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する国民健康保険税等の猶予・減免等に関する事。 2 国民健康保険直営診療所の応急対策に関する事。
	指導監査班 （指導監査課長）	<ul style="list-style-type: none"> 1 保健医療福祉調整本部業務の支援（社会福祉施設等に係る被災情報の収集）に関する事 2 各課が所管する社会福祉施設等に係る被災情報の収集（高齢対策班・障害福祉班・こども政策班への支援）に関する事。
環境森林部 （環境森林部長）	環境森林政策班 （環境森林政策課長）	<ul style="list-style-type: none"> 1 環境森林部内の連絡調整に関する事。 2 環境森林部に係る被害等の情報収集・伝達等に関する事。 3 環境森林事務所等との連絡調整に関する事。 4 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	気候変動対策班 （気候変動対策課長）	<ul style="list-style-type: none"> 1 太陽光発電施設（鹿沼市）の災害対策に関する事。
	環境保全班 （環境保全課長）	<ul style="list-style-type: none"> 1 有害物質による水環境汚染、大気環境汚染の情報提供及び発生源対策に関する事。 2 放射性物質による環境影響の情報提供及び調査に関する事。
	自然環境班 （自然環境課長）	<ul style="list-style-type: none"> 1 自然公園等施設の災害対策に関する事。

	資源循環推進班 (資源循環推進課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の処理に関する事。 2 廃棄物処理施設の災害対策に関する事。
	林業木材産業班 (林業木材産業課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 林産物、林業施設等の災害対策に関する事。 2 被災地の復旧事業資金等の融資に関する事。 3 災害復旧用木材、木炭等の確保に関する事。
	森林整備班 (森林整備課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 山地の災害対策に関する事。 2 治山施設の災害対策に関する事。 3 林道施設の災害対策に関する事。 4 県有林等の災害対策に関する事。
産業労働観光部 (産業労働観光部長)	産業政策班 (産業政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 産業労働観光部内の連絡調整に関する事。 2 産業団地の被害状況の把握に関する事。 3 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	工業振興班 (工業振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 火薬類の保安対策に関する事。 2 高圧ガス、LPガスの保安対策に関する事。 3 砂利採取場、採石場の保全対策に関する事。 4 産業技術センター(4技術支援センターを含む)の災害対策に関する事。
	経営支援班 (経営支援課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 県内中小・小規模事業者の被害状況の把握に関する事。 2 被災中小・小規模事業者に対する金融支援に関する事。
	国際経済班 (国際経済課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 渡航者に対する情報提供に関する事。
	観光交流班 (観光交流課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 観光施設等の被害状況の把握に関する事。 2 栃木県立宇都宮産業展示館の災害対策に関する事。
	労働政策班 (労働政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災労働者及び被災事業者の雇用対策に係る栃木労働局等との連絡調整に関する事。 2 産業技術専門校の災害対策に関する事。
農政部 (農政部長)	農政班 (農政課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 農政部内の連絡調整に関する事。 2 被災者に対する食糧の確保・供給の総合調整に関する事。 3 農業災害に関する事。 4 農業振興事務所との連絡調整に関する事。 5 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	農村振興班 (農村振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 農村環境施設の災害対策に関する事。 2 都市農村交流施設の災害対策に関する事。 3 内水面漁業に係る災害対策に関する事。
	経済流通班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災農家に対する経営資金及び農業用施設復旧資金の融資に

	(経済流通課長)	<p>関すること。</p> <p>2 農業共済金の仮払及び早期支払に関すること。</p> <p>3 農業共同利用施設の災害対策に関すること。</p> <p>4 被災者に対する生鮮野菜の確保・供給に関すること。</p>
	経営技術班 (経営技術課長)	<p>1 農作物、農業生産施設等の災害技術対策及び被災家畜の飼養管理技術対策に関すること。</p> <p>2 災害時における農作物の生産資材の調整に関すること。</p> <p>3 災害時における農作物の病虫害発生予防予察及び防除に関すること。</p>
	生産振興班 (生産振興課長)	<p>1 園芸、特産施設等の災害対策に関すること。</p> <p>2 災害時における園芸特産施設の資材に関すること。</p> <p>3 農作物、農業生産施設等の災害対策に関すること。</p>
	畜産振興班 (畜産振興課長)	<p>1 家畜、飼養管理施設等の災害対策に関すること。</p> <p>2 災害時における家畜の防疫、診断に関すること。</p> <p>3 家畜保健衛生所等との連絡調整に関すること。</p> <p>4 被災者に対する食肉製品、牛乳の確保・供給に関すること。</p>
	農地整備班 (農地整備課長)	<p>1 農地及び農業水利施設等の災害対策に関すること。</p> <p>2 農業振興事務所農村整備部との連絡・調整に関すること。</p>
県土整備部 (県土整備部長)	総括班 (監理課長)	<p>1 災害対策に関する事務の総括。</p> <p>2 栃木県災害対策本部との連絡調整に関すること。</p> <p>3 本部長の命ずる応急対策に関すること。</p> <p>4 全般的な被災状況の把握及び対策等の立案並びに各班及び支部に対する情報伝達に関すること。</p> <p>5 各班員の人員調整に関すること。</p>
	防災班 (河川課県土防災対策班長)	<p>1 県土整備部災害対策本部事務局業務に関すること。</p> <p>2 土木事務所等や防災関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>3 県民生活部広報班との連絡調整に関すること。</p> <p>4 気象庁、国土交通省関東地方整備局、本部各班からの情報収集に関すること。</p> <p>5 県土整備部に係る被災状況の情報収集及び整理保管に関すること。</p> <p>6 国土交通省リエゾン対応に関すること。</p>
	監理班 (総務主幹)	<p>1 県土整備部内の連絡調整に関すること。</p> <p>2 県土整備部内の庶務に関すること。</p> <p>3 その他各班に定めていない事項に関すること。</p>
	技術管理班 (技術管理課長)	<p>1 備蓄資機材の数量把握、使用調整及び搬出等に関すること。</p> <p>2 災害対策資機材の調達、斡旋等に関すること。</p> <p>3 一般社団法人栃木県建設業協会等への資材提供要請に関する</p>

		こと。
	交通政策班 (交通政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資輸送等の車両及びヘリコプター（民間が所有するものに限る。）の確保に関する事。 2 災害対策本部員及び災害対策資材の輸送に関する事。 3 公共交通機関の情報収集に関する事。
	道路班 (道路保全課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路施設の被災状況の把握及びその対策に関する事。 2 緊急輸送道路ネットワークの確保に関する事。 3 通行規制及び迂回路の設定に関する事。
	河川班 (河川課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川管理施設等の被災状況の把握及びその対策に関する事。 2 洪水予報、水位周知情報及び水防警報の発表に関する事。
	砂防水資源班 (砂防水資源課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 砂防設備等の被災状況の把握及びその対策に関する事。 2 土砂災害警戒区域等の被災状況の把握に関する事。 3 土砂災害警戒情報の発表に関する事。 4 ダム管理施設等の被災状況の把握及びその対策に関する事。 5 県土整備部所管ダムの放流情報の通知等に関する事。
	都市班 (都市整備課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市施設の被災状況の把握及びその対策に関する事。 2 公園施設の災害時利用に関する事。 3 下水道施設の被災状況の把握及びその対策に関する事。 4 市街地の被災状況の把握及びその対策に関する事。
	住宅班 (住宅課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共建築物、公営住宅の被災状況の把握及びその対策に関する事。※ 2 建築物の被災状況の調査及び情報収集に関する事。※ 3 防災拠点施設等県有建築物の災害対策に関する事。※ 4 応急仮設住宅等に関する事。 5 住宅金融に関する事。 6 建築物応急危険度判定業務に関する事。 7 被災宅地危険度判定業務に関する事。 <p>※建築指導担当が置かれていない土木事務所も含む。</p>
	用地班 (用地課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急措置のための土地の使用に関する事。 2 応急措置のために使用した土地の損失補償に関する事。
危機管理防災局 (危機管理防災局長)	危機管理班 (危機管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機管理防災局内の連絡調整に関する事。 2 災害救助法の適用に関する事。 3 被災者生活再建支援法の適用に関する事。 4 災害弔慰金の支給等に関する法律の適用に関する事。 5 緊急輸送車両の確認事務に関する事。
	消防防災班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防・防災ヘリコプターの運航及び運用に関する事。

	(消防防災課長)	<ul style="list-style-type: none"> 2 消防の広域応援に関する事。 3 緊急消防援助隊に関する事。
会計局 (会計局長)	会計管理班 (会計管理課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 会計局内の連絡調整に関する事。 2 財務会計システム通信回線復旧に関する事。 3 「災害時に必要な物資の供給に関する協定」に定められた物資以外の物品の調達等に関する事。 4 支払(国費・県費)等業務に関する事。 5 指定金融機関及び収納代理金融機関の被災等情報収集に関する事。 6 本部長の命ずる応急対策に関する事。
企業局 (企業局長)	経営企画班 (経営企画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 企業局内の連絡調整に関する事。 2 企業局における災害予算の編成並びに決算及び経理に関する事。 3 企業局における災害対策の企画立案に関する事。 4 県民ゴルフ場施設の災害対策に関する事。 5 栃木県本町合同ビル施設の災害対策に関する事。 6 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	地域整備班 (地域整備課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 産業団地の造成現地等の災害対策に関する事。
	電気班 (電気課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 県営発電所施設の災害対策に関する事。
	水道班 (水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 県営水道及び工業用水道施設の災害対策に関する事。
議会事務局 (議会事務局長)	議会班 (議会事務局次長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 他都道府県議会の視察調査に関する事。 2 本部長の命ずる応急対策に関する事。
人事委員会事務局 (人事委員会事務局長)	人事委員会班 (総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部長の命ずる応急対策に関する事。
監査委員事務局 (監査委員事務局長)	監査委員班 (監査課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部長の命ずる応急対策に関する事。
労働委員会事務局 (労働委員会事務局長)	労働委員会班 (審査調整課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部長の命ずる応急対策に関する事。

務局長)		
教育委員会事務局 (教育長)	教育政策班 (教育政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会事務局内の連絡調整に関すること。 2 教育関係の被害調査に関すること。 3 学校等に避難所を開設することについての協力に関すること。 4 教育関係義援金品の受付等に関すること。 5 被災生徒の育英奨学に関すること。 6 教育関係の広報に関すること。 7 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	施設班 (施設課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公立学校の施設設備の災害対策に関すること。
	学校安全班 (学校安全課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公立学校施設の被害状況の把握に関すること。 2 児童生徒等の被災状況の把握並びに市町教育委員会への指導助言及び各県立学校への連絡指導に関すること。 3 学校に避難所を開設することについての協力に関すること。 4 被災した児童生徒及び職員の健康管理に関すること。 5 被災職員に対する福利厚生に関すること。
	義務教育班 (義務教育課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災児童生徒の応急教育及び授業に関すること。 2 教科書等の調達、あっせん等に関すること。 3 教職員の被災状況の調査等に関すること。 4 教職員の応急対策実施のための動員確保に関すること。
	高校教育班 (高校教育課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災生徒の応急教育及び授業に関すること。 2 教科書等の調達、あっせん等に関すること。 3 避難所等開設への協力に関すること。(県立学校関係) 4 応急対策の実施に協力する学校の連絡調整に関すること。(県立学校関係) 5 教職員の被災状況の調査等に関すること。 6 教職員の応急対策実施のための動員確保に関すること。
	特別支援教育班 (特別支援教育課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災児童生徒の応急教育及び授業に関すること。
	生涯学習班 (生涯学習課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公立社会教育施設の被害状況の把握に関すること。 2 公立社会教育施設の災害対策に関すること。 3 避難所開設への協力に関すること。(県立社会教育施設関係) 4 公民館等に避難所を開設することについての市町教育委員会との連絡調整に関すること。
	健康体育班 (健康体育課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健及び給食の施設及び設備の被災状況の把握に関すること。 2 被災地における学校給食の対策に関すること。

		3 保健及び給食に係る国民保護措置に関すること。
警察本部 (警察本部長)	警務班 (警務部長)	1 警察広報に関すること。
	生活安全班 (生活安全部長)	1 犯罪の予防、民心の安定等生活安全活動に関すること。 2 経済事案、危険物等の取締りに関すること。
	地域班 (地域部長)	1 人命の救助及び避難誘導に関すること。 2 警察無線の運用に関すること。
	刑事班 (刑事部長)	1 犯罪の捜査に関すること。 2 死体の検視に関すること。
	交通班 (交通部長)	1 交通規制、指導取締りに関すること。 2 交通の確保に関すること。
	警備班 (警備部長)	1 警察本部内の連絡調整に関すること。 2 災害警備計画の策定に関すること。 3 警備部隊の動員及び運用に関すること。 4 人命の救助及び避難誘導に関すること。 5 警察災害派遣隊に関すること。 6 警察ヘリに関すること。

別記第2（第7条第2項関係）事務局の組織

職名	担当職	職務
事務局長	危機管理防災局長	事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事務局次長	危機管理課長 消防防災課長	事務局長を補佐し、事務局長の不在時には、その職務を代理する。
事務局員	総合政策課政策調整監 広報課長 財政課総務主幹 人事課主幹 管財課長 県民協働推進課総務主幹 保健福祉課総務主幹 環境森林政策課総務主幹 産業政策課総務主幹 農政課総務主幹 監理課総務主幹 河川課県土防災対策班長 危機管理課総務主幹 会計局会計管理課課長補佐	災害応急対策に関し、災害対策本部と各部との調整事務を行う。

	企業局経営企画課総務主幹 教育委員会事務局教育政策課総務主幹 警察本部警備第二課長	
本部連絡員	総合政策課（総務企画担当） 広報課（広報担当） 財政課（総務企画担当） 人事課（行政管理担当） 管財課（管理担当） 県民協働推進課（企画調整担当） 保健福祉課（企画調整担当） 環境森林政策課（企画調整担当） 産業政策課（企画調整担当） 農政課（企画調整担当） 監理課（企画調整担当） 河川課（課長補佐） 会計局会計管理課（総務企画担当） 企業局経営企画課（企画調整担当） 教育委員会事務局教育政策課（企画調整担当） 警備第二課（課長補佐）	1 第12条に定める動員の所属部班への伝達に関すること。 2 所属部と本部事務局との連絡調整に関すること。 3 所属部に係る被害又は災害対策活動に関する情報の収集伝達及び資料の整理に関すること。

別記第3（第7条第3項関係）事務局の組織・職務

グループ名	分担業務
対策統括 グループ	1 事務局長、事務局次長への助言に関すること。 2 状況等の分析、予測に関すること。 3 応急対策全体の企画立案に関すること。 4 各グループへの助言に関すること。 5 災害応急対策に係る全体調整・進行管理に関すること。 6 関係機関等との連携計画に関すること。 7 報道機関に関する調整に関すること。 8 現地対策本部設置の調整及び国の現地対策本部との調整に関すること。 9 災害応急対策の進捗状況等について、必要な場合における他グループへの助言に関すること。 10 重要情報に係る報道機関からの取材対応に関すること。 11 氏名公表の実施判断に関すること。
総務 グループ	1 本部事務局（国の現地対策本部を含む）の庶務及び支援に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 本部長報告及び議会対応に関すること。

	<p>4 支部との連絡調整に関する事。</p> <p>5 緊急対策要員の配備や事務局勤務シフト等の事務に関する事。(各部局からの動員調整を含む)</p> <p>6 本部及び支部の施設被害や職員安否の取りまとめに関する事。</p> <p>7 義援金の受入・配分に関する事。</p> <p>8 視察調査受入の支援に関する事。</p> <p>9 氏名公表に関する事。</p> <p>10 安否情報システムの入力に関する事。</p>
情報グループ	<p>(情報収集・整理チーム)</p> <p>1 被害情報・関係機関の活動情報・市町からの支援ニーズ等の収集・整理に関する事。</p> <p>2 被害報の作成に関する事。</p> <p>3 情報データの集計及び地図への表示、整理に関する事。</p> <p>4 各部、各班の被害状況及び対策状況の取りまとめに関する事。</p> <p>5 被害状況や対策状況等の情報提供及び対応記録に関する事。</p> <p>6 気象情報及びヘリテレ等の情報収集伝達に関する事。</p> <p>7 被害報に係る報道機関からの取材対応に関する事。</p> <p>(機器通信・情報発信チーム)</p> <p>1 記者会見等報道資料の作成及び取りまとめに関する事。</p> <p>2 広報班との連絡調整に関する事。</p> <p>3 被害報発信等の情報発信に関する事。</p> <p>4 消防庁への報告に関する事。</p> <p>5 防災行政ネットワーク等通信インフラの統制及び維持に関する事。</p> <p>6 危機管理センター及び防災情報システムの管理、運用に関する事。</p> <p>7 可搬型通信手段の設置、運営に関する事。</p>
支援グループ	<p>(支援調整チーム)</p> <p>1 国、都道府県、県内市町等への支援要請の調整に関する事。</p> <p>2 公共機関、協力機関等との調整に関する事。</p> <p>3 災害救助法、生活再建支援法、激甚災害法等の適用に関する事。</p> <p>4 その他市町等が行う応急対策の支援の調整と進行管理に関する事。</p> <p>5 ボランティア活動の支援に関する事。</p> <p>(人的支援チーム)</p> <p>1 自衛隊、緊急消防援助隊等の派遣要請と受入手続に関する事。</p> <p>2 自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の活動調整に関する事。</p> <p>3 栃木県消防応援活動調整本部に関する事。</p> <p>4 救出救助、医療、避難所活動等の人的支援に関する事。</p> <p>5 応急対策職員派遣制度に係る人員支援の調整に関する事。</p> <p>6 その他被災地への人員支援体制の調整に関する事。</p> <p>(物的支援チーム)</p>

<ol style="list-style-type: none"> 1 支援物資や資機材の需要調整及び調達、供給に関すること。 2 義援物資の受入に関すること。 3 備蓄物資の提供に関すること。 4 その他被災地への物資、資機材支援体制の調整に関すること。
<p>(施設物流チーム)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支援物資集積地の確保及び県有施設、車両の提供に関すること。 2 緊急輸送車両の調整及び手続に関すること。 3 緊急輸送道路の調整及び手続に関すること。 4 物資の集積及び配送等物流に関すること。 5 避難所の開設及び運営の支援に関すること。 6 その他被災地への設備物流支援体制の調整に関すること。
<p>(航空運用調整チーム)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防、警察、自衛隊等の航空部隊に係る派遣要請と受入手続に関すること。 2 偵察活動、航空部隊の応急対策活動の調整に関すること。

別記第4（第8条第3項関係）支部の名称、設置場所、担当区域及び構成機関

名 称 (設置場所)	担当区域	構 成 機 関
河内支部 (宇都宮県税事務所 内)	宇都宮市 上三川町	宇都宮県税事務所、自動車税事務所、美術館、博物館、とちぎ男女共同参画センター、県南健康福祉センター、保健環境センター、衛生福祉大学校、障害者総合相談所、精神保健福祉センター、中央児童相談所、動物愛護指導センター、県東環境森林事務所、林業センター、計量検定所、産業技術センター、宇都宮労政事務所、県央産業技術専門校、河内農業振興事務所、農業試験場、農業大学校、農業環境指導センター、県央家畜保健衛生所、宇都宮土木事務所、下水道管理事務所、公園事務所、消防学校、河内教育事務所、総合教育センター、文書館、図書館、県立学校（当該支部の担当区域に所在するものに限る。以下同じ。）
上都賀支部 (鹿沼県税事務所 内)	鹿沼市 日光市	鹿沼県税事務所、県西健康福祉センター、今市健康福祉センター、中央児童相談所、県西環境森林事務所、上都賀農業振興事務所、県央家畜保健衛生所、鹿沼土木事務所、日光土木事務所、今市発電管理事務所、上都賀教育事務所、県立学校
芳賀支部 (真岡県税事務所 内)	真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町	真岡県税事務所、県東健康福祉センター、中央児童相談所、食肉衛生検査所、県東環境森林事務所、窯業技術支援センター、芳賀農業振興事務所、県央家畜保健衛生所、真岡土木事務所、芳賀教育事務所、芳賀青年の家、県立学校
下都賀支部	栃木市	栃木県税事務所、県南健康福祉センター、栃木健康福祉センター、

(栃木県税事務所内)	小山市 下野市 壬生町 野木町	県南児童相談所、県南環境森林事務所、小山環境管理事務所、繊維物技術支援センター、小山労政事務所、下都賀農業振興事務所、農業試験場いちご研究所及び栃木農場、県南家畜保健衛生所、栃木土木事務所、下都賀教育事務所、太平少年自然の家、県立学校
塩谷南那須支部 (矢板県税事務所内)	矢板市 さくら市 塩谷町 高根沢町 那須烏山市 那珂川町	矢板県税事務所、県北健康福祉センター、矢板健康福祉センター、烏山健康福祉センター、県北児童相談所、県北環境森林事務所、矢板森林管理事務所、塩谷南那須農業振興事務所、農業試験場原種農場、県央家畜保健衛生所、県北家畜保健衛生所、矢板土木事務所、烏山土木事務所、鬼怒水道事務所、塩谷南那須教育事務所、県立学校
那須支部 (大田原県税事務所内)	大田原市 那須塩原市 那須町	大田原県税事務所、県北健康福祉センター、県北児童相談所、県北環境森林事務所、大田原労政事務所、県北産業技術専門校、那須農業振興事務所、那須広域ダム管理支所、農業試験場黒磯農場、水産試験場、県北家畜保健衛生所、畜産酪農研究センター、大田原土木事務所、今市発電管理事務所板室管理支所、北那須水道事務所、那須教育事務所、県立学校
安足支部 (安足県税事務所内)	足利市 佐野市	安足県税事務所、自動車税事務所佐野支所、安足健康福祉センター、県南児童相談所、県南環境森林事務所、繊維技術支援センター、県南技術支援センター、足利労政事務所、県南産業技術専門校、安足農業振興事務所、県南家畜保健衛生所、安足土木事務所、安足教育事務所、県立学校

別記第5（第9条第1項関係）支部の業務

業 務	
1	支部内の連絡調整に関すること。（県税事務所）
2	県備蓄品の市町への提供に関すること。
3	市町が行う災害対策業務の応援に関すること。
4	その他本部長が指示する災害応急対策に関すること。

別記第6（第9条第2項関係）支部長等の職名、担当職及び分担業務

職 名	担 当 職	分 担 業 務
支部長	県税事務所長	支部の業務の総括に関すること。 (支部長不在時は保健福祉部、環境森林部、農政部、県土整備部の順で各事務所長がその職務の代理を務める。)
支部連絡員	県税事務所の補佐	1 支部内への連絡事項の伝達に関すること 2 本部及び他の支部との連絡調整に関すること。
所連絡員	支部を構成する事務所等の職員の中から当該事務所長の	支部を構成する他事務所との連絡調整に関すること、及び本部の関係部班との連絡調整に関すること。

	指名する者	
--	-------	--

別記第7（第10条第2項関係）中央連絡部の部長等の職名、担当職及び分担業務

部 名	職 名	担 当 職	分 担 業 務
中央連絡部	部 長	東京事務所長	部の業務の総括に関する事。
	班 長	東京事務所次長	1 部長の補佐に関する事、及び部長不在時におけるその職務の代理に関する事。 2 班の指揮監督に関する事。
	班連絡員	東京事務所の補佐相当職の者のうちから班長の指名する者	1 班内の連絡調整に関する事。 2 本部関係部班と班の連絡調整に関する事。

栃木県緊急対策要員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模災害発生時における被害情報の収集、緊急初期応急対策業務を円滑に実施するため、栃木県地域防災計画に基づき、職員の配備体制の一環として設置される緊急対策要員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(緊急対策要員の設置)

第2条 緊急対策要員は、以下のとおり置くものとする。

- (1) 市町に派遣され、情報収集等を行う緊急対策要員（以下、「情報収集要員」という）
- (2) 市町災害対策本部内へ派遣される緊急対策要員（以下、「栃木県災害マネジメント総括支援員」という）
- (3) 広域物資拠点の運営等を行う緊急対策要員（以下、「広域物資拠点運営要員」という）

(緊急対策要員の業務)

第3条 緊急対策要員は、次の業務に従事するものとする。

- (1) 情報収集要員
市町での情報収集・連絡調整等業務
- (2) 栃木県災害マネジメント総括支援員
市町災害対策本部の支援業務
- (3) 広域物資拠点運営要員
広域物資拠点の運営業務

(緊急対策要員の指定)

第4条 緊急対策要員は、設置する区分に応じて次の各号に規定する要件のすべてに該当する者のうちから、知事があらかじめ指定するものとする。ただし、栃木県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱で定める本部連絡員及び支部連絡員については、この限りでない。

- (1) 情報収集要員
 - ア 発災後2日目以内の情報収集要員
 - (ア) 当該市町、又は当該市町に隣接する市町に在住する者
 - (イ) 原則として課長補佐級、係長級の者（総括補佐、グループリーダーを除く）
 - イ 発災後3日目以降の情報収集要員
 - (ア) 本庁及び災害対策支部の構成機関に所属する者
 - (イ) 原則として、課長補佐級、係長級及び主任の職位にある者（総括補佐、グループリーダーを除く）
- (2) 栃木県災害マネジメント総括支援員
下記アからウのいずれかの業務経験がある課長級（所属長を除く）、総括補佐又は課長補佐級（グループリーダー）の職位にある者

- ア 平成27年度以降に危機管理課又は消防防災課に在課
- イ 過去5年以内に県が実施する防災図上総合訓練に複数回参加
- ウ 過去5年以内に県が実施する防災図上総合訓練に対策統括グループの構成員として参加

(3) 広域物資拠点運営要員

- ア 宇都宮市、又は宇都宮市に隣接する市町に在住する者
- イ 課長補佐級以下の者（総括補佐、グループリーダーを除く）

2 緊急対策要員の指定期間は、1年とする。ただし、更新を妨げない。

(市町への緊急対策要員の派遣)

第5条 知事は、次に掲げる場合には、発災後2日目以内の情報収集要員を、正規の勤務時間の内外を問わず、あらかじめ指定された市町へ派遣するものとする。ただし、(1)又は(2)の場合には、発災後2日目以内の情報収集要員は、安全を確保の上、あらかじめ指定された市町へ赴くものとする。

- (1) 県内に震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 県内に特別警報が発表された場合
- (3) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事が必要と認めるとき

2 知事は、必要と認める場合には、発災後3日目以降の情報収集要員を、正規の勤務時間の内外を問わず、市町へ派遣するものとする。

なお、本部が設置されない場合は、危機管理防災局長からの要請により派遣するものとする。

3 知事は、市町長から栃木県災害マネジメント総括支援員の派遣要請を受けた場合には、あらかじめ定めた名簿から職員を選定し、市町へ直ちに派遣するものとする。

(広域物資拠点運営要員の派遣)

第6条 知事は、必要と認める場合には、広域物資拠点運営要員を、正規の勤務時間の内外を問わず、広域物資拠点へ派遣するものとする。

(緊急対策要員の解除)

第7条 知事は、緊急対策要員が第3条第1項の各号に該当しなくなった場合、その指定を解くことができるものとする。

(庶務)

第8条 緊急対策要員に関する事務は、危機管理防災局危機管理課において所掌する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、緊急対策要員の取り扱いに関し必要な事項は、別に要領

で定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 1 月 1 0 日から施行する。

この要綱は、平成 1 4 年 1 月 3 1 日から実施する。

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 2 5 年 3 月 1 4 日から実施する。

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 2 8 年 3 月 3 1 日から実施する。

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

3-1-5 災害時の初動体制確立のための関係機関連絡会議要綱

1 会議の趣旨

阪神・淡路大震災を教訓にして、栃木県内に大規模災害等が発生した際の初期段階の消火・救助活動等（以下「初期活動」という。）において、関係防災機関が連携を密にしながら迅速・的確に活動できる体制を確立するため、「災害時の初動体制確立のための関係機関連絡会議」（以下「会議」という。）を設置する。

2 会議の構成

会議は、次の機関をもって構成する。

栃木県消防長会
陸上自衛隊第12特科隊本部
自衛隊栃木地方協力本部
国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所
国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所
国土交通省関東地方整備局渡良瀬川河川事務所
栃木県警察本部警備部警備第二課
栃木県警察本部地域部地域課
栃木県警察本部交通部交通規制課
栃木県環境森林部環境森林政策課
栃木県県土整備部河川課
栃木県県民生活部危機管理課
栃木県県民生活部消防防災課

3 会議において検討する事項等

会議においては、大規模災害等発生の際の初期活動において、県、消防機関、警察及び自衛隊等が連携を密にしながら迅速・的確に活動できる体制の確立方策等について検討し、その結果を県地域防災計画の見直し等に活用する。

なお、主な検討内容等は次のとおりと考えられる。

- (1) 初期活動における関係機関の役割分担の検討
- (2) 初期活動における連絡調整の方法などの検討
- (3) 災害現場における効率的な協力のあり方の検討
- (4) 災害発生時の初期活動機関の連絡網の整備
- (5) その他

4 会議の開催

会議は、必要の都度開催することとし、県危機管理課長が主宰する。
なお、県危機管理課長に事故等あるときは県消防防災課長が代理する。

5 会議の事務処理

会議の事務は、県危機管理課において処理する。

6 その他

- (1) この要綱に定めるもののほか、会議に関して必要な事項は、県危機管理課長が別に定める。
- (2) この要綱は、平成7年5月11日から実施する。
- (3) この要綱は、平成8年4月1日から実施する。
- (4) この要綱は、平成13年3月27日から実施する。
- (5) この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
- (6) この要綱は、平成19年4月1日から実施する。
- (7) この要綱は、平成20年12月5日から実施する。
- (8) この要綱は、平成24年5月14日から実施する。

- (9) この要綱は、平成25年5月14日から実施する。
- (10) この要綱は、平成26年6月24日から実施する。
- (11) この要綱は、平成27年5月12日から実施する。
- (12) この要綱は、平成30年5月10日から実施する。

3-1-6 ライフライン等関係機関連絡調整会議設置要綱

(目的)

第1条 災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書第5条の規定に基づき、災害応急対策の迅速かつ効果的な実施体制を確立するため、ライフライン等関係機関連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡調整会議は、次の事項について協議する。

- (1) 災害時の応急対策業務の実施体制に関すること。
- (2) ライフライン等関係機関相互の連携に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) その他必要な事項の調整に関すること。

(構成)

第3条 連絡調整会議は、別表に掲げる防災関係機関の所属の者をもって構成する。

(会議)

第4条 連絡調整会議は、栃木県県民生活部危機管理課長（以下「危機管理課長」という。）が招集し、毎年定期的及び必要に応じて随時開催するものとする。

2 危機管理課長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に、連絡調整会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 連絡調整会議の庶務は、栃木県県民生活部危機管理課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、危機管理課長が定める。

付則

この要綱は、平成8年12月25日から適用する。

この要綱は、平成11年4月27日から適用する。

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

(別表) (第3条関係)

東日本電信電話株式会社栃木支店

東京電力株式会社栃木支店

東京ガス株式会社宇都宮支社

東日本旅客鉄道株式会社大宮支社

東武鉄道株式会社

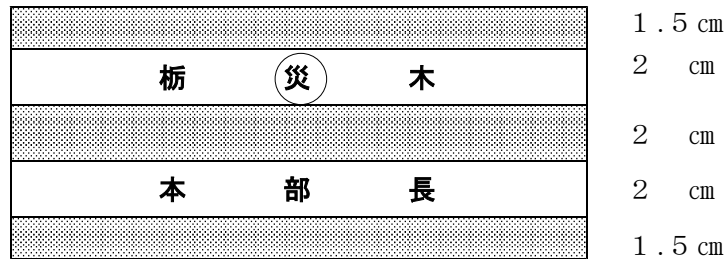
栃木県建設産業団体連合会

栃木県県民生活部危機管理課

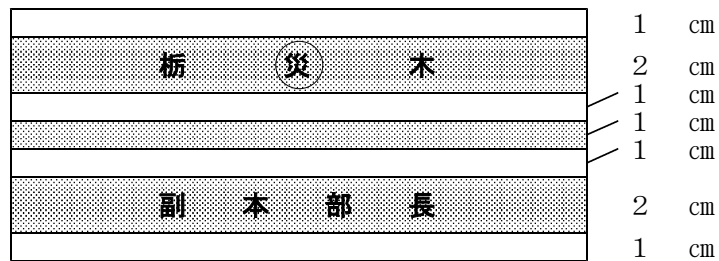
3-1-7 県災害対策本部職員の証票等

腕章

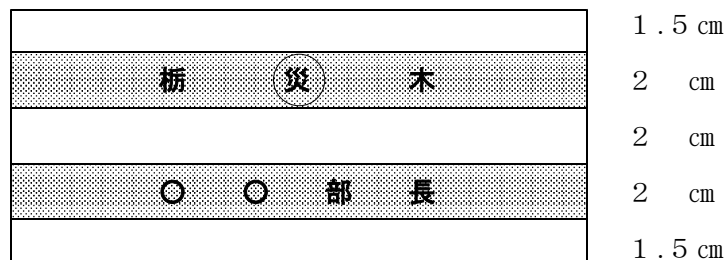
(1) 本部長腕章



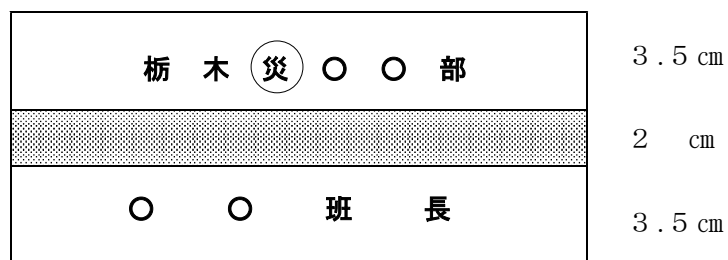
(2) 副本部長腕章



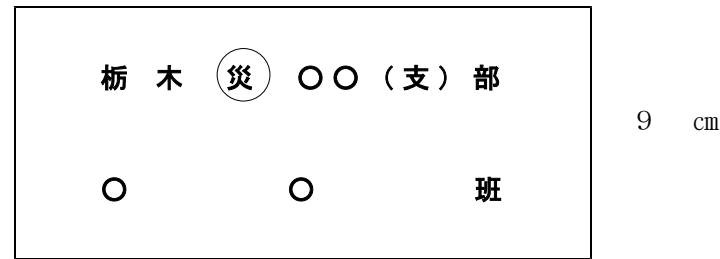
(3) 本部部長腕章



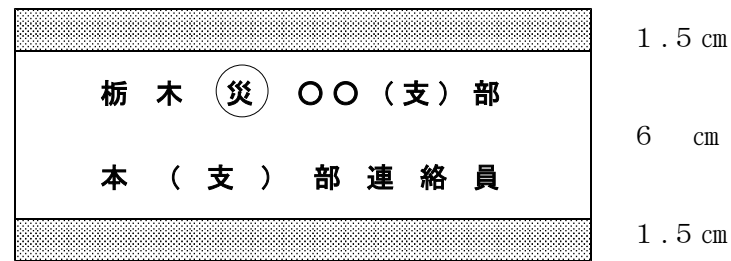
(4) 本部班長腕章



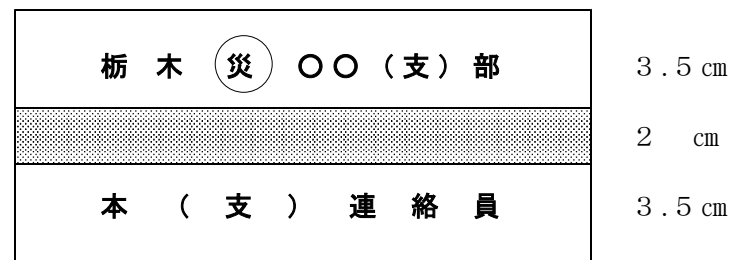
(5) 本部班員腕章・支部班員腕章



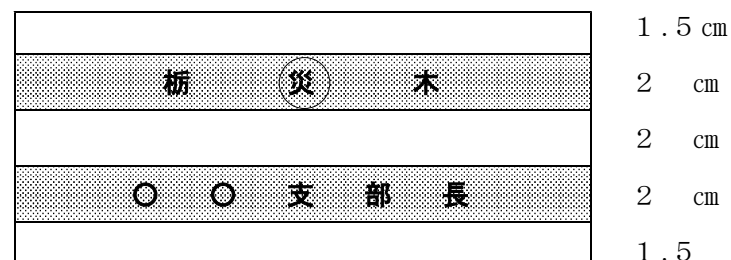
(6) 本部連絡員腕章・支部連絡員腕章



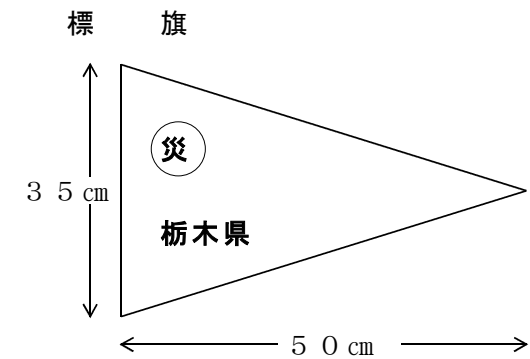
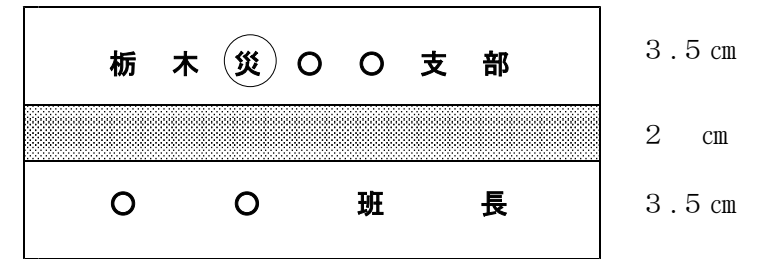
(7) 連絡員腕章



(8) 支部長腕章



(9) 支部班長腕章



※ 腕章の色調

地色・・・黄

文字・・・黒

線・・・赤（ただし、各連絡員は青）

※ 標旗の色調

地色・・・赤

文字・・・黒

3-1-8 自衛隊の災害派遣の要請・体制

(令和3年11月現在)

1 災害派遣要請手続

(1) 要請者 知事

(2) 事務手続

ア 要請窓口

陸上自衛隊第12特科隊第3科

イ 要請の方法

要請は次の様式の文書により行う。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等により要請し、事後所定の手続をとる。

様式	第 号
	年 月 日
陸上自衛隊第12特科隊長 様	
	栃木県知事名
陸上自衛隊の災害派遣要請について次により陸上自衛隊の派遣をお願いいたします。	
1 災害の状況及び派遣を要請する理由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考事項	

ウ 市町の災害派遣要請の依頼方法

市町は、県（県民生活部）に対して派遣に必要な事項を上記様式に準じた文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合はとりあえず電話等により依頼し、事後所定の手続をとる。

なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊第12特科隊に通知するものとする。この場合、速やかに県（県民生活部）にその旨を通知する。

(3) 情報の交換

県（県民生活部）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、陸上自衛隊第12特科隊と相互に情報の交換を行う。

(4) 災害派遣部隊の受入れ体制

ア 災害救援活動の調整

市町は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

イ 資材の準備

市町は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

ウ 宿舍のあっせん

市町は、災害派遣部隊等が宿舍を必要とする場合、できる限りこれをあっせんする。

エ 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市町が負担する経費は概ね次のとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市町が協議するものとする。

(ア) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費

- (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料
- (ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

(5) 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害救援活動の必要がなくなった場合、陸上自衛隊第12特科隊長に対して、撤収要請をする。

この場合、市町は、陸上自衛隊第12特科隊と協議する。

2 災害派遣の能力

(1) 派遣実施駐屯地 宇都宮駐屯地

(2) 航空機

機種	用途	能力
UH-60	多用途	1 人員輸送：12名(パイロット除く。) 散 2 水：1.8トン
CH-47	輸送	1 人員輸送：55名(パイロット除く。) 散 2 水：5トン(最大7トン)

3 施設器材等

(1) 人命救助システム ア 救助器材(約65種類保有)

保有器材の一例			
エンジンポンプ	油圧ジャッキ	エンジンカッター	救命ボート
破壊構造物探索器	手動式ウィンチ	空気濃度測定器	ライフジャケット
油圧式カッター	エンジン式削岩機	空気呼吸器	救命浮環
エアジャッキ	チェーンソー	可燃性ガス検知器	簡易搬送帯

イ 救助処置用 救助所コンテナ(簡易ベット数個設置可能)

(2) 車両等

ア 一般車両 小型・中型・大型(災害規模により変動)

イ 特殊車両

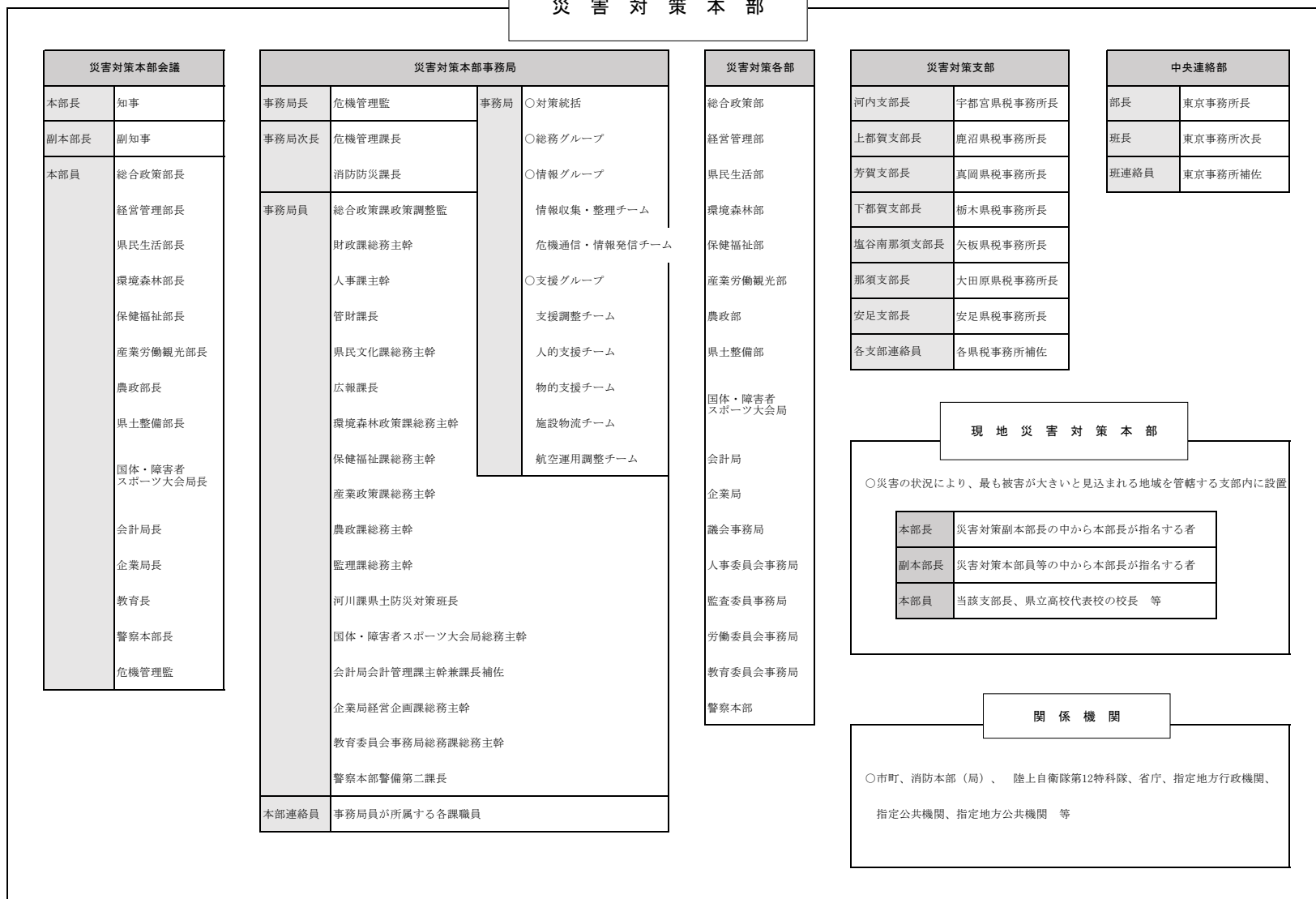
(ア) 救急車 (負傷者輸送用)

(イ) 炊事車 (車両1台で約200名分の炊事が可能)

(ウ) 水トレーラ(水約10000ℓの輸送が可能)

3-1-10 災害対策本部

災害対策本部



3-2-1 ダム放流通報一覧表

(1) 利根川水系ダム放流に伴う通報一覧表 (ダム設置者が通報するもの)

R5. 8月現在

ダム名													連絡機関名	受報責任課	受報責任者	受報責任者より連絡先機関				
高津戸	草木	庚申	五十里	川俣	川治	今市	栗山	黒部	西古屋	土呂部	中岩	小網					中禅寺	三河沢	松田川	
			○	◎	▲											国土交通省 関東地方整備局	河川 管理課			
			○		▲	★	∴	△	▽	□	●	▼	×	∴		国土交通省 下館河川事務所			∴△▽□● 栃木県総合砂利組合他	
				◎										×		国土交通省 日光砂防事務所				
			○	◎	▲	★	∴	△		□	●	▼		∴		国土交通省鬼怒川 ダム統管理事務所			★∴△□●▼関係機関	
				◎				△								国土交通省 川治ダム管理支所				
■																国土交通省利根川ダム 統管理事務所				
■																国土交通省 利根川上流河川事務所				
			○											∴		国土交通省 湯西川ダム管理支所				
◆	■	◇													☆	国土交通省 渡良瀬川河川事務所				
															☆	国土交通省 渡良瀬川河川事務所 足利出張所				
◆	■	◇	○	◎	▲	★	∴	△	▽	□	●	▼				栃木県土整備部	河川課	課長	◆■安足土木事務所 ◆■○▲栃木土木事務所 ○▲真岡土木事務所	
														×	∴	☆ 栃木県土整備部	砂防 水資源課	課長	消防防災課 警察本部 栃木放送 NHK宇都宮放送局 とちぎTV 河川課	
◆	■		○	◎	▲	★	∴	△	▽	□	●					危機管理防災局	消防 防災課		◆■○◎▲関係機関	
			◇									▼				危機管理防災局	危機 管理課			
						★	∴	△	▽	□	●					栃木県警察本部	警備2課			
	◇	○	◎	▲	★	∴	△	▽	□	●	▼	×	∴			栃木県日光土木事務所			◇○◎▲▼建設業協会	
			○	▲				▽		●						栃木県矢板土木事務所			▽●関係機関	
			○	▲						●						栃木県宇都宮土木事務所			●関係機関	
										●						栃木県真岡土木事務所			●関係機関	
										●						栃木県栃木土木事務所			●関係機関	
															☆	栃木県安足土木事務所				
			○	▲												栃木県公園事務所				
			○	▲				▽		●						栃木県 今市発電管理事務所				
	◇	○		▲	★	∴				●	▼	×	∴			日光市役所			○▲日光市教育委員会	
				◎				△		□				∴		日光市栗山総合支所			◎日光市栗山教育行政事務所 栗山地区漁業共同組合 上栗山オートキャンプ場	
																日光市足尾総合支所				
	◇													×		日光警察署				
			○	▲	★	∴	△		□	●	▼	×	∴			今市警察署			▼関係駐在所 △∴関係機関	
			○	▲						●						今市警察署川治駐在所				
			○	▲						●						今市警察署高徳駐在所				
			◎	▲			△		□							今市警察署青柳駐在所				
			○	▲			△			●						今市警察署藤原交番				
						★										大桑警察官駐在所				
	◇	○		▲										▼	×	∴	日光市消防本部			○▲今市北漁業協同組合
			○	▲										×			日光消防署			○▲ 日光市藤原総合支所 日光市藤原教育行政事務所 鬼怒川川治温泉観光協会 鬼怒川川治温泉温泉旅館組合 川治支部 鬼怒川川治温泉温泉旅館組合 鬼怒川支部 鬼怒川浄水場

ダム名													連絡機関名	受報責任課	受報責任者	受報責任者より連絡先機関			
高津戸	草木	庚申	五十里	川俣	川治	今市	栗山	黒部	西古屋	土呂部	中岩	小網					中禅寺	三河沢	松田川
																日光市日光消防署足尾分署			
						★	△				●					今市消防署			
								△			●					藤原消防署			
											●					藤原消防署湯西川分遣所			
											●					芳賀地区広域行政事務組合消防本部			
										□						黒部地区自治会			
			○		▲											川治自治会		会長	
			○		▲											高原自治会		会長	
			○		▲											小網自治会			
			○													坂本自治会			
	◇				★	△		△		□	●		×			建設業協会日光支部			
								△			●					栗山漁業協同組合			
											●	▼				男鹿鬼怒漁業協同組合			
			○		▲						●					藤原地区漁業協同組合			
			○		▲											藤原地区漁業共同組合			
			○		▲						●					川治支部			
			○		▲						●					鬼怒川漁業協同組合			
	◇				▲						●					足尾町漁業協同組合			
			○		▲	★					●					鬼怒川温泉ゴルフ場		支配人	
											●					独協医科大学病院			
											●					日光医療センター			
			○		▲						●	▼				鬼怒川高原開発(株)			
											●					鬼怒川ライン下り			
			○		▲						●	▼				ナオック(エム・アール・ピー)			
												▼				鬼怒川浄水場			
												▼				鬼怒水道事務所			
			○		▲							▼				鬼怒川中部土地改良区連合(佐貫頭首工)			
			○		▲											鬼怒川中央土地改良区連合			
			○		▲											鬼怒川南部土地改良区連合(勝瓜頭首工)			
			○		▲									×		古河日光発電機			
			○	◎	▲							▼	×			東京電力RP水力部制御・取引センター	所長	◎建設業協会	
			○		▲						●					塩谷町役場	建設課	課長	○▲塩谷町教育委員会
											●					船生第一警察官駐在所			
											●					船生第二警察官駐在所			
									▽		●					塩谷広域行政組合消防本部			
			○		▲						●					塩谷広域行政組合消防本部塩谷消防署			
			○		▲						●					船生土地改良区			
			○		▲				▽		●					矢板警察署			○▲船生第一警察官駐在所 船生第二警察官駐在所
			○		▲											高根沢町役場	生活商工課	課長	
			○		▲											さくら市役所	建設課	課長	
			○		▲											上河内地域自治センター			
			○		▲											宇都宮市			
																松田新田浄水場			
															☆	足利警察署			
															☆	足利市消防本部			
	■															(独)水資源機構本社管理事業部			
◆	◇															(独)水資源機構草木ダム管理所			
	■	◇														群馬県渡良瀬発電事務所			
◆	■															群馬県桐生土木事務所			
◆	■															群馬県みどり市大間々庁舎			
◆	■															群馬県大間々警察署			
	■															群馬県みどり市東庁舎			
	■															群馬県桐生市黒保根支所			
	■															桐生市消防本部			
◆																東京電力榑澁川支所			
			○◎		▲											NHK宇都宮放送局			
			○◎		▲											栃木放送			
			○◎		▲											とちぎTV			
			○◎		▲											FM栃木放送			
			○◎		▲											河川情報センター			

(2) 那珂川水系ダム放流に伴う通報一覧表 (ダム設置者が通報するもの)

H26. 4月現在

ダム名								連絡機関名	受報責任課	受報責任者	受報責任者より連絡先機関
東荒川	西荒川	寺山	塩原	深山	板室	蛇尾川	八汐				
▽	△	●	□	○	◎	▲	▼	国土交通省常陸河川国道事務所			
				○	◎	▲	▼	栃木県県土整備部	河川課	課長	
▽	△	●	□					栃木県県土整備部	砂防水資源課	課長	消防防災課 警察本部 栃木放送 NHK宇都宮放送局 とちぎTV 河川課
				○	◎	▲	▼	栃木県県民生活部	消防 防災課		○◎関係機関
				○	◎			企業局電気課			
						▲	▼	栃木県警察本部	警備2課		
			□	○	◎	▲	▼	大田原土木事務所			□○◎関係機関
		●									
			□	○	◎			烏山土木事務所			□関係機関
				○	◎			真岡土木事務所			
				○	◎			企業局北那須水道事務所			
▽				○	◎			企業局今市発電管理事務所			
				○	◎			今市発電管理事務所板室管理支所			
				○	◎			那須町役場			
			□	○	◎			那珂川北部漁業組合			
			□	○	◎	▲	▼	那須塩原市役所			□関係機関
			□			▲	▼	那須塩原市塩原支所			□関係機関
						▲	▼	那須塩原市西那須野支所			
				□	○	◎	▲	那須塩原警察署			○◎関係機関
						▲	▼	那須塩原警察署 関谷警察官駐在所			
				○	◎	▲	▼	黒磯那須消防組合消防本部			○◎関係消防団
				○	◎	▲	▼	那須野ヶ原土地改良区連合			○◎関係機関
			□	○	◎	▲	▼	大田原市役所			□関係機関
				○	◎			大田原市黒羽支所			
			□			▲	▼	大田原市湯津上支所			□関係機関
			□	○	◎	▲	▼	大田原警察署			○◎関係機関
			□			▲	▼	大田原広域消防組合消防本部			
				○	◎			大田原広域消防組合消防署黒羽分署			
			□					那珂川町役場			□関係機関
			□					那珂川警察署			□関係機関
▽	△							塩谷町役場			関係機関
▽	△	●	□					塩谷広域行政組合消防本部			
	△	●	□					矢板市役所			関係機関
▽	△	●	□					矢板警察署			関係機関
	△							さくら市役所			関係機関
	△							さくら警察署			関係機関
▽	△	●						那須烏山市役所烏山庁舎			△関係機関
▽	△	●	□	○	◎			南那須広域行政事務組合消防本部			
				○	◎			芳賀地区広域行政組合消防本部真岡消防署			
▽								芳賀台地土地改良区			
				○				電源開発(株)東地域制御所			
			□					東京電力(株)那須野制御所			
	△	●	□					JR東日本東京支社			

3-2-2 アマチュア無線団体名簿

R2.9現在

(1) 日本赤十字社栃木県支部アマチュア無線奉仕団

(所在地：栃木県宇都宮市若草1-10-6 日本赤十字社栃木県支部、TEL：028-622-4801)

(2) 一般社団法人 日本アマチュア無線連盟栃木県支部

(所在地：栃木県宇都宮市野沢町229-14、TEL：028-665-2244)

栃木県火災・災害等即報要領

第1 総 則

1 趣 旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)」「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部(局)が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が2以上の消防本部(局)にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部(局)と当該火災等について、主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った消防本部(局)が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部(局)又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部(局)が報告するものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、原則として当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町は、災害に関する即報について県へ報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部(局)からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報について消防庁へ報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部(局)は、第1報を県と消防庁へ報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部(局)は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町又は消防本部(局)は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。県は、市町又は消防本部(局)からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部(局)からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部(局)が直接消防庁に報告する場合は、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告するものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。なお、報告に万全を期すため、特に第1報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（県、市町又は消防本部(局)が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

市町及び消防本部(局)が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部(局)は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又は栃木県防災情報システム端末等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部(局)（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 市町又は消防本部(局)は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 市町又は消防本部(局)は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町及び消防本部(局)が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町及び消防本部(局)は、情報の共有化を図るため相互に連携を保つものとする。

(5) 市町又は消防本部(局)は、県に報告をすることができない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告をするものとする。

(6) 上記(1)から(5)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町又は消防本部(局)はその状況を直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

(7) 消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により行うものとする。

(8) 県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表1のとおりとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- (a) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (b) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- (c) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- (d) 特定違反對象物の火災
- (e) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- (f) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- (g) 損害額1億円以上と推定される火災
- (h) 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

(イ) 林野火災

- (a) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- (b) 空中消火を要請又は実施したもの
- (c) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
- (d) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- (a) 航空機火災
- (b) 船舶火災であって社会的影響度の高いもの
- (c) トンネル内車両火災
- (d) 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 湖沼・河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

ウ 原子力災害等

- (ア) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

エ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

オ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(例示) 施設等で多数の人が避難したもの

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）

(例示)・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的被害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 市町が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの

(例示) 台風、豪雨、豪雪

- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 台風、豪雨により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (エ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

エ 火山災害

- (ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町又は消防本部(局)は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 危険物等に係る事故
ア 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ
イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
(ア) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (3) 原子力災害等
第2の1の(2)のウに同じ。
- (4) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (5) 爆発・異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故

3-2-3

- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災の種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せて記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。（ア）において同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の(e)、(f)又は(g)のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 市町及び消防本部(局)の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

3-2-3

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(4) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(5) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(6) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。

なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(7) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに市町の応急対策状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(9) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(10) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。

(例示) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(11) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には急病人等を含む。

イ 「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部（局）名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）・市町、その他関係機関の活動状況

- ・避難指示の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合は）は本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所・発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町又は消防本部（局）から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下、「災害対策本部等」という。）を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任

3-2-3

意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部(局)、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他市町が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町名

市町毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等

(エ) 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

附 則

この要領は、平成 2年 5月15日から施行する。

この要領は、平成 7年 1月17日から施行する。

この要領は、平成 8年 5月15日から施行する。

この要領は、平成12年 2月15日から施行する。

この要領は、平成12年12月 1日から施行する。

この要領は、平成15年 6月27日から施行する。

この要領は、平成15年10月15日から施行する。

この要領は、平成16年 3月 1日から施行する。

この要領は、平成16年11月 1日から施行する。

この要領は、平成18年 3月20日から施行する。

この要領は、平成19年 3月31日から施行する。

3-2-3

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。
この要領は、平成20年 5月 1日から施行する。
この要領は、平成20年 9月 9日から施行する。
この要領は、平成21年 3月23日から施行する。
この要領は、平成22年 3月29日から施行する。
この要領は、平成24年 3月30日から施行する。
この要領は、平成24年 5月31日から施行する。
この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。
この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。
この要領は、令和 元年 6月14日から施行する。
この要領は、令和 3年 6月 8日から施行する。
この要領は、令和 5年 4月 1日から施行する。
この要領は、令和 5年 5月12日から施行する。

別表1 連絡先

県	終日	危機管理 防災局 危機 管理課 及び 消防 防災課	防災行政 ネットワーク	電話	発信特番-500-2136
				FAX	発信特番-500-2146
			NTT回線	電話	028-623-2136
				FAX	028-623-2146
消防庁	勤務時間内 (平日9時30分 ～ 18時15分)	応急 対策室	NTT回線	電話	03-5253-7527
				FAX	03-5253-7537
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90- 49013
				FAX	発信特番-048-500-90- 49033
	勤務時間外	宿直室	NTT回線	電話	03-5253-7777
				FAX	03-5253-7553
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90- 49102
				FAX	発信特番-048-500-90- 49036

第1号様式 (火災)

第 報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)			
(月日時分現在)		報告者名	(TEL)

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			栃木県防災 情報マップ 6- , - (英字) (数字)
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)
火元の業態・ 用 途	事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所	出火原因		
死傷者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症人 中等症人 軽症人	死者の生じた 理 由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²
焼損程度	全 焼 棟 } 焼損 半 焼 棟 } 計 棟 棟数 部分焼棟 } ぼ や 棟 }	焼損面積	建物焼損床面積m ² 建物焼損表面積m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部 (署) 消 防 団 その他 (消防防災ヘリコプター等)	台 台・機	人 人
救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)			
事故名	1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故	報告者名	(TEL)

(月日時分現在)

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ()	物質名		
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等 人 (人) 重症人 (人) 中等症人 (人) 軽症人 (人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部 (署)		人	台
	消防団		台	人
	消防防災ヘリコプター			機 人
	海上保安庁			人
警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令月 日 時 分		自衛隊	人	
		その他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年月日時分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
	※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		
		報告者名	(Tel)

(月日時分現在)

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態における災害
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者	死者 (性別・年齢) 計人 不明 人	負傷者等 重 症人 (人) 中等症人 (人) 軽 症人 (人)	人 (人)	
救助活動の要否				
要救護者数 (見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部等 の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その1) [災害概況即報]

第 報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
	災害の概況													
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人		半壊			棟	床下浸水		棟		
		不明		人		軽傷			人	一部 損壊		棟	未分類	
状況	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況													
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他市町が講じた応急対策														

《危機管理課・消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。(緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難の区別をはっきりさせること。)
- 5 道路、崖崩れの状況について確認する。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1）別紙
（避難指示等の発令状況）

市町名 ()

市町名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式(その2) [被害状況即報]

終日		⇒NW-FAX発信特番-500-2146/NTT-FAX 028-623-2146		送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136) ※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】											
市町名 (消防本部名)				区分		被害		区分		被害		災害対策本部等の設置状況	県		
報告者名		(〒)		田	流出・埋没	ha		公立文教施設	千円		市町				
災害名 ・ 報告番号		災害名 第 報 (月 日 時現在)			畑	冠水	ha		農林水産業施設	千円					
					流出・埋没	ha		公共土木施設	千円						
					冠水	ha		その他の公共施設	千円						
区分		被害			学校	箇所		小計	千円						
					病院	箇所		公共施設被害市町数	団体						
					道路	箇所		農業被害	千円						
人的被害	死者		人	その他の	橋りょう	箇所	その他	林業被害	千円		村名 適用市町	計	団体		
	うち災害関連死者		人		河川	箇所		畜産被害	千円						
	行方不明者		人		砂防	箇所		水産被害	千円						
	負傷者	重傷	人		清掃施設	箇所		商工被害	千円						
		軽傷	人		鉄道不通	箇所	被害総額	千円							
			世帯		被害船舶	隻	119番通報件数		件						
			人		水道	戸	災害の概況								
	半壊		棟		電話	回線	応急対策の状況								
			世帯		電気	戸	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること)							
	一部破損		棟		ガス	戸									
			世帯		ブロック塀等	箇所									
			人												
床上浸水		棟	り災世帯数※2	世帯											
		世帯	り災者数※2	人											
		人	火災※3	建物	自衛隊の災害派遣		その他								
床下浸水		棟	その他	件											
		世帯		件											
		人		件											
公共建物		棟													
その他		棟													

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」によるが、特に次のことに注意すること。

※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。

※2 り災世帯及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。

※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

◎被害額は省略することができるものとする。

◎119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

※詳細は栃木県火災・災害等即報要領を参照すること

連絡先

県 消防庁	(終日→ 危機管理課 ・ 消防防災課)	防災行政 NW	500-2136 500-2146 (FAX)	消防 庁	(勤務時間内 →応急対策室)	NTT 回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX) 発信特番-048-500-90-49013	
		NTT 回線	028-623-2136 028-623-2146 (FAX)		地域衛星 NW	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX) 発信特番-048-500-90-49102		
						(勤務時間外 →宿直室)	NTT 回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX) 発信特番-048-500-90-49013
						地域衛星 NW	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX) 発信特番-048-500-90-49102	

報告すべき火災・災害等を覚知したとき直ちに第1報を報告(判断に迷う場合は報告) ⇒できるだけ早く、分かる範囲で構わない。
以降、各即報様式に定める事項について判明したものから逐次報告。

即報

※第1報については報告した旨電話連絡(県から要求した場合を除く)

直接即報基準(囲みの項目)にあてはまる火災・災害等を覚知した時は、県に対してだけでなく、消防庁に対しても直接第1報告。
(要請があった時は以降も引き続き報告)

第1号様式使用

第2号様式使用

第3号様式使用

第4号様式使用

1 火災発生(おそれ含む)

① 一般基準

- ☐ 死者3人以上発生
- ☐ 死者及び負傷者の合計10人以上発生
- ☐ 自衛隊に災害派遣を要請

② 個別基準

A 建物火災

- ☐ 特定防火対象物で死者発生
例：劇場、映画館、公会堂又は集会場、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、福祉施設、幼稚園、障害者施設等
- ☐ ホテル、病院、映画館、百貨店での火災
- ☐ 11階以上の階や、地下街又は準地下街の火災で利用者等が避難
- ☐ 大使館・領事館及び国指定重要文化財
- ☐ 特定違反対象物(床面積1500㎡以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が11以上の非特定防火対象物のうち、所定の消防設備が未設置であるもの)
- ☐ 建物焼損延べ面積3,000㎡以上(推定)
- ☐ 他の建築物への延焼が10棟以上(見込み含む)
- ☐ 損害額1億円以上(推定)
- ☐ 公の施設(官公署、学校、県営住宅等)

B 林野火災

- ☐ 焼損面積10ha以上(推定)
- ☐ 空中消火要請(栃木県防災ヘリ「おおるり」等要請)又は実施
- ☐ 住家等へ延焼するおそれがあるもの
- ☐ 送電線・配電線が近距離

C 交通機関の火災

- ☐ 航空機
- ☐ 社会的影響度が高い船舶
- ☐ トンネル内の車両
- ☐ 列車

D その他

- ☐ 特殊な原因、特殊な態様の火災
(例：消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災)

E 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

③ 社会的影響基準

①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高
爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃・緊急対処事態発展の可能性が有るものを含む)

2 特定の事故発生(おそれ含む)

① 一般基準

- ☐ 死者3人以上発生
- ☐ 死者及び負傷者の合計10人以上発生
- ☐ 自衛隊に災害派遣を要請

② 個別基準

A 危険物等(危険物・高圧ガス・可燃性ガス・毒物・劇物・火薬等)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故

- ☐ 死者(交通事故を除く)又は行方不明者発生
- ☐ 負傷者5名以上発生
- ☐ 周辺地域の住民等避難又は爆発による周辺建物等被害発生
- ☐ 火災・爆発事故を起こした工場等の施設内又は周辺で、500m程度以上の区域に影響有
- ☐ 500kl以上のタンクの火災、爆発又は漏洩
- ☐ 湖沼、河川への流出
- ☐ 施設からの危険物等の漏洩事故で次に該当
 - ▽ 湖沼・河川へ流出し、防除・回収等が必要
 - ▽ 500kl以上のタンクからの漏洩等
- ☐ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故で次に該当
 - ▽ 火災
 - ▽ 漏洩
 - ▽ 漏洩で付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置が必要

B 原子力災害等

- ☐ 放射性物質を輸送する車両において火災の発生及び核燃料物質等の運搬中に事故発生
- ☐ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線漏洩

C その他特定の事故

- ☐ 可燃性ガス等の爆発、漏洩、異臭等社会的影響度高

D 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

③ 社会的影響基準

①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高
爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃・緊急対処事態発展の可能性が有るものを含む)

3 救急・救助事故発生(おそれ含む)

- ☐ 死者5人以上の救急事故
- ☐ 死者及び負傷者の合計15人以上の救急事故
- ☐ 要救助者5人以上の救助事故
- ☐ 覚知から救助完了までの所要時間5時間以上の救助事故
- ☐ 防災ヘリコプター、消防車に係る重大事故
(当面の間、消防本部や消防団、県市町防災部局が運用する無人航空機(周辺機器を含む)の落下による人身事故とこれらに起因する火災等が発生した場合も上記に準じて報告する。「運用」には民間委託を含む。)
- ☐ 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- ☐ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- ☐ その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。)

例・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

- ☐ 死者及び負傷者の合計15人以上の救急・救助事故で次に掲げるもの
 - ▽ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
 - ▽ バスの転落等による救急・救助事故
 - ▽ ハイジャックによる救急・救助事故
 - ▽ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
 - ▽ その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高
- ☐ 武力攻撃による人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的・物的被害
- ☐ 武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質その他の人的又は物的被害

4 災害発生(おそれ含む)

① 一般基準

- ☐ 災害救助法の適用基準に合致
- ☐ 市町が災害対策本部設置
- ☐ 2市町以上にまたがるもので1の市町における被害は軽微であっても、県域で見た場合に大被害発生
(例：台風・豪雨・豪雪)
- ☐ 大雨、火山噴火等に係る特別警報発表
- ☐ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

② 個別基準

A 地震

- ☐ 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- ☐ 人的被害又は住家被害を生じたもの
- ☐ 当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わず)

B 風水害

- ☐ 崖崩れ、地すべり、土石流等による※人的・住家被害
- ☐ 河川の溢水、堤防の決壊等による※人的・住家被害
- ☐ 台風・豪雨による※人的・住家被害
- ☐ 強風、竜巻などの突風等による※人的・住家被害
- ☐ 死者又は行方不明者の発生

C 雪害

- ☐ 積雪、雪崩等による※人的・住家被害
- ☐ 積雪、道路の凍結、雪崩等による孤立集落発生

D 火山災害

- ☐ 噴火警報(火口周辺)発表
- ☐ 火山の噴火による※人的・住家被害
- ☐ 死者又は行方不明者の発生

③ 社会的影響基準

①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高

※人的被害=死者、負傷者、行方不明 住家被害=全壊、半壊、一部損壊(ガラス数枚破損等ごく小さなものは除く)、床上浸水、床下浸水等

3-2-5 気象注意報・警報 危機管理課・消防防災課からの伝達先

R5.12時点

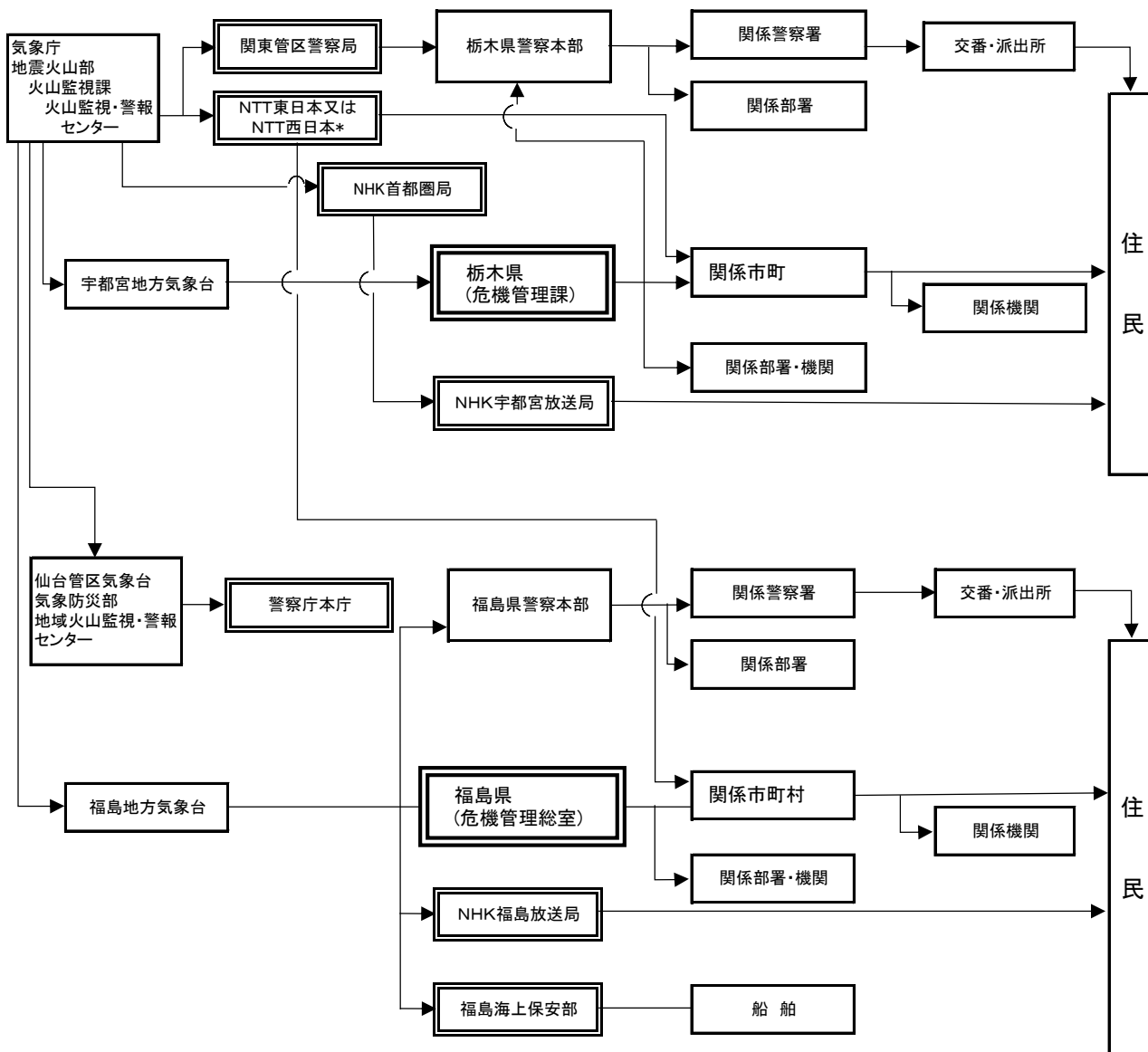
区分	局数	伝達先	
県（本庁）	1	消防防災課（航空担当）	
県（出先機関）	7	県税事務所	宇都宮・鹿沼・真岡・栃木・矢板・大田原・安足
	1	消防学校	
	3	健康福祉センター	県南・今市・烏山
	10	土木事務所	宇都宮・鹿沼・日光・真岡・栃木・矢板・大田原・烏山・安足 (安蘇庁舎・足利庁舎)
	1	下水道管理事務所	
	1	矢板土木事務所 ダム管理部	
県警察本部	1	県警本部警備第二課	
市町村	25	市町	
消防本部	12	消防本部	
防災関係機関	1	陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊	
	1	日本赤十字社栃木県支部	
	1	東京電力P G(株) 栃木総支社	
	1	東日本電信電話(株) 栃木支店	
	1	東京ガス(株)宇都宮支社	
	1	東日本旅客鉄道(株)大宮支社宇都宮駅	
	1	宇都宮地方気象台	

第7 那須岳火山噴火に関する情報連絡体制

1 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、以下の伝達系統図により各関係機関に伝達する。また、降灰予報及び火山現象に関する情報等についても、これらの伝達系統図に準じて伝達する。

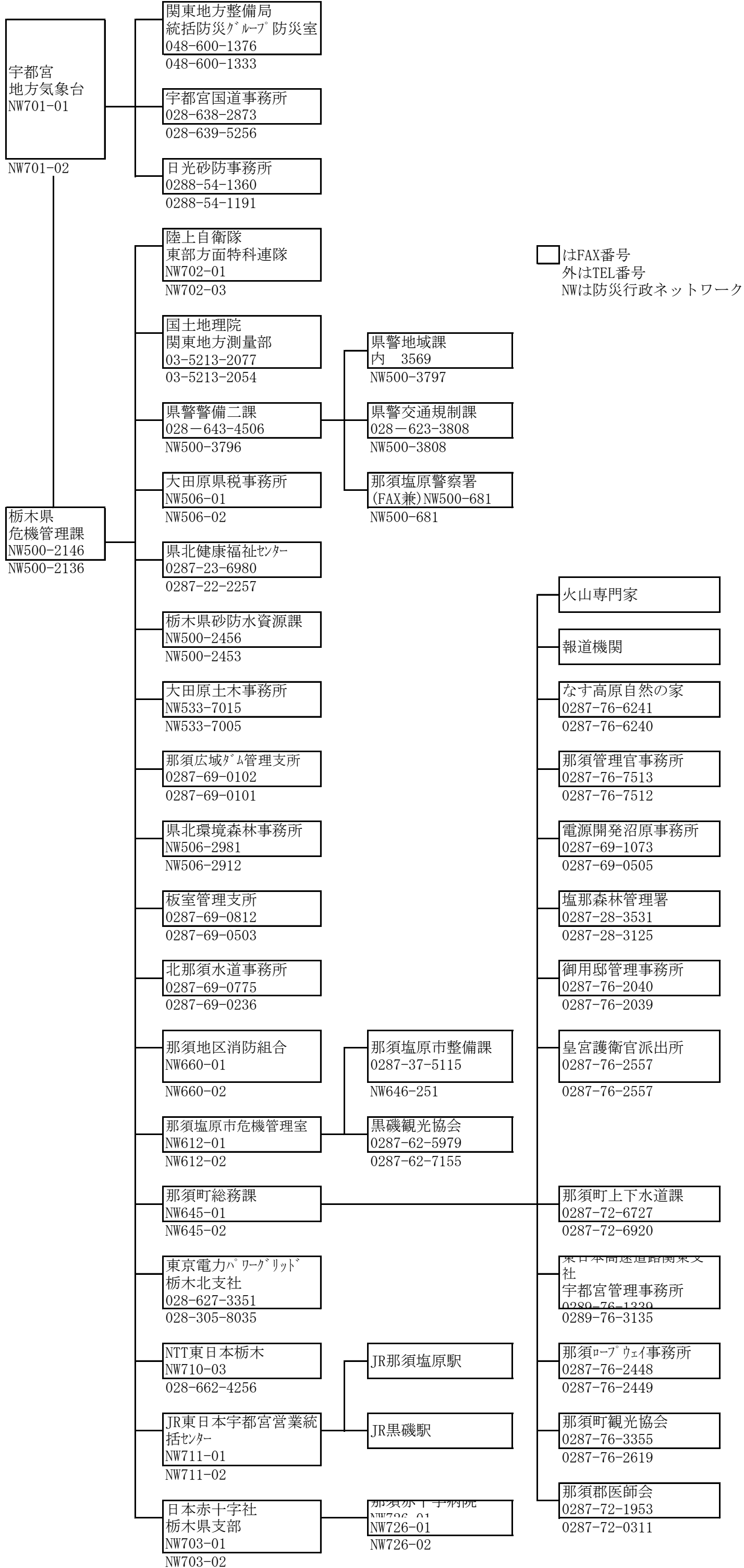
(1) 噴火警報・予報の伝達系統図



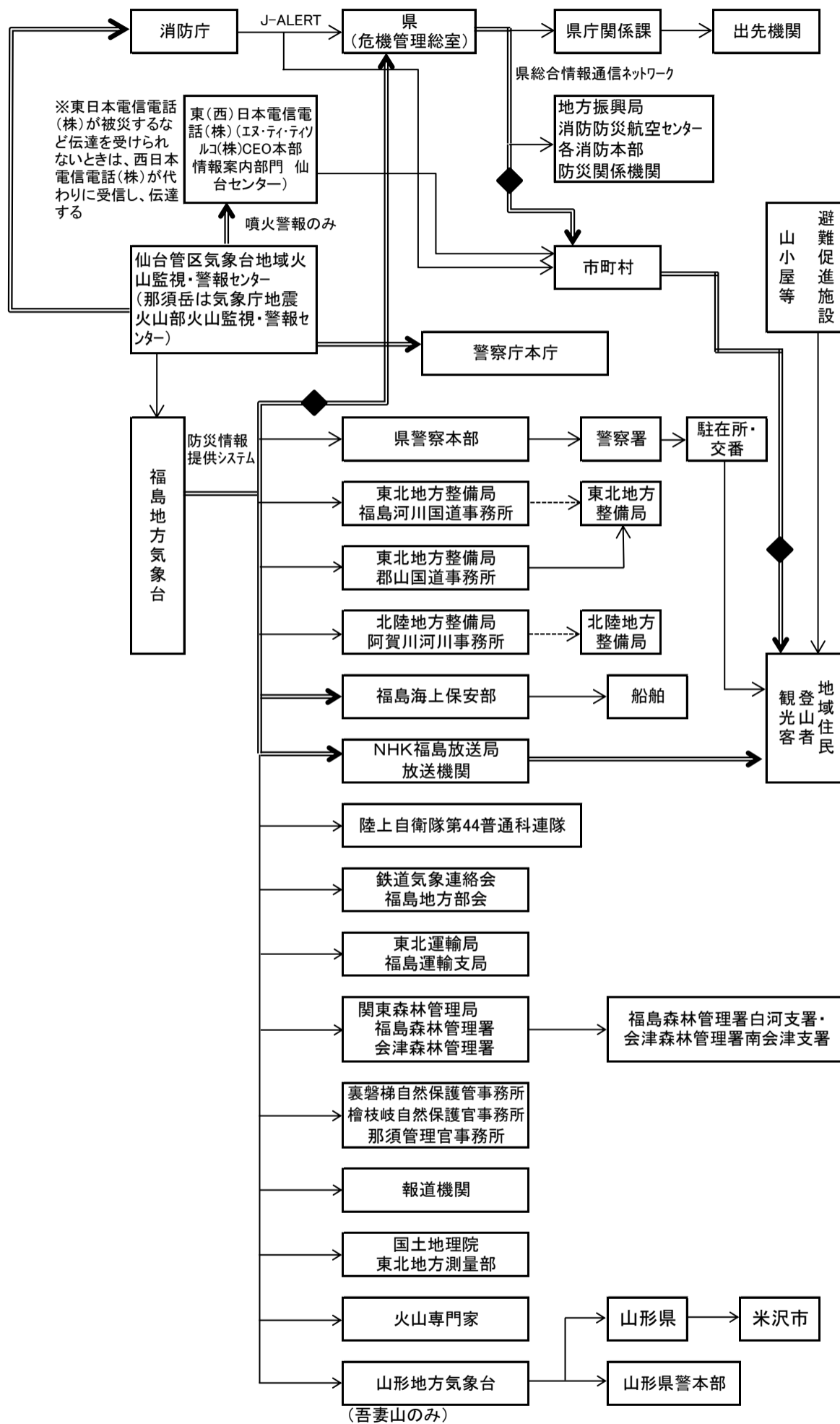
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規程に基づく噴火警報の法定通知先。

*NTT東日本又はNTT西日本の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報(噴火警報解除)」に限る。

(2) 詳細な噴火警報・予報の伝達 (栃木県関係機関) 【平日・昼間】



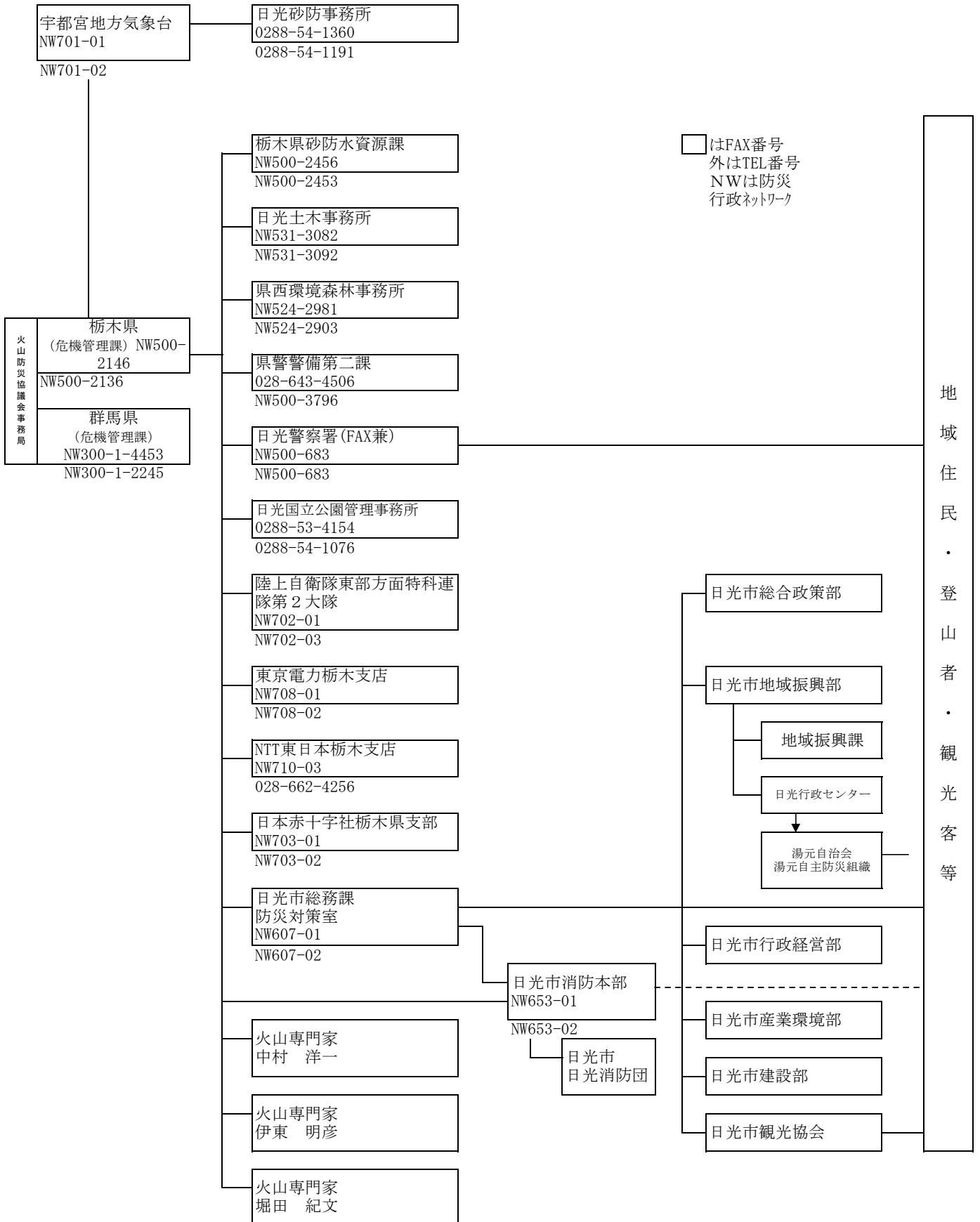
(3) 噴火警報等伝達系統図 (福島県)



※二重線は特別警報発表時の伝達義務(放送機関はNHK福島放送局のみ)
 ※「◆」は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報(臨時の発表であることを明記したものに限り。)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
 ※北陸地方整備局には、新潟地方気象台から伝達。

3-2-7 日光白根山火山防災情報伝達系統図（栃木県）

R5(2023).4.1時点



会長：関東総合通信局長
 副会長：東日本電信電話(株)東京事業部 設備部長
 副会長：関東総合通信局 無線通信部長

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先FAX
1-1	関東総合通信局	102-8795	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-6238-1776	03-6238-1769
1-2	無線通信部			03-6238-1776	
1-3	無線通信部			03-6238-1761	
1-4	情報通信部			03-6238-1671	
1-5	放送部			03-6238-1702	
1-6	放送部			03-6238-1722	
1-7	電波監理部			03-6238-1801	
1-8	電波監理部		三浦市初声町高円坊1691	046-888-8832	
2	内閣府	100-8914	千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館3階	03-3593-2845	03-3503-5690
3	気象庁	105-8431	東京都港区虎ノ門3-6-9	03-3434-9100	03-3434-9097
4-1	東京管区气象台	204-8501	東京都清瀬市中清戸3-235 気象衛星センター第一庁舎 3階329室	042-497-7214	042-495-3159
4-2	水戸地方气象台	310-0066	水戸市金町1-4-6	029-224-1105	029-221-1208
4-3	宇都宮地方气象台	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎6F	028-633-2767	028-635-9074
4-4	前橋地方气象台	371-0026	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎11階	027-896-1536	027-896-1593
4-5	熊谷地方气象台	360-0814	熊谷市桜町1-6-10	048-521-5858	048-521-7933
4-6	銚子地方气象台	288-0001	銚子市川口町2-6431 銚子港湾合同庁舎	0479-22-0074	0479-23-4460
4-7	横浜地方气象台	231-0862	横浜市中区山手町99	045-621-1991	045-622-3520
4-8	甲府地方气象台	400-0035	甲府市飯田4-7-29	055-222-2347	055-222-3722
5	海上保安庁	100-8976	千代田区霞が関2-1-3	03-3591-9812	03-3591-8701
6	海上保安庁 第三管区 海上保安本部	231-8818	横浜市中区北仲通5-57	045-211-1118	045-212-2010

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先FAX
7	国土交通省 東京航空局	102-0074	千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	03-6685-8006	
8	国土交通省関東地方整備局 (港湾空港部)	231-8436	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7427	045-228-5529
9	国土交通省関東地方整備局 (企画部)	330-9724	さいたま市中央区新都心2-1	048-600-1339	048-600-1382
10	関東管区警察局	330-9726	さいたま市中央区新都心2-1	048-600-6000 内線6072	048-600-6007
11	関東管区警察局 茨城県情報通信部	310-8550	水戸市笠原町978-6	029-301-0110 内線6061	029-301-0333
12	関東管区警察局 栃木県情報通信部	320-8510	宇都宮市塙田1-1-20	028-621-0110 内線6061	028-627-6160
13	関東管区警察局 群馬県情報通信部	371-8580	前橋市大手町1-1-1	027-243-0110 内線6077	027-223-3354
14	関東管区警察局 埼玉県情報通信部	330-8533	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-832-0110 内線6072	048-824-0219
15	関東管区警察局 千葉県情報通信部	260-8668	千葉市中央区長洲1-9-1	043-201-0110 内線6095	043-201-0210
16	関東管区警察局 神奈川県情報通信部	231-8403	横浜市中区海岸通2-4	045-211-1212 内線6084	045-212-4915
17	関東管区警察局 山梨県情報通信部	400-8586	甲府市丸の内1-6-1	055-221-0110 内線6077	055-233-9033
18	東京都警察 情報通信部	100-8929	千代田区霞ヶ関2-1-1	03-3581-4321 内線60710	03-3501-3310
19	茨城県警察本部	310-8550	水戸市笠原町978-6	029-301-0110 内線3641	029-301-6348
20	栃木県警察本部	320-0027	宇都宮市塙田1-1-20	028-621-0110 内線3611	028-624-6801
21	群馬県警察本部	371-8580	前橋市大手町1-1-1	027-243-0110 内線3623	027-243-0110 内線3629
22	埼玉県警察本部	330-8533	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-832-0110 内線5834	048-825-9628
23	千葉県警察本部	260-8668	千葉市中央区長洲1-9-1	043-201-0110 内線3636	043-222-3257
24	警視庁	100-0013	千代田区霞が関2-1-1	03-3581-4321 内線23441	03-3519-7700
25-1	神奈川県警察本部	231-8403	横浜市中区海岸通2-4	045-211-1212 内線3631	045-211-1212 内線3619
25-2	神奈川県警察本部	231-8403	横浜市中区海岸通2-4	045-211-1212 内線5771～3	045-212-0796
26	山梨県警察本部	400-8586	甲府市丸の内1-6-1	055-221-0110 内線3616	055-221-0110 内線3619

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先FAX
27	茨城県	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-2880	029-301-2898
28	栃木県	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2133	028-623-2146
29	群馬県	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2253	027-221-0158
30	埼玉県	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-3177	048-822-9771
31	千葉県	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2178	043-222-5219
32	東京都	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5388-2487	03-5388-1260
33	神奈川県	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-3441	045-210-8829
34	山梨県	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1433	055-223-1429
35	山梨県企業局	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-5391	055-223-5393
36	さいたま市	330-9588	さいたま市浦和区常盤6-4-4	048-829-1127	048-829-1978
37	千葉市	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5113	043-245-5552
38	横浜市	231-0005	横浜市中区本町6-50-10	045-671-3458	045-641-1677
39	川崎市	210-8577	川崎市川崎区宮本町1	044-200-2856	044-200-3972
40	相模原市	252-5277	相模原市中央区中央2-11-15	042-707-7044	042-769-8326
41	横須賀市	238-8550	横須賀市小川町11	046-822-8410	046-827-3151
42	日立市	317-8601	日立市助川町1-1-1	0294-22-3111 内線337	0294-21-7000
43	東京消防庁	100-8119	千代田区大手町1-3-5	03-3212-2111 内線2995	03-3211-3709
44-1	全国消防長会 関東支部	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6724	045-334-6720
44-2	栃木県消防長会	320-0014	宇都宮市大曾2-2-21	028-625-5599	028-625-5509
44-3	群馬県消防長会	371-0014	前橋市朝日町4-22-2	027-220-4500	027-220-4528
44-4	埼玉県消防長会	330-0061	さいたま市浦和区常盤6-1-28	048-833-7335	048-833-7641

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先FAX
44-5	山梨県消防長会	400-0856	甲府市伊勢3-8-23	055-222-1209	055-222-7583
45	独立行政法人 水資源機構	330-6008	さいたま市中央区新都心11-2	048-600-6574	048-600-6580
46-1	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	319-1184	那珂郡東海村大字舟石川 765番地1	029-282-0847	029-282-7150
46-2	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	319-1194	那珂郡東海村大字村松4番地33	029-282-1111	029-282-9230
46-3	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	319-1195	那珂郡東海村大字白方2番地4	070-3409-6604	029-282-5921
46-4	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	311-1393	東茨城郡大洗町成田町 4002番地	029-267-2494	029-267-1668
47	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構	101-8008	千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ	03-5289-3655	03-5209-3208
48	茨城県市長会	310-0852	水戸市笠原町978-26	029-301-1241	029-301-1246
49	茨城県町村会	310-0852	水戸市笠原町978-26	029-301-1241	029-301-1246
50	栃木県市長会	320-0032	宇都宮市昭和1-2-16 栃木県自治会館内	028-600-5823	028-600-5303
51	栃木県町村会	320-0032	宇都宮市昭和1-2-16	028-625-3011	028-627-4226
52	群馬県市長会	371-0846	前橋市元総社町335-8	027-290-1351	027-255-5301
53	群馬県町村会	371-0846	前橋市元総社町335-8	027-290-1352	027-255-5302
54	埼玉県町村会	330-0062	さいたま市浦和区仲町3-5-1 埼玉県県民健康センター内	048-822-9185	048-822-6440
55	神奈川県市長会	231-0023	横浜市中区山下町75 神奈川県自治会館内	045-664-7453	なし
56	神奈川県町村会				
57	山梨県市長会	400-8587	甲府市蓬沢1-15-35 山梨県自治会館内	055-237-3153	055-237-5788
58	山梨県町村会	400-8587	甲府市蓬沢1-15-35 山梨県自治会館内	055-237-5712	055-222-3846
59	東日本電信電話(株) 茨城支店	310-0061	水戸市北見町8-8	029-224-4504	029-232-4950
60	東日本電信電話(株) 栃木支店	321-0905	宇都宮市平出工業団地48-2 NTT平出LMC 2F	028-662-4256	
61	東日本電信電話(株) 群馬支店	370-0829	高崎市高松町3 NTT群馬支店本館 3F	027-321-5660	027-330-3008

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先FAX
62	東日本電信電話(株) 埼玉事業部	330-0061	さいたま市浦和区常盤5-8-17 新常磐ビル6F	048-626-6623	
63	東日本電信電話(株) 千葉事業部	261-0023	千葉市美浜区中瀬1-6 エム・ベイポイント幕張8F	043-211-8652	043-213-6065
64	東日本電信電話(株) 東京事業部	105-0003	東京都港区西新橋三丁目2番8号 NTT芝ビル5F	03-6435-8888	
65	東日本電信電話(株) 神奈川事業部	231-0023	横浜市中区山下町198 NTT横浜ビル3F	045-212-8945	045-212-8976
66	東日本電信電話(株) 山梨支店	400-0862	甲府市朝気3-21-15 NTT朝気ビル2F	055-237-0554	055-221-2556
67	(株)エヌ・ティ・ティ エムイー	330-0081	さいたま市中央区新都心9 さいたまメディアウエーブ7F	048-602-8470	
68	(株)NTTドコモ	100-6150	千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー24F	03-5156-1691	03-5156-0225
69	KDDI(株)	323-0827	小山市大字神鳥谷1828番地	0285-28-5156	0285-28-5097
70	スカパーJSAT(株)	226-0015	横浜市緑区三保町248-1	045-922-8384	045-922-8203
71	ソフトバンク株式会社	106-0032	東京都港区六本木一丁目9番10号 仙石山森タワー36階	03-6889-6298	03-6862-0010
72	(株)日本デジコム	104-0042	中央区入船2-3-7 築地エー・アイ・ユービル5F-6F	03-3523-1335	03-3523-1337
73	アイピースタージャパン(株)	163-0715	新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル15階	03-6279-0933	03-6279-0934
74	楽天モバイル株式会社	158-0094	東京都世田谷区玉川2-21-1 二子玉川ライズ・オフィス	050-5432-4322	
75	日本放送協会	150-8001	渋谷区神南2-2-1	03-5455-4553	03-5478-7557
76	日本放送協会水戸放送局	310-8567	水戸市大町3-4-4	029-232-9841	029-232-9842
77	日本放送協会 宇都宮放送局	320-8502	宇都宮市中央3-1-2	028-634-9165	028-635-6595
78	日本放送協会 前橋放送局	371-8555	前橋市元総社町189	027-251-1713	027-252-9732
79	日本放送協会 さいたま放送局	330-9310	さいたま市浦和区常盤6-1-21	048-833-1125	048-833-1126
80	日本放送協会 千葉放送局	260-8610	千葉市中央区千葉港5-1	043-203-0608	043-203-0676
81	日本放送協会 横浜放送局	231-8324	横浜市中区山下町281番地	045-212-0733	045-212-2306
82	日本放送協会 甲府放送局	400-8552	甲府市丸の内1-1-20	055-255-2116	055-255-2125

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先FAX
83	日本テレビ放送網(株)	105-7444	港区東新橋1-6-1	03-6215-3720	03-6215-3701
84	(株)TBSテレビ	107-8006	港区赤坂5-3-6	03-5571-3762	03-5571-2068
85	(株)フジテレビジョン	137-8088	港区台場2-4-8	03-5500-8608	03-5500-8789
86	(株)テレビ朝日	106-0031	港区西麻布1-2-9	03-6406-1583	03-3405-3737
87	(株)テレビ東京	106-8007	港区六本木3-2-1	03-3587-3305	03-3587-3316
88	(株)とちぎテレビ	320-8531	宇都宮市昭和2-2-2	028-623-0083	028-650-6632
89	群馬テレビ株式会社	371-8548	前橋市上小出町3-38-2	027-219-0010	027-235-1977
90	株式会社テレビ埼玉	330-8538	さいたま市浦和区常盤6-36-4	048-835-2228	048-835-2229
91	千葉テレビ放送(株)	261-0001	千葉市中央区都町1-1-25	043-233-6684	043-231-9371
92	東京メトロポリタン テレビジョン株式会社	102-8002	千代田区麹町1-12	03-5213-1961	03-5213-1882
93	(株)テレビ神奈川	231-8001	横浜市中区太田町2-23	045-651-1717	045-651-6700
94	(株)山梨放送	400-8525	甲府市北口2-6-10	055-231-3270	055-231-3259
95	(株)テレビ山梨	400-8570	甲府市湯田2-13-1	055-232-1150	055-232-1232
96	(株)日経ラジオ社	105-8565	港区虎ノ門1-2-8	03-6205-7794	03-3595-4719
97	(株)TBSラジオ	107-8001	港区赤坂5-3-6	03-5571-2590	03-5571-2145
98	株式会社文化放送	105-8002	港区浜松町1-31	03-5860-1077	03-5403-1102
99	(株)ニッポン放送	100-8439	千代田区有楽町1-9-3	03-3287-7662	03-3287-7498
100	株式会社茨城放送	310-8505	水戸市千波町2084-2	029-244-3945	029-243-4112
101	(株)栃木放送	320-8601	宇都宮市昭和町2-2-5	028-622-1111	028-627-3727
102	(株)アール・エフ・ ラジオ日本	106-8039	港区麻布台2-2-1	03-3582-2351	03-3582-1326
103	(株)エフエム栃木	320-8550	宇都宮市中央1-2-1	028-638-7640	028-638-7675

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先FAX
104	(株) エフエム群馬	371-8533	前橋市若宮町1-4-8	027-230-1880	027-230-1901
105	(株) FM NACK5	330-8579	さいたま市大宮区錦町682-2 JACK大宮 11F	048-650-0795	048-650-0239
106	(株) ベイエフエム	261-7127	千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブウエスト 27F	043-351-7861	043-351-7828
107	(株) エフエム東京	102-8080	千代田区麹町1-7	03-3221-0080	03-3221-1125
108	(株) J-WAVE	106-6188	港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 33F	03-6832-1124	03-6832-1132
109	横浜エフエム放送 (株)	220-8110	横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー 10F	045-224-1005	045-224-1011
110	(株) エフエム富士	400-8550	甲府市川田町アリア105	055-228-6969 055-228-1100	055-228-1128
111-1	東京電力 パワーグリッド (株)	100-8560	千代田区内幸町1-1-3	03-6373-1111	03-3596-8553
111-2	東京電力パワーグリッド (株) 茨城総支社	310-0021	水戸市南町2-6-2	070-4548-0330	029-225-5608
111-3	東京電力パワーグリッド (株) 栃木総支社	320-0026	宇都宮市馬場通り1-1-11	028-305-8256	028-627-3340
111-4	東京電力パワーグリッド (株) 群馬総支社	371-0023	前橋市本町1-8-16	027-898-3200	027-225-1514
111-5	東京電力パワーグリッド (株) 埼玉総支社	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-14-2	048-638-3038	048-638-3099
111-6	東京電力パワーグリッド (株) 千葉総支社	261-8521	千葉市美浜区幸町1-21-19	043-370-3314	043-242-7122
111-7	東京電力パワーグリッド (株) 神奈川総支社	220-0004	横浜市西区北幸2-11	045-314-2230	045-314-2247
111-8	東京電力パワーグリッド (株) 山梨総支社	400-0031	甲府市丸の内1-10-7	055-215-5480	055-227-1194
112	電源開発 (株)	350-1170	川崎市むさし野37-1	049-246-9754	049-246-9686
113-1	日本原子力発電 (株)	110-0005	台東区上野5-2-1	03-6371-7600	03-5807-4364
113-2	日本原子力発電 (株)	319-1198	那珂郡東海村白方1-1	029-287-1220	029-287-1294
114	東京ガスネットワーク株式会社	105-8527	港区海岸1-5-20	03-5400-7618	03-3433-8918
115	(株) 関電工	108-8533	港区芝浦4-8-33	03-5476-3876	03-5476-3943
116	東日本旅客鉄道 (株) 東京支社	114-8550	北区東田端2-20-68	03-5692-6153	03-5692-6153

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先FAX
117	東日本旅客鉄道(株) 水戸支社	310-0011	水戸市三の丸1-4-47	029-227-3762	029-221-1993
118	東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	260-8551	千葉市中央区弁天2-23-3	043-284-6786	043-284-6787
119	東海旅客鉄道(株)	100-0005	千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル 5F	03-5218-6281	03-3286-5189
120	東海旅客鉄道(株) 静岡支社	420-0851	静岡市葵区黒金町4	054-687-2484	054-284-2428
121	小田急電鉄(株)	160-8309	新宿区西新宿1-8-3	03-3349-2369	03-3349-2384
122	京王電鉄(株)	206-8520	多摩市関戸1-9-1	042-337-3270	042-374-9815
123	京浜急行電鉄(株)	220-8625	横浜市西区高島1-2-8	045-225-9515	045-225-9568
124	西武鉄道(株)	359-8520	所沢市くすのき台1-11-1	04-2926-2250	04-2926-2239
125	東急電鉄(株)	150-8533	渋谷区桜丘町31番2号 東急桜丘ビル	03-3477-6338	03-3476-0857
126	東武鉄道(株)	131-8522	墨田区押上2-18-12	03-5962-2516	03-5962-2519
127	京成電鉄(株)	272-8510	市川市八幡3-3-1	047-712-7233	047-712-7241
128	富士急行(株)	403-0017	南都留郡富士河口湖町船津3641 河口湖駅内	0555-75-2906	0555-72-5190
129	日本航空(株)	140-8637	品川区東品川2-4-11 野村不動産天王洲ビル 23F	03-5460-3842	03-5460-5998
130	全日本空輸(株)	105-7140	東京都港区東新橋1-5-2	050-3755-2575	03-6735-1465
131	大島旅客自動車(株)	100-0101	大島町元町1-9-6	04992-2-1822	04992-2-1406
133	山梨交通(株)	400-0035	甲府市飯田3-2-34	055-223-0811	055-228-8760
134	日本通運(株)	101-8647	東京都千代田区神田和泉町2	03-6284-5632	03-6284-6975
135	中日本高速道路(株) 東京支社	105-6011	港区虎ノ門4-3-1	03-5776-5674	03-5776-5310
136	東日本高速道路(株) 関東支社	330-0854	さいたま市大宮区桜木町 1-11-20 大宮JPビルディング	048-631-0001	048-631-0247
137	日本赤十字社 茨城県支部	310-0914	水戸市小吹町2551	029-241-4516	029-241-4714
138	日本赤十字社 栃木県支部	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-622-4801	028-624-4940

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先FAX
139	日本赤十字社 群馬県支部	371-0833	前橋市光が丘町32-10	027-254-3636	027-254-3637
140	日本赤十字社 埼玉県支部	330-0064	さいたま市浦和区岸町3-17-1	048-789-7109	048-834-1520
141	日本赤十字社 千葉県支部	260-8509	千葉市中央区千葉港5-7	043-241-7531	043-248-6812
142	日本赤十字社 東京都支部	169-8540	新宿区大久保1-2-15	03-5273-6744	03-5273-6749
143	日本赤十字社 神奈川県支部	231-8536	横浜市中区山下町70-7	045-681-2123	045-681-1120
144	日本赤十字社 山梨県支部	400-0062	甲府市池田一丁目6番1号	055-251-6711	055-254-0351
145	一般社団法人 関東自動車無線協会	102-0074	千代田区九段南4-8-13 自動車会館4階	03-3262-5262	03-3221-7047
146	一般財団法人 移動無線センター	163-1034	新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー 34F	03-5323-5509	03-5323-5502
147-1	一般社団法人日本アマチュア無線連盟 関東地方本部	170-8073	豊島区南大塚3-43-1 大塚HTビル 6階	03-3988-8741	03-3988-8771
147-2	一般社団法人日本アマチュア無線連盟	320-0071	宇都宮市野沢町229-14	028-665-2244	028-665-2244
147-3	一般社団法人 日本アマチュア無線連盟	377-0027	群馬県渋川市金井985	070-2667-0467	0279-23-8028
147-4	一般社団法人日本アマチュア無線連盟 埼玉県支部	344-0048	春日部市南中曽根133-16	090-7705-5043	
147-5	一般社団法人日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	299-4336	長生郡長生村岩沼1666-6	090-1552-4220	
147-6	一般社団法人日本アマチュア無線連盟 神奈川県支部	225-0005	横浜市青葉区荏子田2-6-6	045-902-6416	045-902-6416
147-7	一般社団法人日本アマチュア無線連盟 山梨県支部	400-0863	甲府市南口町4-17 藤巻方	055-233-1927	
148	一般社団法人日本アマチュア無線連盟 東京都支部	198-0043	青梅市千ヶ瀬町6-862	070-5575-3386	0428-23-6828
149	一般社団法人日本アマチュア無線連盟 茨城県支部	300-0833	土浦市小岩田西1-6-3	029-824-4451	0280-32-2886
150	鹿島臨海地区石油コンビナート等 特別防災区域無線連絡協議会	314-0192	神栖市溝口4991-5	0299-90-1149	0299-92-4917
151-1	関東漁業無線連合会	238-0232	三浦市晴海町1-7 一般社団法人神奈川県漁業無線協会内	046-882-2784	046-882-2513
151-2	茨城県 無線漁業協同組合	310-0011	水戸市三の丸1-1-33 すいさん会館 4F	029-231-6592	029-231-6596
152	太平洋セメント株式会社	112-8503	東京都文京区小石川1-1-1 文京ガーデンゲートタワー	03-5801-0333	03-5801-0343

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先F A X
153	総合警備保障 (株)	135-0042	東京都江東区木場2-17-12 S A ビルディング 6 F	03-5621-7231	03-5621-7239
154	関東新聞通信無線連盟	100-8055	千代田区大手町1-7-1 日本経済新聞社内	03-6256-7774	03-6256-7961
155	(株) ウェザーニューズ	261-0023	千葉県美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデン	043-274-5590	043-274-2130
156-1	日本銀行	103-8660	中央区日本橋本石町2-1-1	03-3277-2641	03-3548-2317
156-2	日本銀行 水戸事務所	310-8639	水戸市南町2-5-5	029-224-2734	029-222-1036
156-3	日本銀行 前橋支店	371-0026	前橋市大手町2-6-14	027-225-1118	027-220-1025
156-4	日本銀行 横浜支店	231-8710	横浜市中区日本大通20-1	045-661-8111	045-650-1312
156-5	日本銀行 甲府支店	400-0032	甲府市中央1-11-31	055-227-2414	055-220-1073
157	(株) 日本政策金融公庫	100-0004	東京都千代田区大手町1-9-4	03-3270-0638	03-3270-1644
158	(株) 商工組合中央金庫	104-0028	中央区八重洲2-10-17	03-3246-9265	03-3278-1094
159	(株) 三菱UFJ銀行	100-8388	千代田区丸の内2-7-1	03-3240-2608	03-3240-2567
160	(株) 足利銀行	320-8610	宇都宮市桜4-1-25	028-626-0312	028-627-6408
161	日本郵便 (株) 関東支社	330-9797	さいたま市中央区新都心3-1	048-600-2032	048-767-6074
162	日本郵便 (株) 南関東支社	210-8797	川崎市川崎区榎町1-2	044-280-9004	044-280-9171
163	事業継続対策コンソーシアム	101-0021	千代田区外神田6-11-14 アーツ千代田3331 B109	090-6104-0871	03-3831-2168

3-3-3 栃木県非常通信用無線局局名録 (R5.11現在)

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
(宇都宮市)					
栃木県	基	ぼうさいとちぎ	24K3G7W	20	塙田1-1-20 栃木県庁 (028-623-2133)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 201~212、616、623、681、683~687	24K3G1D 24K3G1E	5	〃
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 214、690	24K3G1D 24K3G1E	5	中里町248 栃木県消防学校 (028-674-4841)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 301~305	24K3G1D 24K3G1E	2	塙田1-1-20 栃木県庁 (028-623-2133)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 221	24K3G1D 24K3G1E	5	竹林町1030-2 宇都宮県税事務所 (028-626-3003)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 251	24K3G1D 24K3G1E	5	竹林町1030-2 宇都宮土木事務所 (028-626-3123)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 601	24K3G1D 24K3G1E	5	旭1-1-5 宇都宮市役所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 651	24K3G1D 24K3G1E	5	大曾2-2-21 宇都宮市消防局
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 671	24K3G1D 24K3G1E	5	茂原1-5-45 陸上自衛隊 東部方面特科連隊第2大隊
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 672	24K3G1D 24K3G1E	5	竹林町911-1 済生会宇都宮病院
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 673	24K3G1D 24K3G1E	5	南高砂町11-17 うつのみや病院
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 674	24K3G1D 24K3G1E	5	中戸祭1-10-37 国立病院機構栃木医療センター
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 692	24K3G1D 24K3G1E	5	昭和2-2-5 榊栃木放送
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 693	24K3G1D 24K3G1E	5	中央1-2-1 榊エフエム栃木
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 694	24K3G1D 24K3G1E	5	昭和2-2-2 榊とちぎテレビ
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 701	24K3G1D 24K3G1E	5	竹林1030-2 宇都宮県税事務所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 731	24K3G1D 24K3G1E	5	竹林1030-2 河内農業振興事務所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 741	24K3G1D 24K3G1E	5	竹林1030-2 宇都宮土木事務所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 751	24K3G1D 24K3G1E	5	西川田4-1-1 栃木県総合運動公園
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 757	24K3G1D 24K3G1E	5	宇都宮市睦町2-50 栃木県中央公園
宇都宮市	基	ぼうさいかみかわち	F3E	5	中里町181-3 上河内地域自治センター 地域経営課 (028-674-3131)
宇都宮市	基	うつのみやしょうぼう きゅうきゅううつのみや	16K0- F2D・ F3E	10	大曾2-2-21 宇都宮市消防本部 (028-625-5500)
宇都宮市	移	うつのみやそうむ 1,2 うつのみやよぼう 1 うつのみやけいぼう 1 うつのみやしれい 1 うつのみやゆそう 3 ほんぶささつ 1	16K0- F2D・ F3E	10	〃
宇都宮市	移	うつのみやゆそう 1 ほんぶささつ 2	F3E	10	〃
宇都宮市	携	うつのみやしれい 302,303 うつのみやしれい 103	F3E	5	〃

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
宇都宮市	携	うつのみやそうむ 101 うつのみやけいぼう 101 うつのみやしれい 101, 102, 104, 106~113	F3E	1	〃
宇都宮市	移	ちゅうおう 1~3, 5 ちゅうおうはしご 1 ちゅうおうきゅうじょ 1 ちゅうおうしき 1, 2, 3, 4 ちゅうおうしざい 1 きゅうきゅうちゅうおう 1, 2 ちゅうおうささつ 1, 2	16K0- F2D・ F3E	10	〃
宇都宮市	携	ちゅうおう 301, 302 ちゅうおうきゅうじょ 301 302	F3E	5	〃
宇都宮市	携	ちゅうおう 101~103 ちゅうおうはしご 101 ちゅうおうきゅうじょ 101, 102~104 ちゅうおうしき 101 ちゅうおう 202	F3E	1	大曾2-2-21 宇都宮市中央消防署 (028-625-3451)
宇都宮市	移	かわち 1, 2 きゅうきゅうかわち 1	16K0- F2D・ F3E	10	白沢町401-2 中央消防署河内分署 (028-673-6695)
宇都宮市	携	かわち 301	F3E	5	〃
宇都宮市	携	かわち 101, 102, 201	F3E	1	〃
宇都宮市	移	かみかわち 1, 2 きゅうきゅうかみかわち 1	16K0- F2D・ F3E	10	松田新田町116-4 中央消防署上河内分署 (028-674-3001)
宇都宮市	携	かみかわち 301	F3E	5	〃
宇都宮市	携	かみかわち 101, 201	F3E	1	〃
宇都宮市	移	ひがしかがく 1 ひがしはしご 1 ひがしきゅうじょ 1 ひがししえん 1 きゅうきゅうひがし 2	16K0- F2D・ F3E	10	中今泉5-37-16 東消防署 (028-663-0119)
宇都宮市	移	うつのみやひがし 1, 2 ひがしすいそう 1 ひがししき 1 ひがししざい 1 ひがしささつ 1 きゅうきゅうひがし 1	16K0- F2D・ F3E	10	〃
宇都宮市	移	ひがし ささつ 2	F3E	10	〃
宇都宮市	携	ひがし 301, 302 ひがしきゅうじょ 301, 302	F3E	5	〃
宇都宮市	携	ひがし 101, 102 ひがしかがく 101 ひがしはしご 101 ひがししき 101 ひがしすいそう 101 ひがし ささつ 101 ひがし 201~203	F3E	1	〃
宇都宮市	移	ひらいし 1, 2 きゅうきゅうひらいし 1	16K0- F2D・ F3E	10	石井町2010-1 東消防署平石分署 (028-661-5521)
宇都宮市	携	ひらいし 301	F3E	5	〃
宇都宮市	携	ひらいし 101, 102	F3E	1	〃
宇都宮市	移	きよはら 1 きよはらかがく 1 きゅうきゅうきよはら 1	16K0- F2D・ F3E	10	清原工業団地3-3 東消防署清原分署 (028-670-5590)
宇都宮市	携	きよはら 301	F3E	5	〃
宇都宮市	携	きよはら 101, 102	F3E	1	〃
宇都宮市	移	うつのみやにし 1, 2 にしかがく 1 にしくっせつ 1 にししき 1, 2, 3 にししざい 1 にしきゅうじょ 1 にしきさつ 1, 2 きゅうきゅうにし 1, 2	16K0- F2D・ F3E	10	鶴田2-21-7 宇都宮市西消防署 (028-647-0119)
宇都宮市	移	にしすいそう 1	F3E	10	〃
宇都宮市	携	にしきゅうじょ 301 にし 301, 302 にし201, 203	F3E	5	〃

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
宇都宮市	携	にし 101, 102, 202 にしかがく 101 にしくっせつ 101 にしきゅうじよ 101 にししき 101 にしささつ 101 にしすいそう 101	F3E	1	〃
宇都宮市	移	とみや 1, 2 きゅうきゅうとみや 1	16K0- F2D・ F3E	10	徳次郎町742-1 西消防署富屋分署 (028-665-0019)
宇都宮市	携	とみや 301	F3E	5	〃
宇都宮市	携	とみや 101, 102	F3E	1	〃
宇都宮市	移	たからぎ 1, 2 きゅうきゅうたからぎ 1	16K0- F2D・ F3E	10	細谷1-7-40 西消防署宝木分署 (028-622-1850)
宇都宮市	携	たからぎ 301	F3E	5	〃
宇都宮市	携	たからぎ 101, 102	F3E	1	〃
宇都宮市	移	しろやま 1, 2 きゅうきゅうしろやま 1	16K0- F2D・ F3E	10	大谷町1305-4 西消防署城山分署 (028-652-0110)
宇都宮市	携	しろやま 301	F3E	5	〃
宇都宮市	携	しろやま 101, 102	F3E	1	〃
宇都宮市	移	うつのみやみなみ 1, 2 みなみかがく 1 みなみはしご 1 みなみきゅうじよ 1 みなみしき 1 みなみしざい 1 きゅうきゅうみなみ 1, 2 みなみささつ 1, 2	16K0- F2D・ F3E	10	宮の内1-174-8 宇都宮市南消防署 (028-653-0119)
宇都宮市	携	みなみきゅうじよ 301, 302 みなみ 301, 302	F3E	5	〃
宇都宮市	携	みなみ 101, 102, 201, 202 みなみかがく 101 みなみはしご 101 みなみしき 101 みなみささつ 101	F3E	1	〃
宇都宮市	移	ようなん 1, 2 ようなんはしご 1 きゅうきゅうようなん 1	16K0- F2D・ F3E	10	双葉3-15-63 南消防署陽南分署 (028-658-6821)
宇都宮市	携	ようなん 301	F3E	5	〃
宇都宮市	携	ようなん 101, 102	F3E	1	〃
宇都宮市	移	やなしも 1, 2 やなしもくっせつ 1 きゅうきゅうやなしも 1	16K0- F2D・ F3E	10	下栗1-20-1 中央消防署築下分署 (028-638-8267)
宇都宮市	携	やなしも 301	F3E	5	〃
宇都宮市	携	やなしも 101, 102 やなしもくっせつ 101	F3E	1	〃
国土交通省	固	けんせつうつのみや	D7W G7W	0.01 0.4 1 0.003	平出工業団地14-3 鬼怒川ダム統合管理事務所 (028-661-1341)
国土交通省	固	けんせつうつのみやこくどう	D7W G7W	0.25 0.01 0.32 0.04 0.013 0.3 0.02	平松町504 宇都宮国道事務所 (028-638-2181)
国土交通省	基	けんせつうつのみや	F3E	25	〃
国土交通省	基	けんせつうつのみやだいに	F2C F2D F2F F3C F3E	20 〃 〃 〃 〃	〃

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
国土交通省	基	けんせつはぐろさん	F2C F2D F2F F3C F3E	20 " " " "	山田町字向山2803-4 宇都宮国道事務所 羽黒山無線中継所
国土交通省	固	けんせついしい	G7W	0.3	石井町2347 下館河川事務所石井出張所 (028-667-0570)
東電	基	とうでんうつのみやこうむ	F3E	25	滝の原1-3-46 東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社 滝の原事務所 (028-305-8272)
東電	基	とうでんうつのみや	F3E	10	戸祭1-11-18 東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社 戸祭事務所 (028-305-8272)
東電	移	とうでんうつのみやこうむ 1~8	F3E	25	滝の原1-3-46 東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社 滝の原事務所 (028-305-9038)
東電	移	とうでんうつのみやこうむ 71, 73, 74	F3E	25	滝の原1-3-46 東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社 滝の原事務所 (028-305-9047)
東電	移	とうでんとちぎしてん 701, 702, 703, 704, 705	F3E	25	馬場通り1-1-11 東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社 (028-305-8367)
東電	移	とうでんとちぎしてん 801, 802, 803, 804, 805	F3E	10	"
東電	携	とうでんとちぎしてん 853, 851, 852	F3E	1	"
東電	移	とうでんうつのみや 9, 32~38, 40, 42, 39	F3E	10	戸祭1-11-18 東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社 戸祭事務所 (028-305-8859)
東電	移	とうでんうつのみや 1~8, 10~17, 19~21 24, 25	F3E	10	滝の原1-3-46 東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社 滝の原事務所 (028-305-9128)
東電	移	とうでんうつのみや 51, 52	F3E	10	滝の原1-3-46 東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社 滝の原事務所 (028-305-9065)
東電	携	とうでんとちぎしてん 751	F3E	5	馬場通り1-1-11 東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社 (028-305-8300)
朝日	基	うつのみやあさひ	F3	25	本町10-10 朝日新聞社宇都宮支局 (028-622-1761)
毎日	基	まいにちうつのみや	F3E	25	宮町3-5 毎日新聞社宇都宮支局 (028-622-4231)
読売	基	うつのみやよみうり	F3	25	河原町1-4 読売新聞社宇都宮支局 (028-638-4311)
(足利市)					

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 259	24K3G1D 24K3G1E	5	伊勢町4-19 安足土木事務所 (0284-41-2331)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 602	24K3G1D 24K3G1E	5	本城3-2145 足利市役所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 652	24K3G1D 24K3G1E	5	大正町863 足利市消防本部
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 708	24K3G1D 24K3G1E	5	伊勢町4-19 安足土木事務所 (足利庁舎 1F)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 725	24K3G1D 24K3G1E	5	真砂町1-1 安足健康福祉センター
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 750	24K3G1D 24K3G1E	5	伊勢町4-19 安足土木事務所 (足利庁舎3F)
足利市	基	あしかがしょうぼう	F3E	10	堀込町190-1 足利市消防本部通信指令課 (0284-71-9222)
足利市	携	あしかがつうしん101	F3E	5	〃
足利市	携	あしかがつうしん701	F3E	10	〃
足利市	移	あしかがしれい 1 あしかがささつ 1 あしかがこうほう 1	F3E	10	大正町863 足利市消防本部 (0284-41-3197)
	携	あしかが 101~103 あしかがよぼう 101~103 あしかがけいぼう 101, 102	F3E	5	〃
足利市	移	あしかがちゅうおうかがく1 あしかがちゅうおうすいそう1 あしかがちゅうおう1・2 あしかがはしご2 あしかがちゅうおうきゅうきゅう1・2 あしかがちゅうおうこうほう1 あしかがちゅうおうしき1 あしかがさぎょう1	F3E	10	大正町863 足利市中央消防署 (0284-41-3194)
	携	あしかがちゅうおう101~104, 201~204 あしかがさぎょう205 あしかがちゅうおうきゅうきゅう301~302 あしかがはしご402	F3E	5	〃
	携	あしかがちゅうおう 601, 701	F3E	10	〃
足利市	移	あしかがひがしすいそう 1 あしかがひがしこうほう 1 あしかがひがし 1 あしかがひがしきゅうきゅう 1	F3E	10	川崎町1324 足利市中央消防署東分署 (0284-91-0509)
	携	あしかがひがし 101, 201, 202 あしかがひがしきゅうきゅう 301	F3E	5	〃
足利市	移	あしかがにしかがく 1 あしかがにし 1 あしかがにしきゅうきゅう 1 あしかがにしこうほう 1	F3E	10	葉鹿町648-1 足利市中央消防署西分署 (0284-62-0119)
	携	あしかがにし 101, 201, 202 あしかがにしきゅうきゅう 301	F3E	5	〃
	携	あしかがにし 701	F3E	10	〃
足利市	移	あしかがかなんかがく 1 あしかがかなん 1 あしかがきゅうじょ 1 あしかがかなんしき 1 あしかがかなんきゅうきゅう 1 あしかがかなんこうほう 1	F3E	10	堀込町190-1 足利市河南消防署 (0284-71-1000)
	携	あしかがかなん 101~104, 201, 202 あしかがかなんきゅうきゅう 301 あしかがはしご 401 あしかがきゅうじょ 501	F3E	5	〃
	携	あしかがかなん 601	F3E	10	〃
足利市	移	あしかがみなみすいそう 1 あしかがみなみ 1 あしかがみなみきゅうきゅう 1 あしかがみなみこうほう 1	F3E	10	上渋垂町1223 足利市河南消防署南分署 (0284-71-2000)

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
	携	あしかがみなみ 101, 201, 202 あしかがみなみきゅうきゅう 301	F3E	5	〃
国土交通省	固	けんせつわたらせがわ	D7W G7W	0.13 0.2 0.063	田中町661-3 渡良瀬川河川事務所 (0284-73-5554)
国土交通省	基	けんせつわたらせ	F3E	20	〃
東電	移	とうでんあしかが 1~16	F3E	10	相生町386-6 東京電力パワーグリッド(株)栃木南支社 足利事務所 (0284-55-3052)
東電	移	とうでんあしかが 33, 34, 54~57, 52, 53	F3E	10	相生町386-6 東京電力パワーグリッド(株)栃木南支社 足利事務所 (0284-55-3237)
東電	移	とうでんあしかがこうむ 1~6	F3E	25	相生町386-6 東京電力パワーグリッド(株)栃木南支社 足利事務所 (0284-55-3192)
(栃木市)					
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 224, 704	24K3G1D 24K3G1E	5	神田町6-6 栃木県税事務所 (0282-23-3412)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 255, 745	24K3G1D 24K3G1E	5	神田町6-6 栃木土木事務所 (0282-23-3433)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 603	24K3G1D 24K3G1E	5	万町9-25 栃木市役所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 658	24K3G1D 24K3G1E	5	平柳町1-34-5 栃木市消防本部
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 727	24K3G1D 24K3G1E	5	神田町6-6 栃木健康福祉センター
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 734	24K3G1D 24K3G1E	5	神田町5-20 下都賀農業振興事務所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 755	24K3G1D 24K3G1E	5	岩舟町下津原1747-1 みかも山公園
栃木市	基	ぼうさいとちぎし	24K3G7W	20	入舟町7-26 栃木市役所消防防災課 (0282-22-3535)
栃木市	基	ぼうさいふじおか	24K3G7W	10	藤岡町藤岡1022-5 栃木市役所藤岡総合支所 (0282-62-0900)
栃木市	移	ぼうさいおおひら 201	24K3G1D	5	大平町富田558 栃木市役所大平総合支所 (0282-43-9204)
栃木市	移	ぼうさいふじおか 202	24K3G1D	5	藤岡町藤岡1022-5 栃木市役所藤岡総合支所 (0282-62-0900)
栃木市	移	ぼうさいつが 203	24K3G1D	5	都賀町家中5982-1 栃木市役所都賀総合支所 (0282-29-1100)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 205	24K3G1D	5	大宮町422-1 栃木市大宮公民館 (0282-27-0073)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 206	24K3G1D	5	皆川城内町699 栃木市皆川公民館 (0282-22-1812)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 207	24K3G1D	5	吹上町782-1 栃木市吹上公民館 (0282-31-1792)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 208	24K3G1D	5	梅沢町1183 栃木市寺尾公民館 (0282-31-0002)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 209	24K3G1D	5	惣社町228-1 栃木市国府公民館 (0282-27-3002)

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 210	24K3G1D	5	日ノ出町1-11 栃木市立栃木東中学校 (0282-22-5678)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 211	24K3G1D	5	本町5-5 栃木市立栃木南中学校 (0282-22-0675)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 212	24K3G1D	5	片柳町2-15-40 栃木市立栃木西中学校 (0282-22-5711)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 213	24K3G1D	5	大宮町1287 栃木市立東陽中学校 (0282-27-1481)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 214	24K3G1D	5	皆川城内町1856 栃木市立皆川中学校 (0282-22-1825)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 215	24K3G1D	5	吹上町434-1 栃木市立吹上中学校 (0282-31-1958)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 216	24K3G1D	5	鍋山町86-2 栃木市立寺尾中学校 (0282-31-0019)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 217	24K3G1D	5	今泉町2-1-40 栃木市栃木保健福祉センター (0282-25-3511)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 218	24K3G1D	5	川原田町760 栃木市総合運動公園 (0282-23-2523)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 219	24K3G1D	5	旭町12-16 栃木市栃木文化会館 (0282-23-5678)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 220	24K3G1D	5	日ノ出町14-36 栃木市市民会館 (0282-24-0351)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 221	24K3G1D	5	箱森町36-31 とちぎコミュニティプラザ (0282-23-4827)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 222	24K3G1D	5	藪部町2-14-9 とちぎ西部生きがいセンター (0282-22-0333)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 223	24K3G1D	5	今泉町1-2-7 栃木市老人福祉センター泉寿園 (0282-27-3818)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 224	24K3G1D	5	千塚町210 栃木市老人福祉センター福寿園 (0282-31-3666)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 225	24K3G1D	5	藪部町3-13-24 栃木市水道庁舎 (0282-25-2103)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 226	24K3G1D	5	梓町456-32 とちぎクリーンプラザ (0282-31-2446)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 227	24K3G1D	5	平柳町1-34-5 栃木市消防本部 (0282-22-0356)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 228	24K3G1D	5	箱森町40-14 栃木警察署 (0282-25-0110)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 229	24K3G1D	5	神田町6-6 栃木県下都賀庁舎(土木事務所) (0282-23-3437)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 230	24K3G1D	5	富士見町5-32 下都賀総合病院 (0282-22-2551)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 231	24K3G1D	5	境町27-21 下都賀郡市医師会病院 (0282-22-0275)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 232	24K3G1D	5	大町39-5 とちの木病院 (0282-22-7722)

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 233	24K3G1D	5	沼和田町1-1 東日本旅客鉄道(株)栃木駅 (0282-22-0799)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 234	24K3G1D	5	平柳町1-8-18 東武鉄道(株)新栃木駅 (0282-22-0204)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 235	24K3G1D	5	城内町2-2-23 栃木ガス(株) (0282-22-2939)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 236	24K3G1D	5	樋ノ口町43-5 ケーブルテレビ(株) (0282-25-1811)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 237	24K3G1D	5	平柳町1-20-1 日本郵政(株)栃木郵便局 (0282-22-0070)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 238	24K3G1D	5	入舟町7-26 栃木市役所消防防災課 (0282-22-3535)
栃木市	移	ぼうさいおおひら 239	24K3G1D	5	大平町蔵井2001-3 栃木市大平公民館 (0282-43-5231)
栃木市	移	ぼうさいおおひら 240	24K3G1D	5	大平町蔵井2026-1 栃木市立大平中学校 (0282-43-2223)
栃木市	移	ぼうさいおおひら 241	24K3G1D	5	大平町西野田825 栃木市立大平南中学校 (0282-43-8588)
栃木市	移	ぼうさいおおひら 242	24K3G1D	5	大平町上高島809 栃木市立大平東小学校 (0282-43-4567)
栃木市	移	ぼうさいおおひら 243	24K3G1D	5	大平町西水代1732 栃木市立大平南小学校 (0282-43-2413)
栃木市	移	ぼうさいおおひら 244	24K3G1D	5	大平町富田1869 栃木市立大平西小学校 (0282-43-2007)
栃木市	移	ぼうさいおおひら 245	24K3G1D	5	大平町新1354-2 栃木市立大平中央小学校 (0282-43-5177)
栃木市	移	ぼうさいおおひら 246	24K3G1D	5	大平町西野田666-1 栃木市大平健康福祉センター(ゆうゆうプラザ) (0282-45-1788)
栃木市	移	ぼうさいおおひら 247	24K3G1D	5	大平町蔵井1547 大平運動公園 (0282-43-9215)
栃木市	移	ぼうさいおおひら 248	24K3G1D	5	大平町富田558 南部水道事務所 (0282-43-9221)
栃木市	移	ぼうさいおおひら 249	24K3G1D	5	大平町蔵井2001-2 大平分署 (0282-43-3500)
栃木市	移	ぼうさいおおひら 250	24K3G1D	5	大平町川連370 栃木県立栃木翔南高等学校 (0282-24-4739)
栃木市	移	ぼうさいふじおか 251	24K3G1D	5	藤岡町藤岡1396 栃木市藤岡地区公民館 (0282-62-2531)
栃木市	移	ぼうさいふじおか 252	24K3G1D	5	藤岡町甲436-2 栃木市三鴨地区公民館 (0282-62-5656)
栃木市	移	ぼうさいふじおか 253	24K3G1D	5	藤岡町部屋454-1 栃木市部屋地区公民館 (0282-67-2002)
栃木市	移	ぼうさいふじおか 254	24K3G1D	5	藤岡町赤麻1737-1 栃木市赤麻地区公民館 (0282-62-4574)

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
栃木市	移	ぼうさいふじおか 255	24K3G1D	5	藤岡町藤岡10 栃木市立藤岡第一中学校 (0282-62-2598)
栃木市	移	ぼうさいふじおか 256	24K3G1D	5	藤岡町富吉1544 栃木市立藤岡第二中学校 (0282-67-2024)
栃木市	移	ぼうさいふじおか 257	24K3G1D	5	藤岡町藤岡1788 栃木市藤岡総合体育館 (0282-62-4431)
栃木市	移	ぼうさいふじおか 258	24K3G1D	5	藤岡町藤岡1218-1 栃木市藤岡スポーツふれあいセンター (0282-62-1301)
栃木市	移	ぼうさいふじおか 259	24K3G1D	5	藤岡町藤岡810 栃木市藤岡公民館 (0282-62-4321)
栃木市	移	ぼうさいふじおか 260	24K3G1D	5	藤岡町藤岡1788 栃木市藤岡遊水池会館 (0282-62-5983)
栃木市	移	ぼうさいふじおか 261	24K3G1D	5	藤岡町赤麻502-1 栃木市渡良瀬の里 (0282-62-1635)
栃木市	移	ぼうさいふじおか 262	24K3G1D	5	藤岡町大田和678 道の駅みかも (0282-62-0990)
栃木市	移	ぼうさいふじおか 263	24K3G1D	5	藤岡町藤岡1022-5 藤岡総合支所都市建設課 (0282-62-0908)
栃木市	移	ぼうさいふじおか 264	24K3G1D	5	藤岡町藤岡81-2 藤岡分署 (0282-62-3337)
栃木市	移	ぼうさいつが 265	24K3G1D	5	都賀町原宿521 栃木市都賀公民館 (0282-27-5050)
栃木市	移	ぼうさいつが 266	24K3G1D	5	都賀町家中5818 栃木市立都賀中学校 (0282-27-6138)
栃木市	移	ぼうさいつが 267	24K3G1D	5	都賀町原宿585-2 栃木市都賀保健センター (0282-27-4811)
栃木市	移	ぼうさいつが 268	24K3G1D	5	都賀町原宿511 栃木市都賀体育センター (0282-27-5050)
栃木市	移	ぼうさいつが 269	24K3G1D	5	都賀町原宿573 栃木市都賀文化会館 (0282-27-8855)
栃木市	移	ぼうさいつが 270	24K3G1D	5	都賀町木813 栃木市木コミュニティセンター (0282-27-5050)
栃木市	移	ぼうさいつが 271	24K3G1D	5	都賀町平川481-5 栃木市都賀南部コミュニティセンター (0282-27-5050)
栃木市	移	ぼうさいつが 272	24K3G1D	5	都賀町大柿1122 栃木市大柿コミュニティセンター (0282-27-5050)
栃木市	移	ぼうさいつが 273	24K3G1D	5	都賀町平川438 あいあいプラザ (0282-28-0668)
栃木市	移	ぼうさいつが 274	24K3G1D	5	都賀町白久保325 つがの里ふるさとセンター (0282-92-0008)
栃木市	移	ぼうさいつが 275	24K3G1D	5	都賀町家中2357 栃木市社会福祉協議会都賀支所 (0282-28-0254)
栃木市	移	ぼうさいつが 276	24K3G1D	5	都賀町大柿1529 都賀分署 (0282-92-7084)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 301~320	24K3G1D	5	入舟町7-26 栃木市役所消防防災課 (0282-22-3535)

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
栃木市	移	ぼうさいとちぎし 401~410	24K3G1D	5	入舟町7-26 栃木市役所消防防災課 (0282-22-3535)
栃木市	移	ぼうさいてらお 1	24K3G1D	5	尻内町680-1 栃木市立寺尾南小学校 (0282-31-0036)
栃木市	移	ぼうさいてらお 2	24K3G1D	5	尻内町680-1 栃木市立寺尾南小学校 (0282-31-0036)
栃木市	移	ぼうさいおおひら 321~327	24K3G1D	5	大平町富田558 栃木市役所大平総合支所 (0282-43-9204)
栃木市	移	ぼうさいおおひら 411~414	24K3G1D	5	大平町富田558 栃木市役所大平総合支所 (0282-43-9204)
栃木市	移	ぼうさいふじおか 328~334	24K3G1D	5	藤岡町藤岡1022-5 栃木市役所藤岡総合支所 (0282-62-0900)
栃木市	移	ぼうさいふじおか 415~417	24K3G1D	5	藤岡町藤岡1022-5 栃木市役所藤岡総合支所 (0282-62-0900)
栃木市	移	ぼうさいつが 335~339	24K3G1D	5	都賀町家中5982-1 栃木市役所都賀総合支所 (0282-29-1100)
栃木市	移	ぼうさいつが 418~420	24K3G1D	5	都賀町家中5982-1 栃木市役所都賀総合支所 (0282-29-1101)
栃木市	基	とちぎしょうぼう	F3E	10	栃木市平柳町1-34-5 栃木市消防本部 (0282-22-0119)
栃木市	移	とちぎ 1~3 とちぎかがく 1 とちぎはしご 1 とちぎきゅうじょ 1 とちぎきざい 1 とちぎきゅうきゅう 1~3 とちぎしき 1 とちぎこうほう 1 とちぎよぼう 1~3	F3E	10	栃木市平柳町1-34-5 栃木市消防署 (0282-22-0119)
栃木市	移	とちぎ 102, 103, 104, 107	F3E	1	〃
栃木市	移	とちぎ 101, 105, 106, 108, 501~503	F3E	5	〃
栃木市	移	とちぎしきほんぶ	F3E	10	〃
栃木市	移	おおひら 1 おおひらきゅうきゅう 1 おおひらかがく 1 おおひらこうほう 1	F3E	10	栃木市大平町蔵井2001-2 栃木市消防署大平分署 (0282-43-3500)
栃木市	移	おおひら 101, 105	F3E	1	〃
栃木市	移	おおひら 104, 201, 501~504	F3E	5	〃
栃木市	移	おおひら 106	F3E	10	〃
栃木市	移	ふじおか 1, 2 ふじおかきゅうきゅう 1 ふじおかこうほう 1	F3E	10	栃木市藤岡町藤岡81-2 栃木市消防署藤岡分署 (0282-62-3337)
栃木市		ふじおか 101~103	F3E	1	〃
栃木市		ふじおか 104, 201, 501, 502	F3E	5	〃
栃木市	移	つが 1, 2 つがきゅうきゅう 1 つがこうほう 1	F3E	10	栃木市都賀町大柿1529 栃木市消防署都賀分署 (0282-92-7084)
栃木市	移	つが 101, 102	F3E	1	〃
栃木市	移	つが 103, 201, 501	F3E	5	〃
栃木市	移	にしかた 1, 2 にしかたきゅうきゅう 1 にしかたこうほう 1	F3E	10	栃木市西方町金井293 栃木市消防署西方分署 (0282-92-2203)
栃木市	移	にしかた 101, 102	F3E	1	〃
栃木市	移	にしかた 103, 104, 105, 201	F3E	5	〃

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
国土交通省	固	けんせつふじおか	G7W	0.013	栃木市藤岡町藤岡無番地 利根川上流河川事務所藤岡出張所 (0282-62-2142)
国土交通省	基	〃	F3E	3	〃
東電	基	とうでんやぐらこうむ	F3E	10	西方町真名子字真上入2688-4 東京電力パワーグリッド(株) 谷倉山中継所 (028-305-8272)
(佐野市)					
栃木県	基	ぼうさいかしわぐら	24K3G7W	20	長坂町水ヶ沢 柏倉中継所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 227、707	24K3G1D 24K3G1E	5	堀米町607 安足県税事務所 (0283-23-1444)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 237、714	24K3G1D 24K3G1E	5	堀米町607 県南環境森林事務所 (0283-23-1441)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 604	24K3G1D 24K3G1E	5	高砂町1 佐野市役所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 662	24K3G1D 24K3G1E	5	富岡町1391 佐野市消防本部
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 738	24K3G1D 24K3G1E	5	堀米町607 安足農業振興事務所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 749	24K3G1D 24K3G1E	5	堀米町607 安足土木事務所(安蘇庁舎)
佐野市	固	とうせいだい むせんつうしんしつ	F3E	5	亀井町2658-1 佐野市役所南飯庁舎無線室 (0283-24-5111)
佐野市	固	とうせいきょくえんせい1 ききかんりか	F3E	5	亀井町2658-1 佐野市役所南飯庁舎危機管理課 (0283-20-3056)
佐野市	固	とうせいきょくえんせい2 えいししつ	F3E	5	高砂町1 佐野市役所監視室(現在休局中) (0283-24-5111)
佐野市	可	さの1	F3E	5	亀井町2658-1 佐野市役所南飯庁舎 (0283-24-5111)
佐野市	可	さの2	F3E	5	田沼町974-1 佐野市役所田沼庁舎 (0283-61-1120)
佐野市	可	さの3	F3E	5	浅沼町798 佐野市役所東飯庁舎 (0283-24-5111)
佐野市	可	さの4	F3E	5	赤見町3082 佐野市役所赤見支所 (0283-25-0511)
佐野市	可	さの5	F3E	5	白岩町486-1 佐野市役所野上支所 (0283-67-1233)
佐野市	可	さの6	F3E	5	閑馬町361-1 佐野市役所新合支所 (0283-65-0002)
佐野市	可	さの7	F3E	5	飛駒町1576-2 佐野市役所飛駒支所 (0283-66-2002)
佐野市	可	さの8	F3E	5	町谷町206-13 佐野市みかもクリーンセンター (0283-23-8153)
佐野市	可	さの9	F3E	5	大橋町2042 佐野市保健センター (0283-24-5770)
佐野市	可	さの10	F3E	5	あくど町3084 佐野市葛生行政センター (0283-86-3411)

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
佐野市	可	さの11	F3E	5	浅沼町508-5 佐野市文化会館 (0283-24-7211)
佐野市	可	さの12	F3E	5	仙波町167 佐野市常盤地区公民館 (0283-85-3657)
佐野市	可	さの13	F3E	5	水木町847 佐野市氷室地区公民館 (0283-87-0004)
佐野市	可	さの14	F3E	5	大橋町1165 佐野市水道局 (0283-22-1696)
佐野市	可	さの15	F3E	5	田沼町1436 佐野市民病院 (0283-62-5111)
佐野市	可	さの16	F3E	5	富岡町1391 佐野地区広域消防組合消防本部 (0283-22-4433)
佐野市	可	さの17	F3E	5	大橋町3212-27 佐野市社会福祉協議会 (0283-22-8100)
佐野市	可	さの18	F3E	5	堀米町1728 佐野厚生総合病院 (0283-22-5222)
佐野市	可	さの19	F3E	5	堀米町607 栃木県安蘇庁舎 (0283-23-1411)
佐野市	可	さの20	F3E	5	浅沼町573-6 栃木県警察佐野警察署 (0283-24-0110)
佐野市	可	さの21	F3E	5	若松町539 J R 東日本佐野駅 (0283-22-0160)
佐野市	可	さの22	F3E	5	若松町539 東武鉄道(株)佐野駅 (0283-22-4970)
佐野市	可	さの23	F3E	5	久保町243 佐野ガス(株) (0283-22-6262)
佐野市	可	さの24	F3E	5	若松町298-1 N T T 東日本栃木支店佐野営業所 (0120-557772)
佐野市	移	さの51	F3E	5	浅沼町798 佐野市役所東仮庁舎 (0283-24-5111)
佐野市	移	さの52	F3E	5	亀井町2658-1 佐野市役所南仮庁舎 (0283-24-5111)
佐野市	移	さの53	F3E	5	亀井町2658-1 佐野市役所政策調整課 (0283-20-3000)
佐野市	移	さの54, 55	F3E	5	大橋町1165 佐野市水道局 (0283-22-1696)
佐野市	移	さの56	F3E	5	田沼町974-1 佐野市役所田沼庁舎 (0283-61-1120)
佐野市	移	さの57, 58	F3E	5	田沼町974-1 佐野市役所道路河川課 (0283-61-1130)
佐野市	移	さの59	F3E	5	戸室町11-1 佐野市水道局田沼営業所 (0283-62-0419)
佐野市	移	さの60	F3E	5	葛生東1-14-30 佐野市立吉澤記念美術館 (0283-86-2008)
佐野市	移	さの61	F3E	5	葛生東1-10-3 佐野市水道局葛生営業所 (0283-85-2223)

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
佐野市	移	さの101~107	F3E	2	亀井町2658-1 佐野市役所南仮庁舎 (0283-24-5111)
佐野市	移	さの108~112	F3E	2	大橋町1165 佐野市水道局 (0283-22-1696)
佐野市	移	さの113~117	F3E	2	田沼町974-1 佐野市役所田沼庁舎 (0283-61-1120)
佐野市	移	さの118~121	F3E	2	田沼町974-1 佐野市役所道路河川課 (0283-61-1130)
佐野市	移	さの122, 123	F3E	2	田沼町974-1 佐野市役所農山村振興課 (0283-61-1163)
佐野市	移	さの124	F3E	2	戸室町11-1 佐野市水道局田沼営業所 (0283-62-0419)
佐野市	移	さの125	F3E	2	白岩町486-1 佐野市役所野上支所 (0283-67-1233)
佐野市	移	さの126	F3E	2	閑馬町361-1 佐野市役所新合支所 (0283-65-0002)
佐野市	移	さの127	F3E	2	飛駒町1576-2 佐野市役所飛駒支所 (0283-66-2002)
佐野市	移	さの128~130	F3E	2	浅沼町798 佐野市役所東仮庁舎 (0283-24-5111)
佐野市	移	さの131~132	F3E	2	あくど町3084 佐野市葛生行政センター (0283-86-3411)
佐野市	移	さの133	F3E	2	葛生東1-10-3 佐野市水道局葛生営業所 (0283-85-2223)
佐野市	移	さの134	F3E	2	仙波町167 佐野市常盤地区公民館 (0283-85-3657)
佐野市	移	さの135	F3E	2	水木町847 佐野市氷室地区公民館 (0283-87-0004)
佐野消	基	しょうぼうさの	F3E	10	富岡町1391 佐野市消防本部 (0283-22-4433)
佐野消	移	さの 1~3 さのこうほう 1,2 さのしき 1,2 さのきゅうきゅう 1~3 さのきゅうじょ 1 さのよぼう 1~3 さのはしご 1 さのしえん 1	F3E	10	” 佐野市消防署 (0283-23-9945)
		さのほんぶ 1			
佐野消	移	さのにし 1 さのにしこうほう 1 さのにしきゅうきゅう 1 さのにしきゅうきゅう 2 さのきゅうきゅう 5	F3E	10	石塚町985-1 佐野市消防署西分署 (0283-25-0119)
佐野消	移	さのきた 1 さのきたきゅうきゅう 1 さのきゅうきゅう 6 さのきたこうほう 1 さの 5	F3E	10	多田町3091-6 佐野市消防署北分署 (0283-62-4545) 0119
国土交通省	固	けんせつさの	G7W	0.008	堀米町3971-10 渡良瀬川河川事務所 佐野河川出張所 (0283-21-6810)

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
国土交通省	基	〃	F3E	10	〃
東電	基	とうでんさのこうむ	F3E	25	下羽田町93-2 東京電力パワーグリッド(株) 佐野変電所 (028-305-8272)
東電	基	とうでんさの	F3E	10	〃
(鹿沼市)					
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 222、702	24K3G1D 24K3G1E	5	今宮町1664-1 鹿沼県税事務所 (0289-62-6203)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 252、742	24K3G1D 24K3G1E	5	今宮町1664-1 鹿沼土木事務所 (0289-65-3211)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 605	24K3G1D 24K3G1E	5	今宮町1688-1 鹿沼市役所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 653	24K3G1D 24K3G1E	5	上殿町520-1 鹿沼市消防本部
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 677	24K3G1D 24K3G1E	5	下田町1-1033 上都賀総合病院
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 721	24K3G1D 24K3G1E	5	今宮町1664-1 県西健康福祉センター
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 732	24K3G1D 24K3G1E	5	幸町1-3-21 上都賀農業振興事務所
鹿沼市	基	しょうぼうかぬま	16K0- F2D・ F3E	10	上殿町520-1 鹿沼市消防本部 (0289-63-1141)
鹿沼市	移	かぬまぼんぷ 1 かぬまたんく 1 かぬますいそう 1 かぬまきゅうじょ 1 かぬまはしご 1 かぬましざい 1 きゅうきゅうかぬま 1~2	16K0- F2D・ F3E	10	〃
鹿沼市	移	かぬますいそう 2 かぬましき 1~2 かぬまささつ 1	F3E	10	〃
鹿沼市	携	かぬま303, 304	F3E	5	〃
鹿沼市	携	かぬま102, 111, 112, 116, 117, 201, 202, 204	F3E	1	〃
鹿沼市	移	ひがしぼんぷ 1 きゅうきゅうひがし 1 ひがしかがく 1	16K0- F2D・ F3E	10	さつき町14-2 鹿沼市消防署 東分署 (0289-76-2858)
鹿沼市	移	ひがししき 1	F3E	10	〃
鹿沼市	移	かぬまひがし 201	F3E	5	〃
鹿沼市	携	かぬまひがし102, 103	F3E	1	〃
鹿沼市	移	きゅうきゅうきた 1 きたぼんぷ 1 きたたんく 1	16K0- F2D・ F3E	10	玉田町455-6 鹿沼市消防署 北分署 (0289-64-1145)
鹿沼市	移	きたしき 1	F3E	10	〃
鹿沼市	移	かぬまきた 201	F3E	10	〃
鹿沼市	携	かぬまきた 301	F3E	5	〃
鹿沼市	携	かぬまきた 101~103	F3E	1	〃
鹿沼市	基	しょうぼうあわの	16K0- F2D・ F3E	5	鹿沼市口栗野854-1 鹿沼市消防署 栗野分署 (0289-85-3221)
鹿沼市	移	きゅうきゅうあわの 1 あわのぼんぷ 1 あわのたんく 1	16K0- F2D・ F3E	10	〃
鹿沼市	移	あわのしき 1	F3E	10	〃
鹿沼市	携	あわの 301	F3E	5	〃
鹿沼市	携	あわの 101~103	F3E	1	〃
東電	基	とうでんかぬま	F3E	10	坂田山2-5 東京電力パワーグリッド(株) 栃木総支社 鹿沼事務所 (028-305-8272)
(日光市)					

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
栃木県	基	ぼうさいちやのきだいら	24K3G7W	20	足尾町湖南3486-1 茶ノ木平中継所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 232、233、711	24K3G1D 24K3G1E	5	瀬川51-9 県西環境森林事務所 (0288-21-1178)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 253、743	24K3G1D 24K3G1E	5	萩垣面2390-7 日光土木事務所 (0288-53-1211)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 606	24K3G1D 24K3G1E	5	今市本町1 日光市役所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 654	24K3G1D 24K3G1E	5	今市本町1 日光市消防本部
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 689	24K3G1D 24K3G2E	5	木和田島2096-1 栃木県道路公社
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 691	24K3G1D 24K3G3E	5	松原町4-3 東武日光駅
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 726	24K3G1D 24K3G1E	5	瀬川51-8 今市健康福祉センター
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 680	24K3G1D 24K3G1E	5	日光市森友145-1 獨協日光医療センター
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 756	24K3G1D 24K3G1E	5	瀬川844 日光だいや川公園
日光市	基	いまいちしょうぼう	F3E	10	豊田442-1 日光市消防本部今市消防署 (0288-21-0016)
日光市	移	いまいちしき 1 いまいち 2 いまいちタンク 1,2 いまいちきゅうきゅう 1,2 いまいちきゅうじょ 1 いまいちかがく 1 いまいちはしご 1 いまいちよぼう 1,2 いまいちこうぼう 1~5 いまいちしきはん 1,2 いまいち 302~305	F3E	10	〃
日光市	携	いまいち 101~115 いまいちきゅうきゅう 101, 102	F3E	5	〃
日光市	移	おおさわ 11 おおさわしき 11 おおさわタンク 11 おおさわきゅうきゅう 11 おおさわさぎょう 11	F3E	10	木和田島1562-2 今市消防署大沢分署 (0288-26-9991)
日光市	携	おおさわ 101, 102 おおさわきゅうきゅう 101	F3E	5	〃
日光市	基	しょうぼうにつこう しょうぼうちゅうぐうし しょうぼうあしお しょうぼうにつそく	F3E	10	御幸町568-1 日光消防本部日光消防署 (0288-54-0050)
日光市	基	しょうぼうあけち	F3E	1	〃
日光市	移	につこうたんく 1 につこうポンプ1,2 につこうしき 1 につこうきゅうきゅう 1,2 につこうきゅうじょ 1 につこうさぎょう 1 につこうこうぼう 1 につこうはんそう 1	F3E	10	〃
日光市	携	につこう 101, 102, 103, 104~113	F3E	5	〃
日光市	移	ちゅうぐうしポンプ 1 ちゅうぐうしきゅうきゅう 1 ちゅうぐうしきぎょう 1 ちゅうぐうしタンク 2	F3E	10	中宮祠2478 日光消防署中宮祠分署 (0288-55-0131)
日光市	携	ちゅうぐうし 101, 102, 103	F3E	5	〃

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
日光市	移	あしおしき 2 あしおタンク 1 あしおきゆうきゆう 1 あしおしきはん 1 あしおこうほう1	F3E	10	足尾町松原1-19 日光消防署足尾分署 (0288-93-3839)
日光市	携	あしお 101~104	F3E	5	〃
日光市	移	きよたきタンク 1	F3E	10	清滝新細尾町463-14 日光消防署清滝分遣所 (0288-53-0428)
日光市	携	きよたき 101, 102	F3E	5	〃
日光市	基	しょうぼうふじはら しょうぼうかわじ	F3E	10	藤原1 日光消防本部藤原消防署 (0288-76-1444)
日光市	移	ふじはらささつ 1, 2 ふじはらしき 1 ふじはらタンク 1 ふじはらかがく 1	F3E	10	〃
日光市	携	ふじはら 101, 102, 117, 301~315	F3E	5	〃
日光市	移	かわじこうほう 1 かわじたんく1 かわじきゆうきゆう 1	F3E	10	藤原1238 藤原消防署川治分署 (0288-78-1000)
日光市	携	ふじはら 316, 317	F3E	5	〃
日光市	移	ゆにしがわたんく 1 ゆにしがわきゆうきゆう 1 ゆにしがわ1	F3E	10	湯西川1167-1 藤原消防署湯西川分署 (0288-98-0299)
日光市	携	ふじはら 318, 319	F3E	5	〃
日光市	基	ぼうさいふじはら	F3E	10	藤原1 藤原総合支所 (0288-76-4100) 藤原1 藤原消防署(遠隔制御装置) (0288-76-1444)
日光市	基	ぼうさいけいちょうざん	F3E	10	日光市川治温泉高原字鶏頂山国有林11 林班み小班 日光市防災行政無線通信 施設鶏頂山中継所内
日光市	移	ふじはら 1~5, 101~106	F3E	10	藤原1 藤原総合支所 (0288-76-4100)
日光市	移	ふじはら 201~205	F3E	5	〃
日光市	固	ぼうさいあしお	F3E	0.1	足尾町松原1-19 足尾総合支所 (0288-93-3111) 日光市御幸町568-1 日光消防署(遠隔制御器) (0288-54-0050) 足尾町松原1-19 日光消防署足尾分署(遠隔制御器) (0288-93-3839)
日光市	固	ぼうさいしょううんざん	F3E	0.1 10	足尾町湖南国有林210林班ホ小班 勝雲山中継所

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
国土交通省	移	けんせつにつこう 81, 82, 83	F3E	1	萩垣面2390 日光砂防工事事務所 (0288-54-1191)
国土交通省	固	けんせついきり	G7W	0.1 0.02 0.0004	日光市川治温泉川治295-1 鬼怒川ダム統合管理事務所 五十里ダム管理支所 (0288-78-0071)
国土交通省	固	けんせつかわまた	G7W	1 1	日光市川俣646-1 鬼怒川ダム統合管理事務所 川俣ダム管理支所 (0288-96-0281)
国土交通省	固	けんせつかわじ	G7W	1 0.02	日光市川俣温泉川治319-6 鬼怒川ダム統合管理事務所 川治ダム管理支所 (0288-78-0702)
国土交通省	固	けんせつたかはらやまだいに	G7W	0.32 0.0004	日光市藤原字タテ原 国有林6林班の1小班 高原山無線中継所
国土交通省	固	けんせつあしお	G7W	0.032	足尾町向原5-17 渡良瀬川河川事務所足尾砂防出張所 (0288-93-2151)
国土交通省	基	けんせつかつくもやま	F3E	10	足尾町字横根5964 渡良瀬川河川事務所勝雲山無線中継所
東電	基	とうでんいまいちこうむ	F3E	25	今市本町21-10 東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社 日光事務所 (028-303-8272)
東電	基	とうでんいまいち	F3E	5	今市本町21-10 東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社 日光事務所 (028-305-8272)
東電	移	とうでんいまいち 1~13	F3E	10	今市本町21-10 東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社 日光事務所 (0288-21-6282)
東電	移	とうでんいまいち 31~33, 35	F3E	10	今市本町21-10 東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社 日光事務所 (0288-21-6231)
東電	移	とうでんいまいち 51, 52	F3E	10	今市本町21-10 東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社 日光事務所 (0288-21-6274)
東電	基	とうでんにつこう	F3E	10	奥日光国有林1128林班11小班 東京電力パワーグリッド(株) 日光無線局舎 (028-305-8272)
東電	基	とうでんふじわらこうむ	F3E	5	高原字鶏頂山273-4 東京電力パワーグリッド(株)藤原中 継所 (028-305-8272)
東電	基	とうでんふじわら	F3E	10	〃
東電	移	とうでんきぬがわこうむ 1~7	F3E	25	鬼怒川温泉滝260 東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社 鬼怒川事務所 (0288-70-4352)
東電	移	とうでんきぬがわこうむ 71, 72	F3E	25	鬼怒川温泉滝260 東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社 鬼怒川事務所 (0288-70-4660)

(小山市)

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 241、723	24K3G1D 24K3G1E	5	犬塚3-1-1 県南健康福祉センター (0285-22-0302)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 607	24K3G1D 24K3G1E	5	中央町1-1-1 小山市役所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 655	24K3G1D 24K3G1E	5	神鳥谷934 小山市消防本部
小山市	基	おやましょうぼう	F3E	10	神鳥谷1700-2 小山市消防本部 (0285-39-6660)
小山市	移	おやまほんぶ 1 おやましれい 1 おやまだんほんぶ 1 おやまよぼう 1 おやまほあん 1 おやまちょうさ 1 おやましき 1 おやま 1 おやますいそう 1 おやまかがく 1 おやまはしご 1 おやまこうほう 1 おやましざい 1 おやまきゅうじょ 1 おやまきゅうきゅう 1 おやまきゅうきゅう 11	F3E	10	神鳥谷1700-2 小山市消防本部 (0285-39-6660)
小山市	移	おやま 105,107~111	F3E	1	〃
小山市	移	おやま 101~104,106,112,113	F3E	5	〃
小山市	移	おやま 100	F3E	10	〃
小山市	移	おやま 6 おやまポンプ 6 おやまきゅうきゅう 6 おやまこうほう 6	F3E	10	立木711-1 小山市消防署豊田分署 (0285-37-0119)
小山市	移	とよだ 101	F3E	1	〃
小山市	移	とよだ 102,103	F3E	5	〃
小山市	移	おやま 600	F3E	10	〃
小山市	移	おやまかがく 3 おやま 3 おやまポンプ 3 おやまこうほう 3 おやまきゅうきゅう 3	F3E	10	乙女3-2-24 小山市消防署間々田分署 (0285-45-0009)
小山市	移	ままだ 101~104	F3E	5	〃
小山市	移	おやま 300	F3E	10	〃
小山市	移	おやまかがく 2 おやま 2 おやまきゅうきゅう 2 おやまこうほう 2	F3E	10	犬塚3-24-4 小山市消防署大谷分署 (0285-22-3450)
小山市	移	おおや 101~103	F3E	5	〃
小山市	移	おやま 200	F3E	10	〃
小山市	移	おやま 7 おやまポンプ 7 おやまきゅうきゅう 7 おやまこうほう 7	F3E	10	羽川139 小山市消防署桑分署 (0285-23-3403)
小山市	移	くわ 101~103	F3E	5	〃
小山市	移	おやま 700	F3E	10	〃
小山市	移	おやま 5 おやまポンプ 5 おやまこうほう 5 おやまきゅうきゅう 5	F3E	10	野木町丸林149 小山市消防署野木分署 (0280-57-1119)
小山市	移	のぎ 101~103	F3E	5	〃
小山市	移	おやま 500	F3E	10	〃
国土交通省	固	けんせつおやま	G7W	0.01	小山市大字乙女1433-2 宇都宮国道事務所 小山出張所 (0285-45-9770)

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
国土交通省	基	〃	F3E	25	〃
国土交通省	基	けんせつおやまだいに	F2D F3E	20 〃	〃
東電	基	とうでんおやまこうむ	F3E	25	城北2-14-1 東京電力パワーグリッド(株) 小山変電所 (028-305-8272)
東電	移	とうでんおやまこうむ 1~8	F3E	25	駅東通り1-23-9 東京電力パワーグリッド(株) 栃木南支社 小山事務所 (0285-35-3352)
東電	移	とうでんおやまこうむ 71~74	F3E	25	駅東通り1-23-9 東京電力パワーグリッド(株) 栃木南支社 小山事務所 (0285-35-3613)
東電	基	とうでんおやま	F3E	10	城北2-14-1 東京電力パワーグリッド(株) 小山変電所 (028-305-8272)
東電	移	とうでんおやま 2~14, 16, 17	F3E	10	駅東通り1-23-9 東京電力パワーグリッド(株) 栃木南支社 小山事務所 (0285-35-3562)
東電	移	とうでんおやま 36	F3E	10	駅東通り1-23-9 東京電力パワーグリッド(株) 栃木南支社 小山事務所 (0285-35-3544)
東電	移	とうでんおやま 31~32, 34~35, 37, 38, 40~42	F3E	10	駅東通り2-23-25 東京電力パワーグリッド(株) 栃木南支社 (0285-35-3232)
東電	移	とうでんおやま 53, 54	F3E	10	駅東通り2-23-25 東京電力パワーグリッド(株) 栃木南支社 (0285-35-3492)
東電	移	とうでんおやま 55	F3E	10	駅東通り2-23-25 東京電力パワーグリッド(株) 栃木南支社 (0285-35-3272)
(真岡市)					
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 231, 712	24K3G1D 24K3G1E	5	田町1568 県東環境森林事務所 (0285-81-9001)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 223, 703	24K3G1D 24K3G1E	5	荒町5197 真岡県税事務所 (0285-82-2135)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 254, 744	24K3G1D 24K3G1E	5	荒町1171-4 真岡土木事務所 (0285-83-8301)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 608	24K3G1D 24K3G1E	5	荒町5191 真岡市役所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 659	24K3G1D 24K3G1E	5	荒町107-1 芳賀地区広域行政事務組合消防本部
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 676	24K3G1D 24K3G1E	5	台町2461 芳賀赤十字病院
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 722	24K3G1D 24K3G1E	5	荒町2-15-10 県東健康福祉センター
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 733	24K3G1D 24K3G1E	5	荒町5197 芳賀農業振興事務所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 752	24K3G1D 24K3G1E	5	下籠谷99 井頭公園
真岡市	基	ぼうさいもおか	F3E	5	荒町107-1 芳賀地区広域行政事務組合消防本部 真岡消防署内 (0285-82-3161) 荒町5191 真岡市役所内(遠隔制御装置) (0285-82-1111)

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
真岡市	移	もおか 1~3, 31~38 もおか 100~105, 110 もおか 200~203, 210 もおか 300~303, 310 もおか 400~403, 410 もおか 500~504, 510 もおか 600~605, 610 もおか 700~703, 710 もおか 900~905 もおか 1011~1015 もおか 2011~2013 もおか 3011~3013 もおか 4011~4013 もおか 5011~5014 もおか 6011~6015 もおか 7011~7013	F3E	10	荒町5191 真岡市役所内(遠隔制御装置) (0285-82-1111)
芳広事組	基	しょうぼうはがもおか	F3E	10	真岡市荒町107-1 芳賀地区広域行政事務組合消防本部 (0285-82-3161)
芳広事組	移	もおかしき 1 もおかささつ 1 もおかささつ 2 もおかタンク 1, 2 もおかポンプ 1 もおかはしご 1 もおかかがく 1 もおかきゅうじょ 1 もおかこうほう 1 もおかきゅうきゅう 1, 2 もおかしぎい 1	F3E	10	”
芳広事組	移	にししれい 1 にしタンク 1 にしきゅうきゅう 1	F3E	10	真岡市長田1974-4 真岡消防署西分署 (0285-83-2424)
芳広事組	移	にのみやしれい 1 にのみやタンク 1 にのみやきゅうきゅう 1	F3E	10	真岡市久下田1241-1 真岡消防署二宮分署 (0285-74-0537)
国土交通省	固	けんせつもおか	G7W	0.079	田町1518 下館河川事務所真岡出張所 (0285-83-2817)
東電	基	とうでんもおか	F3E	10	荒町5130 東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社 真岡事務所 (028-305-8272)
東電	移	とうでんうつのみやこうむ 72	F3E	25	荒町5130 東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社 真岡事務所 (0285-77-9711)
東電	移	とうでんもおか 1~9, 11~18, 20~22	F3E	10	荒町5130 東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社 真岡事務所 (0285-77-9649)
東電	移	とうでんもおか 31~33, 35~37	F3E	10	荒町5130 東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社 真岡事務所 (0285-77-9632)
東電	移	とうでんもおか 19, 51	F3E	10	荒町5130 東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社 真岡事務所 (0285-77-9657)
(大田原市)					
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 226, 706	24K3G1D 24K3G1E	5	大田原市本町2-2828-4 大田原県税事務所 (0287-23-4173)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 235, 236, 713	24K3G1D 24K3G1E	5	中央1-9-9 県北環境森林事務所 (0287-23-6363)

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 257、747	24K3G1D 24K3G1E	5	大田原市本町2-2828-4 大田原土木事務所 (0287-23-6611)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 609	24K3G1D 24K3G1E	5	本町1-4-1 大田原市役所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 657	24K3G1D 24K3G1E	5	中田原868-12 那須地区消防組合消防本部
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 679	24K3G1D 24K3G1E	5	住吉町2-7-3 那須赤十字病院
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 724	24K3G1D 24K3G1E	5	住吉町2-14-9 県北健康福祉センター
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 736	24K3G1D 24K3G1E	5	本町2-2828-4 那須農業振興事務所
大田原市	固	ぼうさいくろばね	8K50・ F2D・F3E	1	黒羽田町848 大田原市役所黒羽支所 (0287-54-1111)
大田原市	固	ぼうさいこてや	8K50・ F2D・F3E	1	北野上3603
大田原市	基	ぼうさいこてや	F3E	10	北野上3603
大田原市	移	くろばね 1	F3E	10	黒羽田町848 大田原市役所黒羽支所 (0287-54-1111) 車載型
大田原市	移	くろばね 2	F3E	10	黒羽田町868 大田原市役所黒羽補修基地 (0287-54-0173) 車載型
大田原市	移	くろばね 3～4	F3E	10	本町1-4-1 大田原市役所危機管理課 (0287-23-1115) 車載型
大田原市	移	くろばね 50	F3E	10	須佐木53 大田原市役所須賀川出張所 (0287-57-0111) 可搬型
大田原市	移	くろばね 51	F3E	10	中野内773 大田原市役所両郷出張所 (0287-59-0111) 可搬型
大田原市	移	くろばね 52	F3E	10	湯津上5-1081 大田原市役所湯津上支所 (0287-98-2111) 可搬型
大田原市	移	くろばね 53	F3E	10	黒羽田町848 大田原市役所黒羽支所 (0287-54-1111) 可搬型
大田原市	移	くろばね101～104	F3E	5	本町1-4-1 大田原市役所危機管理課 (0287-23-1115) ハンディー型
大田原市	移	くろばね 105	F3E	5	黒羽田町848 大田原市役所黒羽支所 (0287-54-1111) ハンディー型
大田原市	移	くろばね 106	F3E	5	湯津上5-1081 大田原市役所湯津上支所 (0287-98-2111) ハンディー型
大田原市	移	くろばね 107	F3E	5	城山2-16-1 大田原地区広域消防組合 (0287-22-3004) ハンディー型
那須地区消	移	おおたわらちょうさ 1 おおたわらよぼう1,2	F3	5	中田原868-12 那須地区消防組合消防本部 (0287-28-5119)

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
那須地区消	移	おおたわらこてい 1 おおたわらしき 1 おおたわらかがく 1 おおたわらきゆうじょ 1 おおたわらしぎい 1 きゆうきゆうおおたわら 1,2 おおたわらしきほんぶ 1	F3	10	中田原868-12 那須地区消防組合大田原消防署 (0287-28-5119)
那須地区消	移	おおたわら 1,2 おおたわらはしご 1 おおたわらゆそう 1 おおたわら101~111	F3	5	”
那須地区消	移	ゆづかみこてい 1 ゆづかみ 2 ゆづかみこうほう 1 ゆづかみ 101~104	F3	5	蛭畑796-1 那須地区消防組合湯津上分署 (0287-98-3235)
那須地区消	移	きゆうきゆうゆづかみ 1	F3	10	”
那須地区消	移	くろばねこてい 1 くろばね 1 くろばね 2 きゆうきゆうくろばね 1	F3	10	黒羽向町1009-1 那須地区消防組合黒羽分署 (0287-54-1144)
那須地区消	移	くろばねこうほう 1 くろばね101~105	F3	5	”
東電	移	とうでんなすの 31~39	F3E	10	山の手1-9-14 東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社 (0287-55-2191)
東電	移	とうでんなすの 51	F3E	10	山の手1-9-14 東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社 (0287-55-2065)
東電	移	とうでんなすの 54~56	F3E	10	山の手1-9-14 東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社 (0287-55-2072)
(矢板市)					
栃木県	基	ぼうさいはっぼうがはら	24K3G7W	20	下伊佐野タゲ975 八方ヶ原中継所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 225、705	24K3G1D 24K3G1E	5	鹿島町20-22 矢板県税事務所 (0287-43-2173)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 234、688	24K3G1D 24K3G1E	5	鹿島町20-22 矢板森林管理事務所 (0287-43-0427)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 256、746	24K3G1D 24K3G1E	5	鹿島町20-11 矢板土木事務所 (0287-44-2185)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 610	24K3G1D 24K3G1E	5	本町5-4 矢板市役所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 663	24K3G1D 24K3G1E	5	富田94-1 塩谷広域行政組合消防本部
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 682	24K3G1D 24K3G1E	5	富田77 国際医療福祉大学塩谷病院
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 728	24K3G1D 24K3G1E	5	本町2-25 矢板健康福祉センター
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 735	24K3G1D 24K3G1E	5	鹿島町20-22 塩谷南那須農業振興事務所(塩谷庁舎)
矢板市	基	ぼうさいやいた	F3E	5	本町5-4 矢板市役所 (0287-43-1113)
矢板市	移	やいた 1~14	F3E	10	”
矢板市	移	やいた 101~121	F3E	5	”
塩広組	基	しょうぼうやいた	F3E	5	富田94-1 塩谷広域行政組合消防本部 (0287-44-2513)

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
塩広組	移	やいた 1,3 やいたきゅうきゅう 1~3 やいたこうさく 1 やいたかがく 1,2 やいたこうほう 1・2・4 やいたしき 1	F3E	10	〃
塩広組	携	やいたしき2,3 やいたしき501 やいた501~507	F3E	5	〃
国土交通省	固	けんせつやいた	G7W	0.002	扇町2-4-23 宇都宮国道事務所 矢板出張所 (0287-44-0461)
国土交通省	基	〃	F3E	25	〃
国土交通省	基	けんせつやいただいに	F2C F2D F2F F3C F3E	20 〃 〃 〃 〃	〃
(那須塩原市)					
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 611	24K3G1D 24K3G1E	5	共墾社108-2 那須塩原市役所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 753	24K3G1D 24K3G1E	5	千本松801-3 那須野が原公園
那須地区消	移	くろいそしき 1 くろいそよぼう 1 くろいそちょうさ 1 くろいそかがく 1 くろいそきゅうじょ 1 くろいそしざい 1 くろいそこうほう 1,2 きゅうきゅうくろいそ 1~3 くろいそしきほんぶ 1	F3E	10	下厚崎264 那須地区消防組合黒磯消防署 (0287-62-0736)
那須地区消	移	くろいそ 1,2 くろいそはしご1 くろいそ 101~116	F3E	5	〃
那須地区消	移	いたむろこてい 1 いたむろこうほう 1 いたむろ 101~104	F3E	5	百村3065 那須地区消防組合板室分署 (0287-69-0119)
那須地区消	移	いたむろ 1,2 きゅうきゅういたむろ 1	F3E	10	〃
那須地区消	移	にしなすのこてい 1 にしなすの 101~106	F3	10	三島5-1-251 那須地区消防組合西那須野消防署 (0287-36-2300)
那須地区消	移	にしなすのしき 1 にしなすの 1 にしなすかがく 1 きゅうきゅうにしなすの 1,2 にしなすのしきほんぶ 1	F3	10	〃
那須地区消	移	しおばらこてい 1 しおばら 1,2 しおばらはしご 1 きゅうきゅうしおばら 1	F3	10	塩原2346-1 那須地区消防組合塩原分署 (0287-32-2949)
那須地区消	移	しおばらこうほう 1 しおばら101~106	F3	5	〃
東電	基	とうでんなすのこうむ	F3E	50	下永田2-1041-8 東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社 那須野事務所 (028-305-8272)
東電	移	とうでんなすのこうむ 1~9	F3E	25	下永田2-1041-8 東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社 那須野事務所 (0287-55-2380)
東電	移	とうでんなすのこうむ 71,72	F3E	25	下永田2-1041-8 東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社 那須野事務所 (0287-55-2319)

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
東電	移	とうでんとちぎしてん 706	F3E	25	下永田2-1041-8 東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社 那須野事務所 (0287-55-2557)
東電	移	とうでんとちぎしてん 806	F3E	10	〃
東電	基	とうでんなすの	F3E	10	下永田2-1041-8 東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社 那須野事務所 (028-305-8272)
東電	移	とうでんなすの 1~20	F3E	10	下永田2-1041-8 東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社 那須野事務所 (0287-55-2557)
東電	移	とうでんなすの 40	F3E	10	下永田2-1041-8 東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社 那須野事務所 (0287-55-2370)
東電	基	とうでんやしお	F3E	5	塩原字東山1183-13 東京電力パワーグリッド(株) 八汐ガム管理所 (028-305-8272)
(さくら市)					
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 612	24K3G1D 24K3G1E	5	氏家2771 さくら市役所
塩広組	基	しょうぼううじいえ	F3E	5	さくら市桜野908 塩谷広域行政組合氏家消防署 (028-682-0119)
塩広組	移	うじいえ 1,2 うじいえかがく 1 うじいえきゅうきゅう 1,2 うじいえこうほう 1	F3E	10	〃
塩広組	携	うじいえ501~505	F3E	5	〃
塩広組	基	しょうぼうきつれがわ	F3E	5	さくら市喜連川794-2 塩谷広域行政組合喜連川消防署 (028-686-0119)
塩広組	移	きつれがわ 1 きつれがわきゅうきゅう 1 きつれがわこうほう 1	F3E	10	〃
塩広組	携	きつれがわ501~505	F3E	5	〃
国土交通省	固	けんせつうじいえ	G7W	0.003	さくら市大中323-2 下館河川事務所氏家出張所 (028-682-2700)
国土交通省	基	〃	F3E	10	〃
東電	基	とうでんうじいえ	F3E	10	草川65-2 東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社 氏家事務所 (028-305-8272)
東電	移	とうでんうじいえ 51, 52	F3E	10	草川65-2 東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社 氏家事務所 (028-305-9314)
東電	移	とうでんうじいえこうむ 1~8	F3E	25	草川65-2 東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社 氏家事務所 (028-305-9333)
(那須烏山市)					
栃木県	基	ぼうさいみなみなす	24K3G7W	20	筑紫山2746 南那須中継所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 242、729	24K3G1D 24K3G1E	5	中央1-6-92 烏山健康福祉センター (0287-82-2231)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 258、748	24K3G1D 24K3G1E	5	中央1-6-92 烏山土木事務所 (0287-83-1321)

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 613	24K3G1D 24K3G1E	5	大金240 那須烏山市役所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 661	24K3G1D 24K3G1E	5	中央1-16-9 南那須地区広域行政事務組合消防本部
南那須地区広域	基	しょうぼうからすやま	F3E	10	中央1-16-9 南那須地区広域行政事務組合消防本部 (0287-82-2009)
南那須地区広域	移	からすやま 1~9 きゅうきゅうからすやま 1,2	F3E	10	〃
南那須地区広域	移	みなみなす 1~3 きゅうきゅうみなみなす 1	F3E	10	田野倉173 烏山消防署南那須分署 (0287-88-2190)
国土交通省	固	けんせつからすやま	G7W	0.013	初音10-20 常陸河川国道事務所那珂川上流出張所 (0287-82-3365)
国土交通省	基	けんせつからすやまだいに	F2C F2D F2F F3C F3E	20 〃 〃 〃 〃	〃
東電	基	とうでんからすやま	F3E	10	滝田923 東京電力パワーグリッド(株) 烏山変電所 (028-305-8272)
(下野市)					
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 614	24K3G1D 24K3G1E	5	笹原26 下野市役所
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 656	24K3G1D 24K3G1E	5	下石橋246-1 石橋地区消防組合消防本部
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 675	24K3G1D 24K3G1E	5	薬師寺3311-1 自治医科大学付属病院
石橋消組	基	しょうぼういしばし	F3E	5	下野市下石橋246-1 石橋地区消防組合消防本部 (0285-53-1119)
石橋消組	移	いしばし 1,2,21 いしばしきゅうじょ 1 いしばしはしご 1 きゅうきゅういしばし 1~3 いしばししき 1 いしばししれい 2~3 いしばしよぼう 1~3 いしばしかがく 1 いしばししえん 1	F3E	10	〃
石橋消組	携	いしばし 300, 301, 302	F3E	5	〃
石橋消組	携	いしばし 100	F3E	10	〃
石橋消組	携	いしばし 102, 103, 202, 303, 304	F3E	1	〃
石橋消組	携	いしばし 101, 200, 201	F3E	5	〃
国土交通省	固	けんせつこくぶんじ	G7W	0.04 0.01	川中子3329-77 宇都宮国道事務所 国分寺出張所 (0285-44-1335)
(河内郡)					
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 615	24K3G1D 24K3G1E	5	上三川町しらさぎ1-1 上三川町役場
上三川町	基	ぼうさいかみのかわ	F3E	2.5	上三川町しらさぎ1-1 上三川町役場 (0285-56-9115)
上三川町	移	かみのかわ 101~103, 201~215	F3E	5	〃
上三川町	移	かみのかわ 301~308	F3E	1	〃
石橋消組	移	かみのかわ 1,21 きゅうきゅうかみのかわ 1	F3E	10	上三川町上三川4692-1 石橋消防署上三川分署 (0285-56-2564)
石橋消組	携	かみのかわ 102	F3E	1	〃
石橋消組	携	かみのかわ 101, 201	F3E	5	〃
(芳賀郡)					

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
(芳賀郡)					
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 213	24K3G1D 24K3G1E	5	芳賀町芳賀台128-1 栃木県消防防災航空隊 (028-677-1119)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 306	24K3G1D 24K3G1E	2	"
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 617	24K3G1D 24K3G1E	5	益子町益子2030 益子町役場
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 618	24K3G1D 24K3G1E	5	茂木町茂木155 茂木町役場
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 619	24K3G1D 24K3G1E	5	市貝町市塙1280 市貝町役場
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 620	24K3G1D 24K3G1E	5	芳賀町祖母井1020 芳賀町役場
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 695	24K3G1D 24K3G1E	5	芳賀町祖母井1703 芳賀上水道企業団
栃木県	携	しょうぼうとちぎこうくうたい	F3E	5 10	"
栃木県	携	しょうぼうとちぎへり 1 しょうぼうとちこうくう 1, 2, 101~105 201~203	F3E	1	"
芳広事組	基	しょうぼうはがもてぎ (中継局)	F3E	10	茂木町町田1690-3
芳広事組	移	もてぎしれい 1 もてぎタンク 1 もてぎポンプ 1 もてぎきゅうきゅう 1	F3E	10	茂木町増井38-1 真岡消防署茂木分署 (0285-63-0201)
芳広事組	移	はがしれい1 はがタンク 1 はがきゅうきゅう 1	F3E	10	芳賀町祖母井1064 真岡消防署芳賀分署 (028-677-0212)
芳広事組	移	ましこしれい 1 ましこタンク 1 ましこきゅうきゅう 1	F3E	10	益子町益子2000 真岡消防署益子分署 (0285-72-3651)
芳広事組	移	いちかいしれい 1 いちかいタンク 1 いちかいきゅうきゅう 1	F3E	10	市貝町市塙1239-3 真岡消防署市貝分署 (0285-67-1119)
東電	基	とうでんしんもてぎこうむ	F3E	25	茂木町大字北高岡字天矢場1811 東京電力パワーグリッド(株) 新茂木変電所 (028-305-8272)
東電	基	とうでんもてぎ	F3E	10	"
(下都賀郡)					
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 621	24K3G1D 24K3G1E	5	壬生町通町12-22 壬生町役場
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 622	24K3G1D 24K3G1E	5	野木町丸林571 野木町役場
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 678	24K3G1D 24K3G1E	5	壬生町北小林880 獨協医科大学病院
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 758	24K3G1D 24K3G1E	5	壬生町国谷2273 とちぎわんぱく公園
石橋消組	移	みぶ 1, 21 きゅうきゅうみぶ 1	F3E	10	壬生町壬生甲1455 石橋消防署壬生分署 (0282-82-2000)
石橋消組	携	みぶ 102	F3E	1	"
石橋消組	携	みぶ 101, 201	F3E	5	"
石橋消組	移	やすづか 21	F3E	10	壬生町安塚1170-3 石橋消防署安塚分遣所 (0282-86-1800)
石橋消組	携	やすづか 201	F3E	5	"
(那須郡)					
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 626	24K3G1D 24K3G1E	5	那須町寺子丙3-13 那須町役場
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 627	24K3G1D 24K3G1E	5	那珂川町馬頭409 那珂川町役場

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
那須地区消	移	なすこてい 1 なすしき 1 なす 1,2 きゅうきゅうなす 1 なすしきほんぶ 1	F3E	10	那須町大字寺子乙3967-94 那須地区消防組合那須消防署 (0287-72-1215)
那須地区消	移	なすこうほう 1 なす 101	F3E	5	〃
那須地区消	移	ゆもとこてい 1 ゆもとこうほう 1 ゆもと 101~105	F3E	5	那須町大字湯本ツムジガ平213 那須地区消防組合湯本分署 (0287-76-3200)
那須地区消	移	ゆもと 1,2 ゆもとはしご 1 きゅうきゅうゆもと 1	F3E	10	〃
南那須地区広域	基	しょうぼうばとう	F3E	10	那珂川町健武1571 鳥山消防署馬頭分署 (0287-92-2800)
南那須地区広域	移	ばとう 1~3 きゅうきゅうばとう 1	F3E	10	〃
南那須地区広域	移	おがわ 1~3 きゅうきゅうおがわ 1	F3E	10	那珂川町小川2505 鳥山消防署小川分署 (0287-96-2188)
国土交通省	基	けんせつなす	F3E	10	那須町大字豊原丙字佐治1354-2 宇都宮国道事務所 那須除雪基地
国土交通省	基	けんせつなすだいに	F2C F2D F2F F3C F3E	20 〃 〃 〃 〃	〃
(塩谷郡)					
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 624	24K3G1D 24K3G1E	5	塩谷町玉生955-3 塩谷町役場
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 625	24K3G1D 24K3G1E	5	高根沢町石末2053 高根沢町役場
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 754	24K3G1D 24K3G1E	5	高根沢町宝積寺86-1 鬼怒グリーンパーク
塩広組	基	しょうぼうしおや	F3E	5	塩谷町道下1015-1 塩谷広域行政組合塩谷消防署 (0287-45-0090)
塩広組	移	しおや 1 しおやきゅうきゅう 1 しおやこうほう 1	F3E	10	〃
塩広組	携	しおや501~504	F3E	5	〃
塩広組	基	しょうぼうたかねざわ	F3E	5	高根沢町石末898-3 塩谷広域行政組合高根沢消防署 (028-675-1711)
塩広組	移	たかねざわ 1,2 たかねざわきゅうきゅう 1 たかねざわこうさく 1 たかねざわこうほう 1	F3E	10	〃
塩広組	携	たかねざわ501~505	F3E	5	〃

3-3-4 非常通信計画

- (1) 各市町、県庁（危機管理課）間の有線電話等が不通となった場合、警察や消防を中継して通信を行う。各市町の主な発信依頼機関は表のとおりである。
- (2) 市町は、発信依頼機関までの有線電話等が不通の場合、返信の受領等のため連絡員を派遣しておくこと。また、発信依頼機関は必要に応じて市町に移動局を出動させること。
- (3) 中継機関と県庁（危機管理課）との有線電話等が不通の場合、県は中継機関に連絡員を派遣しておくこと。

R 5. 12

市町名	発信依頼機関		中継機関	着信機関
	機関名称	電話番号		
宇都宮市	宇都宮市消防局	028-625-5500	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	宇都宮中央警察署警備課	028-623-0110		
足利市	足利市消防本部河南消防署	0284-71-1000	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	足利警察署警備課	0284-43-0110		
栃木市	栃木市消防本部	0282-22-0119	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	栃木警察署警備課	0282-25-0110		
佐野市	佐野市消防本部	0283-22-4433	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	佐野警察署警備課	0283-24-0110		
鹿沼市	鹿沼市消防本部	0289-63-1141	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	鹿沼警察署警備課	0289-62-0110		
日光市	日光市消防本部	0288-21-0016	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	今市警察署警備課	0288-23-0110		
小山市	小山市消防本部	0285-39-6661	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	小山警察署警備課	0285-25-0110		
真岡市	芳賀地区広域行政事務組合消防本部	0285-82-3161	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	真岡警察署警備課	0285-84-0110		
大田原市	那須地区消防組合那須地区消防本部	0287-28-5119	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	大田原警察署警備課	0287-24-0110		
矢板市	塩谷広域行政組合消防本部	0287-44-2513	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	矢板警察署警備課	0287-43-0110		
那須塩原市	那須地区消防組合黒磯消防署	0287-62-0736	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	那須塩原警察署警備課	0287-67-0110		
さくら市	氏家消防署	028-682-0119	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	さくら警察署警備課	028-682-0110		
那須烏山市	南那須地区広域行政事務組合消防本部 那須烏山消防署	0287-82-2009	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	那須烏山警察署警備課	0287-82-0110		
下野市	石橋地区消防組合消防本部	0285-53-0509	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	下野警察署警備課	0285-52-0110		
上三川町	上三川消防署	0285-56-2564	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	下野警察署警備課	0285-52-0110		
益子町	真岡消防署益子分署	0285-72-3651	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	真岡警察署警備課	0285-84-0110		
茂木町	真岡消防署茂木分署	0285-63-0201	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	茂木警察署警備課	0285-63-0110		
市貝町	真岡消防署市貝分署	0285-67-1119	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	茂木警察署警備課	0285-63-0110		
芳賀町	真岡消防署芳賀分署	0286-77-0212	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	真岡警察署警備課	0285-84-0110		
壬生町	石橋消防署壬生分署	0282-82-2000	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	栃木警察署警備課	0282-25-0110		
野木町	小山市消防署野木分署	0280-57-1119	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	小山警察署警備課	0285-25-0110		
塩谷町	塩谷消防署	0287-45-0090	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	矢板警察署警備課	0287-43-0110		
高根沢町	高根沢消防署	028-675-1711	栃木県警察本部警備第二課	危機管理防災局危機管理課
	さくら警察署警備課	028-682-0110		
那須町	那須地区消防組合那須地区消防本部	0287-28-5119		危機管理防災

市町名	発信依頼機関		中継機関	着信機関
	機関名称	電話番号		
那須塩原市	那須塩原警察署警備課	0287-67-0110	栃木県警察本部警備第二課	局危機管理課
那珂川町	烏山消防署馬頭分署	0287-92-2800	南那須地区広域行政事務組合消防本部	危機管理防災局危機管理課
	那珂川警察署警備課	0287-92-0110	栃木県警察本部警備第二課	

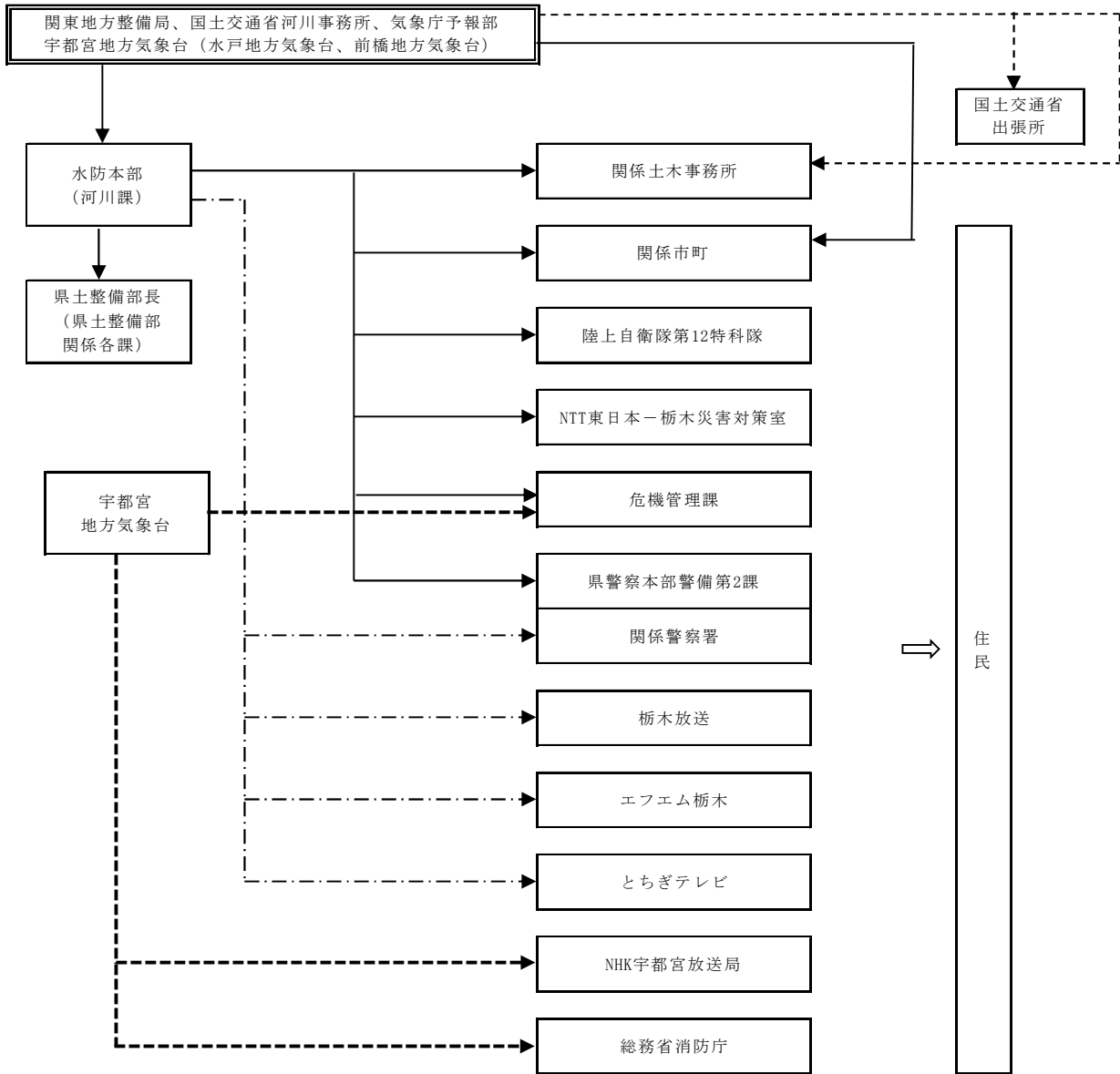
3-3-5 防災相互通信用無線局一覧表
 [周波数 158.35MHz 電波の型式 F3E]

(R5.12現在)

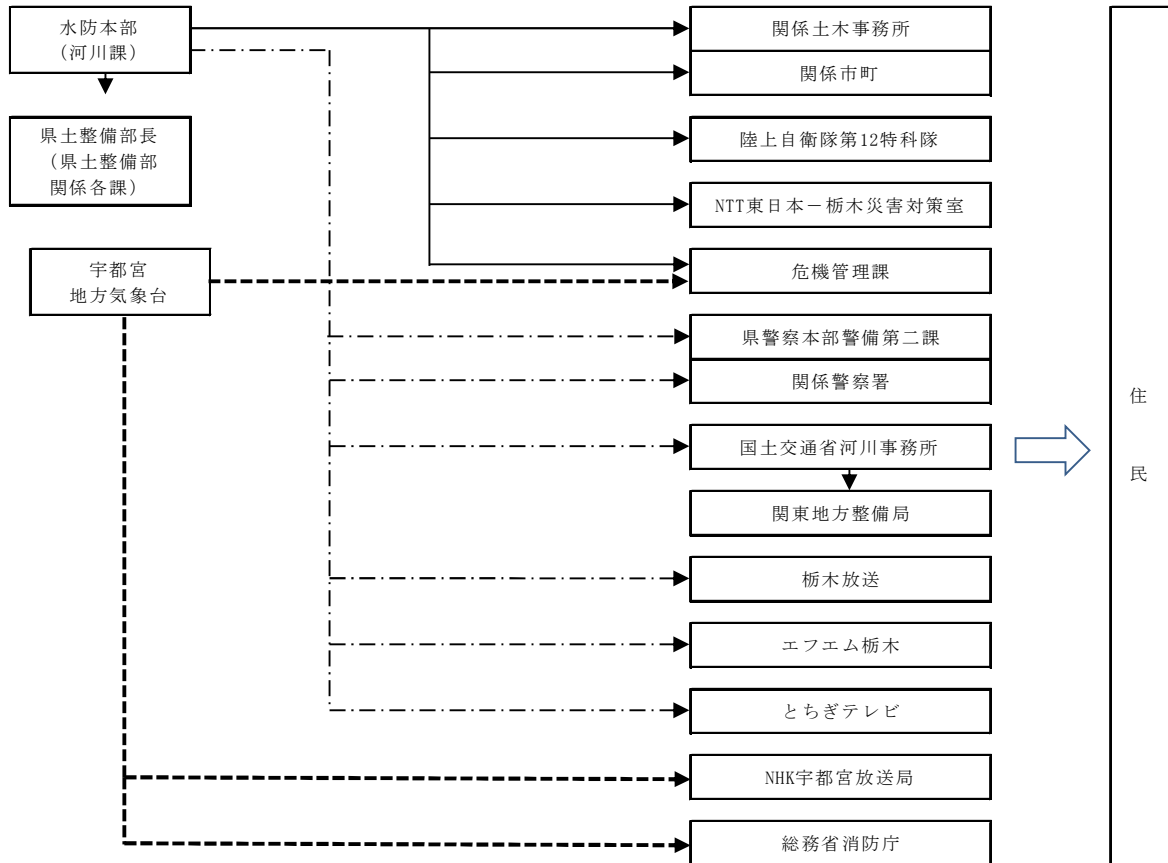
保有機関名	呼出名称	局数	空中線電力W	常置場所
警 察 庁 関東管区警察局	とちけい 6003~6005	3	5	宇都宮市埴田1-1-20 関東管区警察局栃木県情報通信部内 (028-621-0110(内6142))
	とちけい 6001, 6002	2	5	宇都宮市埴田1-1-20 栃木県警察本部内 (028-621-0110(内3612・5773))
宇 都 宮 市	うつのみやけいぼう 1	1	10	宇都宮市大曾2-2-21 宇都宮市消防本部内 (028-625-5500)
東京電力パワーグリッド 株式会社	とうでんぴーじーとちぎ 801~805 851~853	8 5 3	10 10 1	馬場通り1-1-11 東京電力パワーグリッド株式会社 栃木総支社 (050-3090-9682)
	とうでんぴーじーとちぎ 806	1	10	宇都宮市滝の原1-3-46 東京電力パワーグリッド株式会社 栃木総支社 滝の原事務所 (050-3090-9682)
	とうでんぴーじーなすの 1, 10, 11, 14, 20	6	10	那須塩原市下永田2-1041-8 東京電力パワーグリッド株式会社 栃木北支社 那須野事務所 (050-3090-9682)
	とうでんぴーじーなすの 31	1	10	大田原市山の手1-9-14 東京電力パワーグリッド株式会社 栃木北支社 (050-3090-9682)
	とうでんぴーじーいまいち 1, 2, 3, 6	4	10	日光市今市本町21-10 東京電力パワーグリッド株式会社 栃木北支社 日光事務所 (050-3090-9682)
	とうでんぴーじーうつのみ や 2, 5, 13, 15	4	10	宇都宮市滝の原1-3-46 東京電力パワーグリッド株式会社 栃木総支社 滝の原事務所 (050-3090-9682)
	とうでんぴーじーもおか 4, 8, 15, 17, 18	5	10	真岡市荒町5130 東京電力パワーグリッド株式会社 栃木総支社 真岡事務所 (050-3090-9682)
	とうでんぴーじーおやま 1, 4, 7, 12	4	10	小山市駅東通り1-23-9 東京電力パワーグリッド株式会社 栃木南支社 小山事務所 (0285-35-3519)
	とうでんぴーじーあしかが 11, 14, 16, 17	4	10	足利市相生町386-6 東京電力パワーグリッド株式会社 栃木南支社 足利事務所 (0284-55-3130)
	栃 木 県	しょうぼうとちぎへり 1	1	1
しょうぼうとちこうくう 201, 202, 203		3	5	

3-3-6 洪水予報の伝達系統

○国土交通大臣の指定する河川

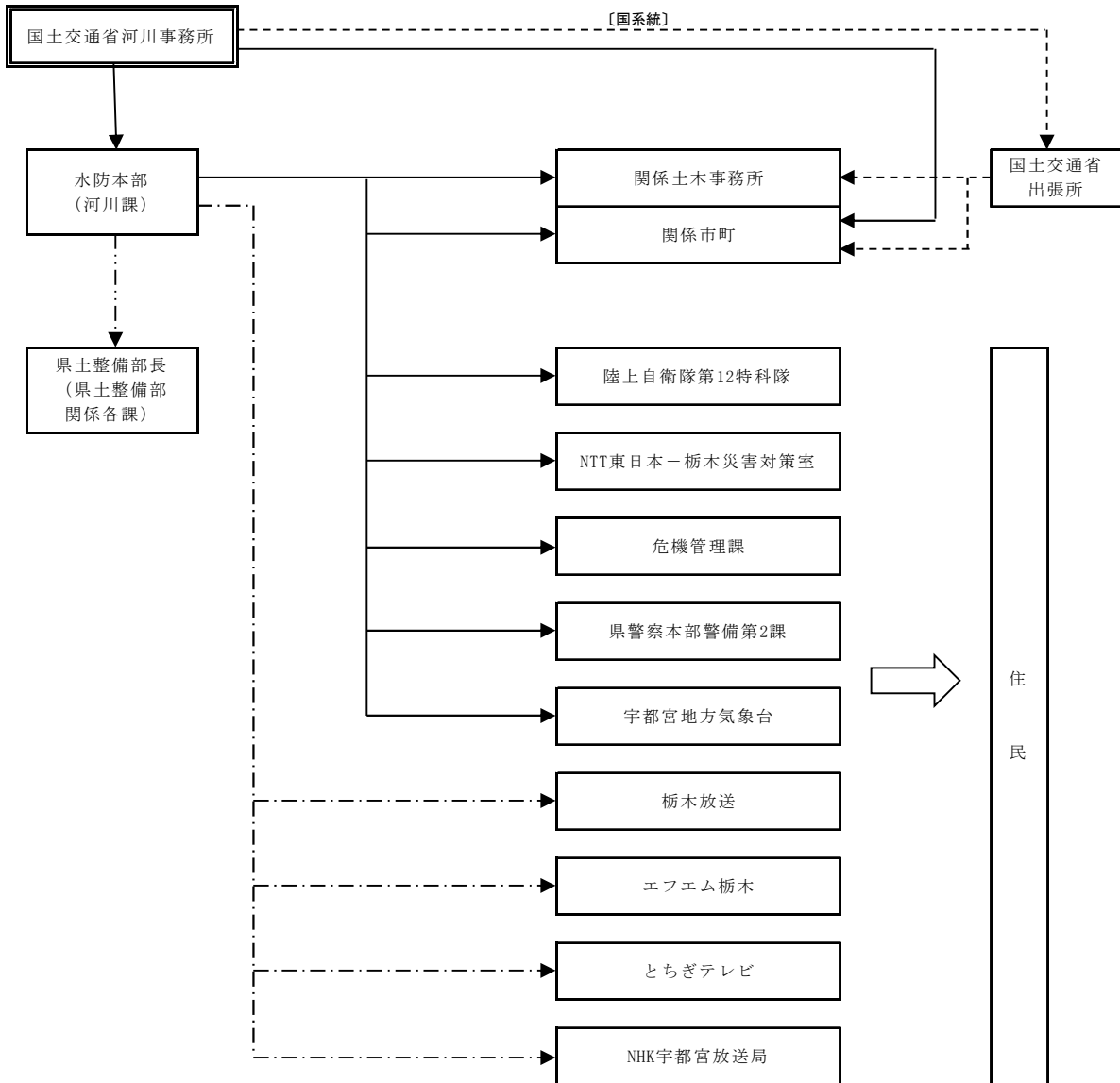


○知事の指定する河川

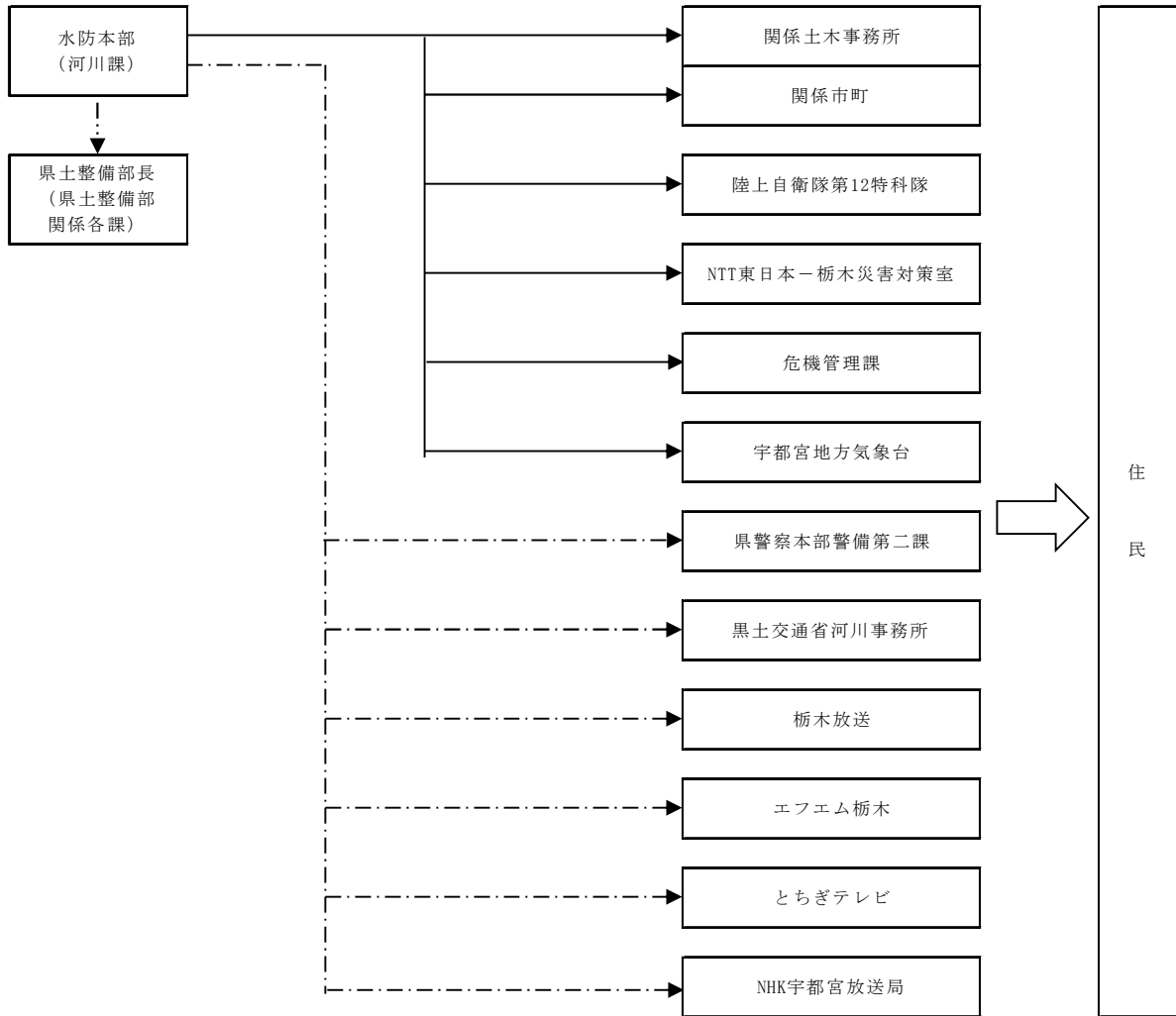


3-3-7 水位周知の伝達系統

○国土交通大臣の指定する河川

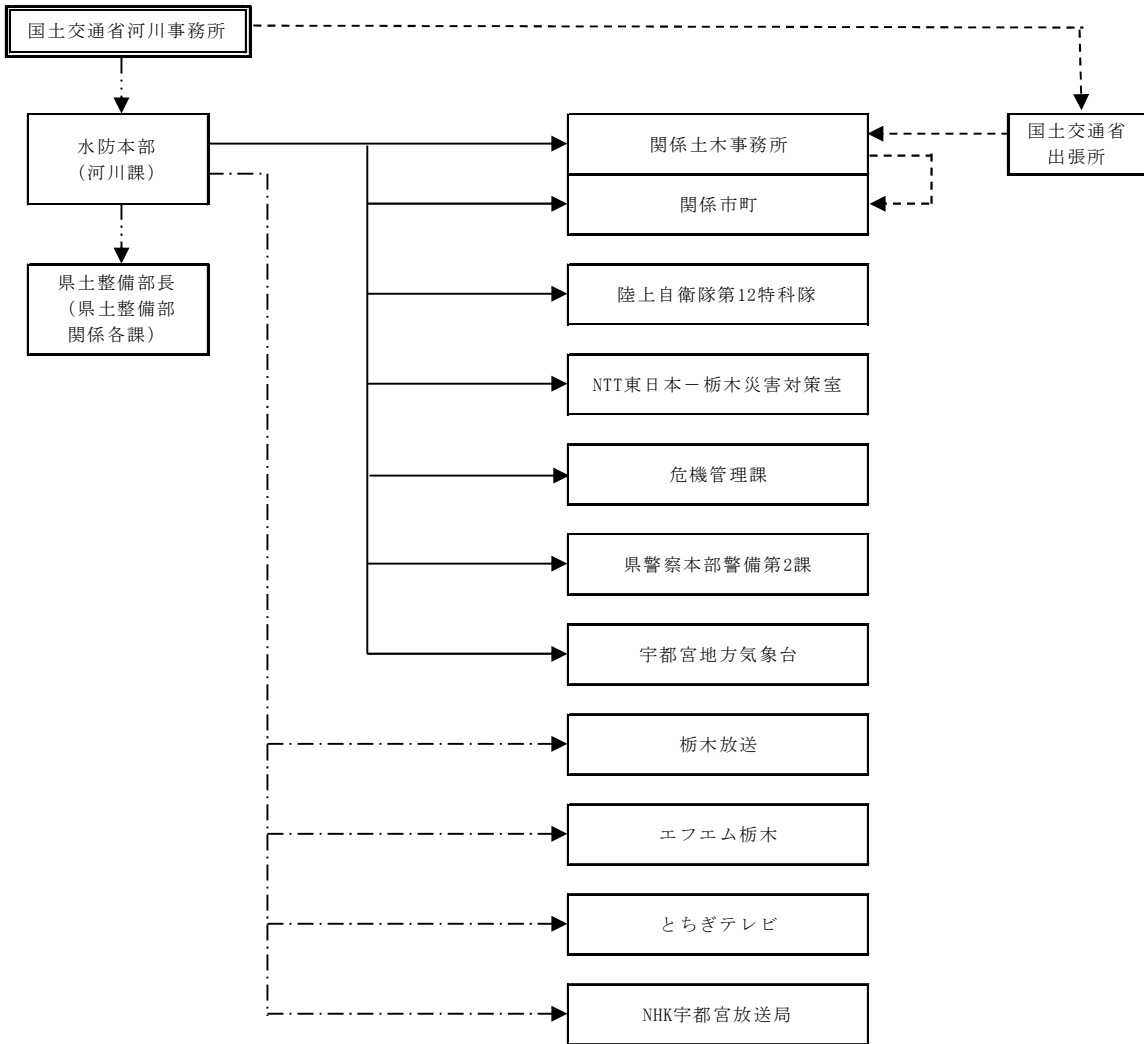


○知事の指定する河川

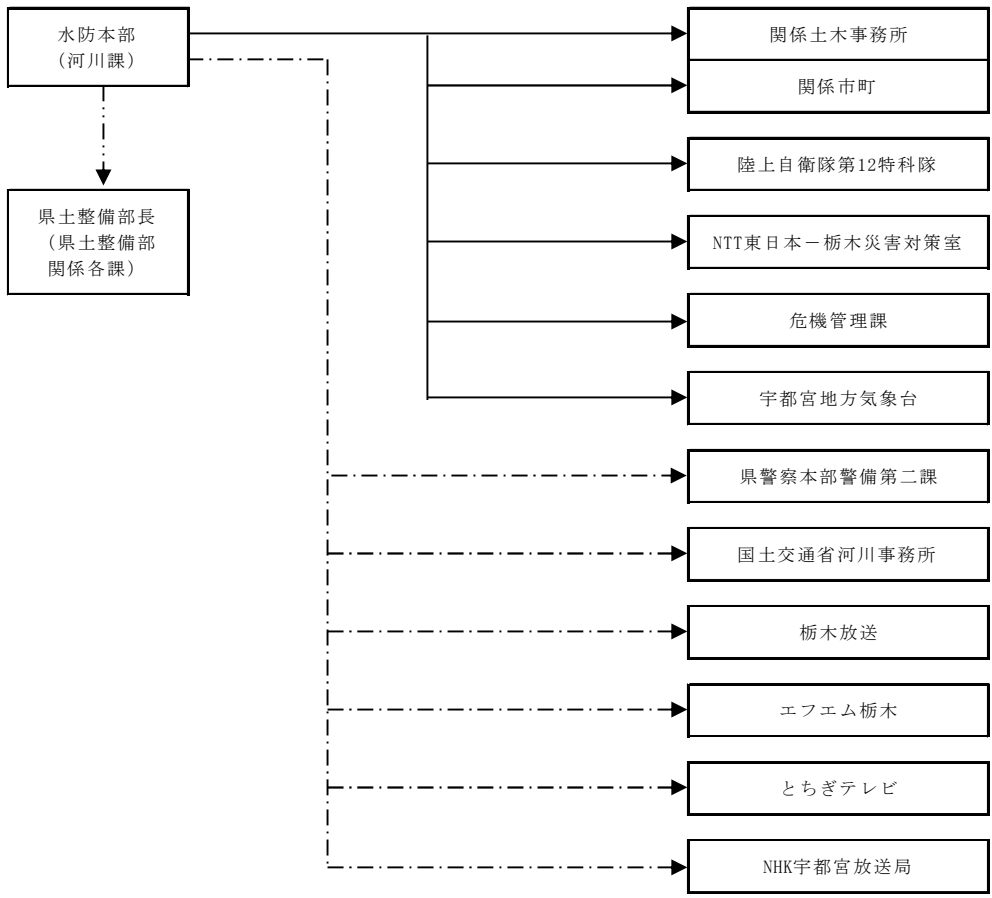


3-3-8 水防警報の伝達系統

○国土交通大臣の指定する河川



○知事の指定する河川



3 - 4 - 1 関係報道機関各社一覧表

番号	社局・支局	所在地	電話番号	ファクシミリ 番号
1	朝日新聞社 宇都宮総局	宇都宮市本町 10-10	028-622-1761 庁内 623-2176	028-622-1764
2	読売新聞社 宇都宮支局	宇都宮市河原町 1-4	028-638-4311 庁内 623-2174	028-638-8300
3	毎日新聞社 宇都宮支局	宇都宮市馬場通り 1-1-11 宇都宮 TD ビル 4F	028-622-4231 庁内 623-2175	028-650-1430
4	産経新聞社 宇都宮支局	宇都宮市塙田 1-3-9	028-621-3611 庁内 623-2173	028-650-1559
5	日本経済新聞社 宇都宮支局	宇都宮市昭和 1-2-19	028-622-1745 庁内 623-2170	028-625-0071
6	東京新聞 宇都宮支局	宇都宮市本町 9-12 亀田ビル 2F	028-624-1122 庁内 623-2177	028-625-2681 028-621-7998
7	下野新聞社	宇都宮市昭和 1-8-11	028-625-1122 庁内 623-2168 庁内 623-2179	028-621-4414 028-625-1750
8	日刊工業新聞社 栃木支局	宇都宮市本町 10-3 T S ビル 4F	028-622-0307 庁内 623-2165	028-622-0308
9	共同通信社 宇都宮支局	宇都宮市昭和 1-8-11 下野新聞社内 5F	028-622-3420 庁内 623-2178	028-621-1213
10	時事通信社 宇都宮支局	宇都宮市本町 10-3 T S ビル 3F	028-622-1731 庁内 623-2171	028-622-1732
11	N H K 宇都宮放送局	宇都宮市中央 3-1-2	028-634-9155 庁内 623-2167	028-649-6951
12	栃木放送 (C R T)	宇都宮市昭和 2-2-5	028-622-1111 庁内 623-2172	028-625-4446
13	日本テレビ 宇都宮支局	(読売新聞社宇都宮支局内)	028-638-5300 庁内 623-2140	028-627-7660
14	フジテレビ 宇都宮支局	宇都宮市小幡 1-1-32 ミュキビル 2F	028-627-8871 庁内 623-2141	028-643-7016
15	T B S テレビ		028-624-1061 庁内 623-2147	028-643-1518
16	テレビ朝日 宇都宮支局	宇都宮市本町 10-3 T S ビル 6F	028-627-3587 庁内 623-2148	028-643-7077
17	エフエム栃木	宇都宮市中央 1-2-1	028-638-7640	028-638-7675
18	とちぎテレビ	宇都宮市昭和 2-2-2	028-623-0051 庁内 623-2169	028-650-6731

3-4-2 災害時における放送要請に関する協定

(1) 日本放送協会宇都宮放送局

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、栃木県知事が日本放送協会宇都宮放送局（以下「NHK」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 栃木県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにNHKに対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 栃木県知事はNHKに対し別紙様式により要請するものとする。

(放送の実施)

第4条 NHKは、栃木県知事から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、栃木県消防防災課長及びNHK放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、栃木県知事及びNHKが協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和54年9月10日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

宇都宮市塙田1-1-20

栃木県知事

宇都宮市中央3-1-2

日本放送協会宇都宮放送局 局長

(2) (株) 栃木放送

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、栃木県知事が株式会社栃木放送（以下「栃木放送」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 栃木県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに栃木放送に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 栃木県知事は栃木放送に対し別紙様式により要請するものとする。

(放送の実施)

第4条 栃木放送は、栃木県知事から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、栃木県消防防災課長及び栃木放送業務局長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、栃木県知事及び栃木放送が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和54年9月10日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

宇都宮市埴田1-1-20

栃木県知事

宇都宮市本町12-11

株式会社栃木放送代表取締役

(3) (株) エフエム栃木

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、栃木県知事が株式会社エフエム栃木（以下「エフエム栃木」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 栃木県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにエフエム栃木に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 栃木県知事はエフエム栃木に対し別紙様式により要請するものとする。

(放送の実施)

第4条 エフエム栃木は、栃木県知事から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、栃木県消防防災課長及びエフエム栃木放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、栃木県知事及びエフエム栃木が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、平成6年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

宇都宮市埴田1-1-20

栃木県知事

宇都宮市一条3-1-19

株式会社 エフエム栃木代表取締役社長

(4) (株) とちぎテレビ

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条及び大規模震災対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、栃木県知事（以下「県」という。）が株式会社とちぎテレビ（以下「とちぎテレビ」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

- 第2条 県は、法第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにとちぎテレビに対し放送を行うことを求めることができる。
- 2 前項の規定は、県が大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、とちぎテレビに対し放送を行うことを求めるときに準用する。
- 3 前2項の規定のほか、県は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、とちぎテレビに対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 県はとちぎテレビに対し別紙様式により要請するものとする。

(放送の実施)

第4条 とちぎテレビは、県から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、栃木県総務部消防防災課長及びとちぎテレビ報道制作局長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、県及びとちぎテレビが協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、平成11年7月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

宇都宮市埴田1-1-20

栃木県知事

宇都宮市昭和2-2-2

株式会社 とちぎテレビ 代表取締役

様式

放 送 申 込 書

放送要請の理由	
放 送 事 項	
希望する放送日時	
その他必要な事項	

年 月 日

日本放送協会宇都宮放送局放送部長 様

（株式会社 栃木放送業務局長
株式会社 エフエム栃木放送部長
株式会社 とちぎテレビ報道制作局長）

栃木県総務部消防防災課長名

印

災害時における緊急通行車両等及び規制除外車両の確認事務取扱要領

第1 目的

この要領は、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両又は大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送車両(以下「緊急通行車両等」という。)及び緊急通行車両の確認等に係る事務手続き要領第3に規定する規制除外車両としての使用について、知事が災害対策基本法施行令第33条第1項又は大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき行う確認事務について、必要な事項を定める。

なお、公安委員会が行う確認事務は、「災害時等における緊急通行車両の確認事務取扱要領」により行うものとする。

第2 確認事務の実施者

知事が行う緊急通行車両等及び規制除外車両の確認事務は、次の者が処理するものとする。

- 1 危機管理防災局危機管理課長
- 2 各県税事務所長

第3 緊急通行車両等の対象とする車両

緊急通行車両等の対象とする車両は、次のいずれの要件にも該当する車両とする。

- 1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両
- 2 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用されている車両又は他の関係機関・団体等から調達した車両

第4 規制除外車両の対象とする車両

規制除外車両の対象とする車両は、次のいずれかの要件に該当する車両とする。

- 1 医師・歯科医師、医療機器等が使用する車両
 - 2 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
 - 3 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
 - 4 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
 - 5 その他、公安委員会が認める大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両
- ※事前届出の対象は、上記1～4の車両

第5 車両の確認申出の受理

- 1 緊急通行車両等事前届出済証又は規制除外車両事前届出済証(以下「事前届出済証」という。)の交付を受けている車両の確認申出の受理
 - (1) 公安委員会から事前届出済証の交付を受けている車両についての確認申出の受理は、事前届出済証の提出をもって行うものとする。
 - (2) 事前届出済証の交付を受けている車両の確認は、他の車両に優先して行い、迅速に処理するものとする。
- 2 その他の車両の確認申出の受理

- (1) 事前届出済証の交付を受けている車両以外の車両についての確認申出の受理は、車両ごとに緊急通行車両等確認申出書(別記様式第1)又は規制除外車両確認申出書(別記様式第3)をもって行うものとする。
- (2) 申出書の受理及び確認にあたっては、内容を適正に審査し、かつ迅速に処理するものとする。

第6 確認証明書及び標章の交付等

- 1 緊急通行車両等の確認をしたときは、災害ごとに整理番号を付して、緊急通行車両等確認証明書(別記様式第2)及び標章(別記様式第5)を交付するものとする。
- 2 規制除外車両を確認したときは、災害ごとに整理番号を付して、規制除外車両確認証明書(別記様式第4)及び標章(別記様式第5)を交付するものとする。
- 3 緊急通行車両等又は規制除外車両として確認できないものについて却下したときは、確認申出書の備考欄にその理由を記載し、その処理顛末を明らかにしておくものとする。

第7 確認申出受理簿の整備

緊急通行車両等確認申出受理簿(別記様式第6)及び規制除外車両確認申出受理簿(別記様式第7)を備え、確認申出の処理経過を明確にしておくものとする。

第8 報告・調整

- 1 各県税事務所長は、確認証明書及び標章を交付したときは、緊急通行車両等及び規制除外車両確認状況即報内容(別表)を危機管理課に日報により報告するものとする。
- 2 危機管理課、警察本部交通規制課及び各道路管理者は、相互に連絡し、必要に応じ調整を図るものとする。

附 則

この要領は平成12年11月29日から実施する。

この要領の実施に伴い、「災害時における緊急輸送車両の確認事務取扱要領」は廃止する。

この要領は平成19年4月1日から実施する。

この要領は平成27年4月1日から実施する。

この要領は令和5年4月1日から実施する。

この要領は令和5年9月1日から実施する。

別記様式第1

		年 月 日
栃木県公安委員会 殿 緊急通行車両等確認申出書 申出者 住 所 氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

別記様式第2

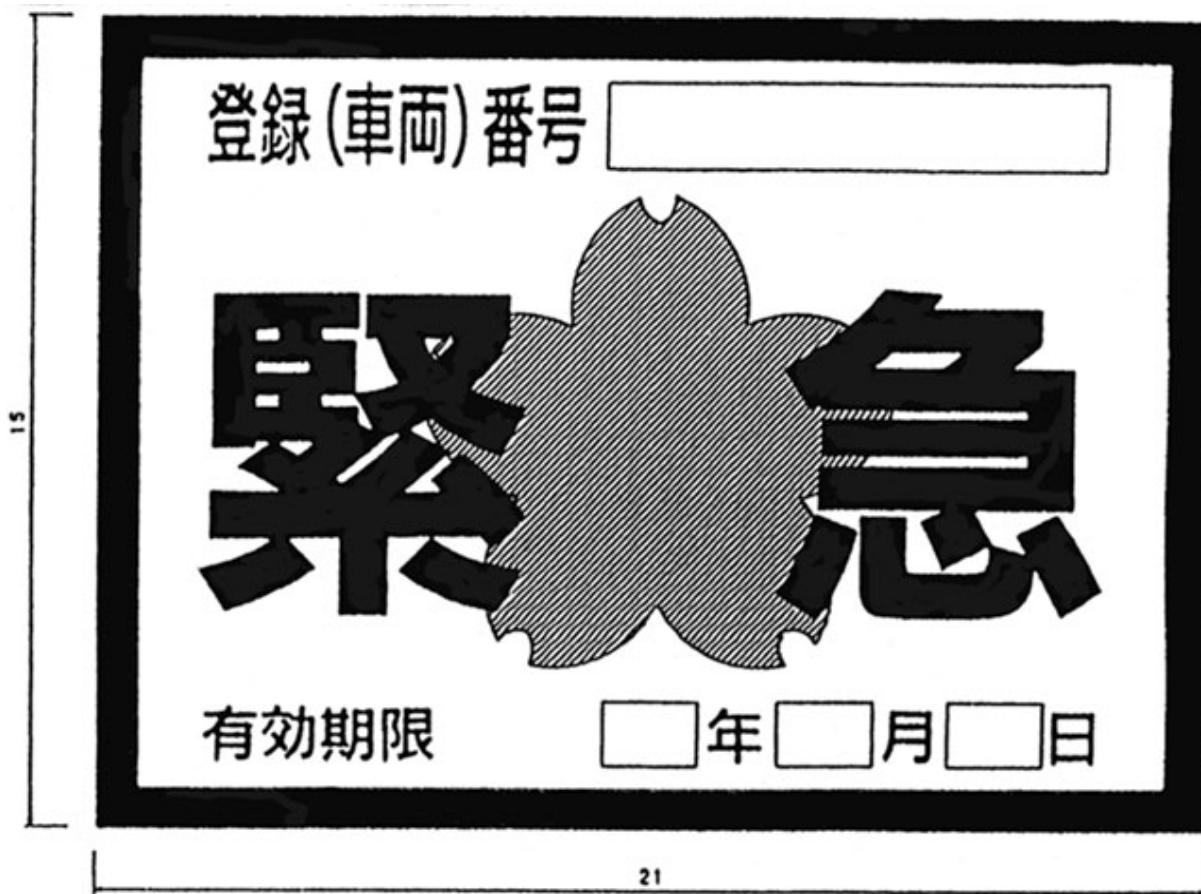
第 号		年 月 日
緊急通行車両等確認証明書		
栃木県知事 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

別記様式第3

<p>公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">規 制 除 外 車 両 確 認 申 出 書</p> <p style="text-align: center;">申出者 住所 氏名</p>	
<p>番号標に表示 されている番号</p>	
<p>車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名）</p>	
<p>活 動 地 域</p>	
<p>車 両 の 使用 者</p>	<p>住所</p> <p style="text-align: center;">() 局 番</p>
	<p>氏名又 は名称</p>
<p>緊急連 絡 先</p>	<p>住所</p> <p style="text-align: center;">() 局 番</p>
	<p>氏名</p>
<p>備考</p>	

別記様式第4

<p>第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書</p> <p style="text-align: right;">栃木県知事 印</p>	
<p>番号標に表示 されている番号</p>	
<p>車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名）</p>	
<p>活 動 地 域</p>	
<p>車 両 の 使用 者</p>	<p>住所</p> <p style="text-align: right;">() 局 番</p>
	<p>氏名又 は名称</p>
<p>有 効 期 限</p>	
<p>備 考</p>	



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第6

緊急通行車両等確認申出受理簿

受理 番号	受理 年月日	申出者氏名	番号標に表示さ れている番号	車両の用途	証明番号	備考
		使用者氏名			交付年月日	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	

(注) 確認申出を却下した場合は、備考欄にその旨記載すること。

別記様式第7

規制除外車両確認申出受理簿

受理 番号	受理 年月日	申出者氏名	番号標に表示さ れている番号	車両の用途	証明番号	備考
		使用者氏名			交付年月日	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	

(注) 確認申出を却下した場合は、備考欄にその旨記載すること。

別表

緊急通行車両等及び規制除外車両確認状況即報内容

1 所属

2 月 日 午後 時 分現在

3 確認証明書交付件数

(1) 緊急通行車両等

_____号から _____号まで _____件

(2) 規制除外車両

_____号から _____号まで _____件

4 確認証明書交付の内訳

(1) 人員輸送車両 件

(2) 物資輸送車両 件

(3) その他の車両 件

○災害救助法施行細則（昭和三十五年五月二日栃木県規則第三十五号）

災害救助法施行細則を次のように定める。

（災害の程度に係る報告等）

第一条 知事は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、市町村長に対し、当該市町村における災害が、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第一条第一項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるかどうかについて報告を求めるものとする。

2 知事は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）による救助の実施を決定した場合は、適用地域を公示するものとする。

（救助の程度、方法及び期間）

第二条 令第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）の定めるところによる。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、知事が内閣総理大臣と協議し、別に定めるところによる。

（物資の保管等に係る公用令書等）

第三条 災害救助法施行規則（昭和二十二年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号。以下「規則」という。）

第一条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 公用令書（別記様式第一号の一から別記様式第一号の四まで）

二 公用変更令書（別記様式第二号）

三 公用取消令書（別記様式第三号）

2 前項第一号の公用令書を交付するときは、所要の事項を強制物件台帳（別記様式第四号）に登録しなければならない。

3 第一項第二号又は第三号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録するほか、公用変更令書の交付にあつては、変更事項を記録しなければならない。

（受領調書の作成）

第四条 当該職員が、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに、規則第二条第三項の規定により、受領調書（別記様式第五号）を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第五条 規則第三条第一項の規定による損失補償請求書は、別記様式第六号による。

2 損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(従事命令に係る公用令書等)

第六条 規則第四条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次に定めるところによる。

一 公用令書(別記様式第七号)

二 公用取消令書(別記様式第八号)

2 前項第一号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(別記様式第九号)に所要事項を登録しなければならない。

3 第一項第二号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、前項の所要事項を抹消しなければならない。

(救助に従事できない場合の届出)

第七条 規則第四条第二項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

一 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

二 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

(実費弁償)

第八条 令第五条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、知事が別に定める。

(実費弁償請求書)

第九条 規則第五条の規定による実費弁償請求書は、別記様式第十号による。

(立入検査証票)

第十条 法第十条第三項において準用する法第六条第四項の規定により、当該職員が立入検査を行うに当たって携帯しなければならない証票は、別記様式第十一号による。

(扶助金支給申請書等)

第十一条 規則第六条の規定による扶助金支給申請書は、別記様式第十二号による。

2 前項の規定による扶助金申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

- 一 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ他に収入のみがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- 二 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書
- 三 法第八条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第十二条の規定に基づく扶助金の支給申請書の提出に当たり添付する書類は、規則第六条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

(市町村長への通知)

第十二条 法第十三条の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合に、令第十七条第一項の規定に基づく通知は、別記様式第十三号により行うものとする。

2 前項の場合においては、当該市町村長は、第三条、第四条、第五条第二項、第六条及び第七条に規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 次に掲げる規則は廃止する。

災害救助法施行細則（昭和二十九年栃木県規則第一号）

災害救助隊規定（昭和二十八年栃木県規則第七十号）

附 則（昭和三年規則第六六号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年七月一日から適用する。

附 則（昭和三年規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年五月一日から適用する。

附 則（昭和三年規則第七六号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年九月十五日から適用する。

附 則（昭和三年規則第七七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三年規則第六二号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年六月十六日から適用する。

- 附 則（昭和四〇年規則第七三号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和四一年規則第四二号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和四一年規則第五八号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和四二年規則第三二号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和四三年規則第八二号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和四四年規則第四五号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和四五年規則第八九号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和四六年規則第六三号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和四七年規則第八八号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和四九年規則第五号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和四九年規則第六二号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和四九年規則第七六号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五〇年規則第六六号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五一年規則第七四号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五二年規則第六〇号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五三年規則第五八号）
この規則は、公布の日から施行する。

- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五四年規則第五六号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五五年規則第三九号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和五六年規則第六〇号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和五七年規則第五五号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和五八年規則第四四号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和五九年規則第六〇号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和六〇年規則第五九号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和六二年規則第二号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和六三年規則第五九号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成元年規則第五八号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成元年四月一日から適用する。
- 附 則（平成二年規則第五六号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成二年四月一日から適用する。
- 附 則（平成三年規則第五〇号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成三年四月一日から適用する。
- 附 則（平成五年規則第二号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成四年四月一日から適用する。
- 附 則（平成五年規則第五七号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成五年四月一日から適用する。
- 附 則（平成七年規則第一号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成六年四月一日から適用する。

- 附 則（平成七年規則第五三号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成七年四月一日から適用する。
- 附 則（平成一〇年規則第四号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成九年四月一日から適用する。
- 附 則（平成一〇年規則第六〇号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十年四月一日から適用する。
- 附 則（平成一一年規則第四三号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十一年四月一日から適用する。
- 附 則（平成一二年規則第三〇号）
この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則（平成一二年規則第一二七号）
この規則は、公布の日から施行する。第一条の規定による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十二年四月一日から適用し、第二条の規定による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十三年一月六日から適用する。
- 附 則（平成一四年規則第八号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一四年規則第四八号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。
- 附 則（平成一五年規則第六四号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一六年規則第五二号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一七年規則第五五号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一八年規則第六一号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一九年規則第四四号）
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 附 則（平成一九年規則第四八号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二〇年規則第三三号）
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第四一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

附 則（平成二三年規則第二一号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の別表第一の一の部(二)の項の2、六の部(一)の項及び(三)の項並びに十の部(三)の項の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

附 則（平成二五年規則第三九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二の(一)の項の表(医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師に係る部分に限る。)の規定は、平成二十四年四月六日から適用する。

附 則（平成二六年規則第二一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第十三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一及び別表第二の(一)の項の表(救急救命士に係る部分を除く。)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

附 則（平成二七年規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一及び別表第二の(一)の項の表(救急救命士並びに土木技術者及び建築技術者に係る部分を除く。)の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

附 則（平成二八年規則第八号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行規則の規定(別表第二の(一)の項の表(医師及び歯科医師、救命救急士並びに土木技術者及び建築技術者に係る部分に限る。))の規定を除く。)は、平成三十一年四月一日から適用する。

附 則（令和元年規則第二十四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和元年十月一日から適用する。

附 則（令和二年規則第五十三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二の(一)の項の表(薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士に係る部分を除く。)の規定は、令和二年四月一日から適用する。

附 則（令和三年規則第三十八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一及び別表第二の(一)の項の表(医師及び歯科医師並びに土木技術者及び建築技術者に係る部分を除く。)の規定は、令和三年六月十八日から適用する。

附 則（令和五年規則第七号）

この規則は、公布の日(令和五年三月十日)から施行する。

別記様式第1号の1 (第3条関係)

保 管 第 号

公 用 令 書

住 所 (所在地)
氏 名 (名 称) 様

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資の保管を命ずる。

年 月 日

栃木県知事 印

記

物 資 の 種 類	数 量	所 在 の 場 所	期 間

----- 切 取 線 -----
受 領 書

保 管 第 号

上記公用令書を受領した。

年 月 日

住 所 (所在地)
氏 名 (名 称) ,

栃木県知事 様

別記様式第1号の2（第3条関係）

収 用 第 号

公 用 令 書

住 所（所在地）
氏 名（名 称） 様

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資を収用する。

年 月 日

栃木県知事 印

記

物 資 の 種 類	数 量	所 在 の 場 所	期 間

----- 切 取 線 -----
受 領 書

収 用 第 号

上記公用令書を受領した。

年 月 日

住 所（所在地）
氏 名（名 称） ,

栃木県知事 様

別記様式第1号の3 (第3条関係)

管 理	第	号
-----	---	---

公 用 令 書

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

様

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の施設を管理する。

年 月 日

栃木県知事

印

記

施 設 の 名 称	種 類	所 在 の 場 所	管 理 の 範 囲	期 間

----- 切 取 線 -----

受 領 書

管 理	第	号
-----	---	---

上記公用令書を受領した。

年 月 日

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

栃木県知事 様

別記様式第1号の4（第3条関係）

使用	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> 土地 家屋 物資 </div>	第	号
----	---	---	---

公 用 令 書

住 所（所在地）
氏 名（名 称） 様

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の土地、家屋、物資を使用する。

年 月 日

栃木県知事 印

記

区 分	種 類	数 量	所 在 の 場 所	範 囲	期 日	引 渡 時 期
土 地		/				/
家 屋		/				/
物 資				/		

----- 切 取 線 -----
受 領 書

使用	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> 土地 家屋 物資 </div>	第	号
----	---	---	---

上記公用令書を受領した。
年 月 日

住 所（所在地）
氏 名（名 称） 様 ,

栃木県知事 様

別記様式第2号（第3条関係）

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号年月日	第 号 年 月 日

公用変更令書

住 所（所在地）
氏 名（名 称） 様

災害救助法第9条の規定に基づき先に交付した 公用令書を、下記のとおり変更したので、災害救助法施行規則第1条第4項の規定により、これを交付する。

年 月 日

栃木県知事 印

記

物資の種類	数量	所在の場所	期間

（収用、管理、使用の場合は、それぞれに応じた項目を記載の欄に設け、変更の内容を記載すること。）

----- 切 取 線 -----

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号年月日	第 号 年 月 日

受 領 書

上記公用変更令書を受領した。

年 月 日

住 所（所在地）
氏 名（名 称） ,

栃木県知事 様

別記様式第3号（第3条関係）

公用取消令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号年月日	第 号 年 月 日

公用取消令書

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

様

災害救助法第9条の規定に基づく 必要としなくなったので、災害救助法
施行規則第1条第5項の規定により、これを交付する。

年 月 日

栃木県知事

印

----- 切 取 線 -----

公用取消令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号年月日	第 号 年 月 日

受 領 書

上記公用取消令書を受領した。

年 月 日

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

,

栃木県知事 様

別記様式第4号（第3条関係）

公用令書 発付番号	第 号
公用令書発付 年 月 日	年 月 日

強制物件台帳

所有者 住所（所在地）

氏名（名称）

占有者 住所（所在地）

氏名（名称）

区分	種類	数量	所在の場所	名称	範囲	期間	引渡時期	備考 (変更理由) その他
公用 令書の 内容								
変更事項及び その理由								
取消 理由								
損失 補償欄	種類	請求額	請求者	補償額	補償年月日	備考		

受 領 調 書

災害救助法第9条によって収用（使用）する物資を下記のとおり受領した。

この事実を証するため、受領調書を2通作成し、各1通所持するものとする。

年 月 日

栃木県職員

受領者氏名 ,

物資所有者（又は占有者）

立会人氏名 ,

記

- 1 受領した都道府県名
- 2 受領した物資の種類及び数量
- 3 受領した年月日
- 4 受領した場所
- 5 その他必要と認める事項

別記様式第6号（第5条関係）

公用令書 発付番号	第 号
公用令書 発付年月日	年 月 日

損失補償請求書

請求額 円

内訳 別紙損失補償額算出明細書及び受領調書写のとおり、上の金額を下記の理由により請求する。

記

請求理由

年 月 日

住 所（所在地）
氏 名（名 称）

栃木県知事 様

別記様式第7号（第6条関係）

（表面）

公用令書 発付番号	第 号	公 用 令 書
--------------	-----	---------

住 所（所在地）
職 業（事業の種類）
氏 名（名 称） 様
年 月 日生

上の者、災害救助法第7条の規定に基づき次のとおり従事を命ずる。

従事すべき救助業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
出頭すべき日時及び場所	

（ 法人その他の団体については、従事すべき業務の内容、計画その他必要と認める事項を記載すること。 ）

年 月 日

栃木県知事 印

----- 切 取 線 -----

公用令書 発付番号	第 号	受 領 書
--------------	-----	-------

上記公用令書を受領した。

年 月 日 午前 時 分
午後

住 所（所在地）
氏 名（名 称） ,

栃木県知事 様

(裏面)

従事令書の交付を受けた者の心得

- 1 従事令書の交付を受けた者は、この令書を携え、指定の日時及び場所に出頭し、当該職員に届け出ること。
- 2 従事令書の交付を受けた者が負傷、疾病等により指定の日時に出席できない場合には、医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察官の証明書）を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。
- 3 従事令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合には、その市町村長、警察官、船長又は駅長の証明書を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。
- 4 従事令書の交付を受けた者で、旅費の前渡金払を受けなければ出席することができない者は、居住地の市町村長にこの令書を提示し、立替払を請求することができる。ただし、出席すべき場所が居住地の市町村であるときは、この限りでない。
- 5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により6月以下の懲役、又は30万円以下の罰金に処せられる。

別記様式第8号（第6条関係）

公用取消令書 番 号	第 号
公用令書発付 番号年月日	第 号 年 月 日

公 用 取 消 令 書

住 所（所在地）

職 業（事業の種類）

氏 名（名 称） 様

災害救助法第7条の規定に基づき先に交付した公用令書は、その必要がなくなったので
災害救助法施行規則第4条の規定により、これを交付する。

年 月 日

栃木県知事 印

----- 切 取 線 -----

公用取消令書 番 号	第 号
公 用 令 書 番号年月日	第 号 年 月 日

受 領 書

上記公用取消令書を受領した。

年 月 日 午前 時 分
午後

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

栃木県知事 様

別記様式第9号 (第6条関係)

公用令書 発付番号	第 号
公用令書 発付年月日	年 月 日

救助従事者台帳

住 所
職 業
氏 名

年 月 日生

従事すべき救助業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき場所	
出頭すべき日時	
公用令書取消理由	

負傷し、疾病にかかり、 又は死亡した日時					
負傷し、疾病にかかり、 又は死亡した原因					
傷病名、傷病の程度 及び身体の状況					
備 考					
負傷し、疾病にかかり、 又は死亡したとき、 本人と親族関係にあ った主な者の状況	氏 名	本人と の続柄	生年月日	職 業	備 考
扶 助 金 支 給 欄	扶助金の種類	金 額	支 給 年 月 日	備 考	

別記様式第10号（第9条関係）

公用令書 発付番号	第 号
公用令書 発付年月日	年 月 日

実費弁償請求書

請求額 円

内訳別紙明細書のとおり

災害救助法施行規則第5条の規定に基づき、下記事実によって、上の金額を請求する。

記

1 従事した業務

2 従事した期間 年 月 日から

日間

年 月 日まで

3 従事した場所

年 月 日

住 所（所在地）

職 業（事業の種類）

氏 名（名 称）

,

栃木県知事 様

（ 経由）

別記様式第11号（第10条関係）

（第1面）	（第4面）
災害救助法第10条の規定による 立入検査 証 票	注意 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 2 この証票は 年 月 日まで有効とする。 3 この証票は、有効期間が経過したり、又は不用になったときは、すみやかに返還しなければならない。
11 cm	17 cm

（第3面）	（第2面）
災害救助法抜粋 （指定行政機関の長等の立入検査等） 第6条 略 2 略 3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。 4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。 5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （都道府県知事の立入検査等） 第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。 2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。 3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。	第 号 所属庁 職 名 氏 名 年 月 日交付 栃木県知事 印

別記様式第12号（第11条関係）

災害救助法による { 療養、休業
障害、遺族
葬祭、打切 } 扶助金支給申請書

負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所氏名					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
公用令書番号					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した当時本人と関係のあった主な親族の状況	氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考

災害救助法第12条の規定による扶助金の支給を別紙 を添えて申請する。

年 月 日

住 所
氏 名

栃木県知事 様

別記様式第13号（第12条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 様

栃木県知事 印

災害救助法による救助に関する事務の一部を市町村長が行うことと
することについて

年 月 日に発生した 災害において災害救助法による救助
を実施するにあたり、災害救助法第13条第1項の規定に基づき、下記1の救助に関する
事務については、下記2の期間において貴職が行うこととしたので通知する。

記

1 事務の内容

2 期 間

令和 5 年度 災害 救助 基準 (早見表)

令和 5 年 6 月 現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000 円(食費込・税込) / 泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 219,100 円以内 小人（12歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4 </div>		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

危管第10号

令和5(2023)年4月6日

各市町防災主管課長 様

栃木県県民生活部危機管理課長

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第8条により知事が別に定める実費弁償の額について（令和5年度）

このことについて、別紙のとおり定めましたので、お知らせいたします。

栃木県県民生活部危機管理課

災害対策担当 担当：根本

TEL:028-623-2136

FAX:028-623-2146

e-mail:nemotom03@pref.tochigi.lg.jp

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第8条により知事が別に定める実費弁償の額（令和5年度）

1 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者

災害救助法第7条第5項の規定による実費弁償の限度（日当、超過勤務手当、費用弁償）

職種	日当	超過勤務手当 (1時間当たり)	費用弁償額
医師 歯科医師	25,500 円	5,100 円	職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の摘要を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額とする。
薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 歯科衛生士	16,000 円	3,200 円	
保健師 助産師 看護師 准看護師	14,900 円	2,980 円	
救急救命士	14,400 円	2,880 円	
土木技術者 建築技術者	15,100 円	3,020 円	
大工	28,300 円	5,660 円	
左官	28,800 円	5,760 円	
とび職	26,500 円	5,300 円	

2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定をする者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その百分の三の額を加算した額以内とする。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

市町別災害救助法適用基準一覧表

(令和2年10月1日現在)

市町村の人口	住家滅失世帯数		市 町 村 名
	(1)	(2)	
5,000人以上 15,000人未満	40世帯以上	20世帯以上	茂木町、市貝町、塩谷町、芳賀町
15,000人以上 30,000人未満	50世帯以上	25世帯以上	那須烏山市、益子町、野木町、 高根沢町、那須町、那珂川町
30,000人以上 50,000人未満	60世帯以上	30世帯以上	矢板市、さくら市、上三川町、 壬生町
50,000人以上 100,000人未満	80世帯以上	40世帯以上	鹿沼市、日光市、真岡市、 大田原市、下野市
100,000人以上 300,000人未満	100世帯以上	50世帯以上	足利市、栃木市、佐野市、小山市、 那須塩原市
300,000人以上	150世帯以上	75世帯以上	宇都宮市

- (注) 1 住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の滅失世帯換算率は、半焼、半壊にあつては1 / 2世帯、床上浸水にあつては1 / 3世帯とする。
- 2 人口は、地方自治法第254条又は地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口である。
- 3 滅失世帯数(2)は、滅失世帯数が(1)の世帯数には達しないが、被害が相当広範囲な地域にわたり、その滅失世帯の合計が、1,500世帯以上に達した場合に適用する。

3-9-1 米穀調達の連絡場所等

(1) 協定に基づく米穀の供給

全国農業協同組合連合会栃木県本部 宇都宮市平出工業団地 9-25 028-616-8820

(2) 米穀卸売業者一覧表

名称	住所	電話	提供可能地域	数量
栃木県中央食販株式会社	宇都宮市若草 4-3-17	028-624-7200		
おやま精米工場	小山市下河原田 954	0285-38-0081	下都賀、安足	10 トン/日
全国農業協同組合連合会栃木県本部パールライス部	芳賀町芳賀台 198-2	028-677-4661	河内、芳賀	5 トン/日

※数量は時期により変動がある。

3-9-4 食料関係協定先一覧

(令和4年6月30日現在)

団体名	所在地	電話	F A X	協力物資の種類
栃木県生活協同組合連合会	宇都宮市中今泉 2-7-19-204	028-680-5592	028-680-5593	食糧、生活必需品
全国農業協同組合連合会 栃木県本部	宇都宮市 平出工業団地 9-25	028-616-8800	028-616-8808	生鮮野菜、果実 玄米
栃木県食肉事業協同組合 連合会	宇都宮市川田町 210-3	028-656-4092	028-656-6824	食肉製品
栃木県牛乳協会	宇都宮市平出工業団 地 5-3 (栃木明治牛乳(株))	028-661-4431	028-664-1894	牛乳
栃木県食糧卸販売協議会	宇都宮市若草 4-3-17 (栃木県中央食販(株))	028-624-7206	028-624-7273	玄米のとう精
栃木県学校給食パン 協同組合	宇都宮市中央本町 2-9	028-634-2388	028-634-2375	精米の炊飯 おにぎり等への調 製
(株)サンデリカ小山事業所	小山市羽川 517-20	0285-25-3366	0285-25-1553	精米の炊飯 おにぎり等への調 製
イオンリテール(株) (北関東・新潟カンパニー)	東京都千代田区神田 錦町 1-1	03-3296-7451	03-3296-7465	飲料品、食料品、 日用生活品、衣料 品
(株)ローソン	東京都品川区大崎 1-11-2	03-5435-1594	03-5759-6944	食料品、飲料水、 日用品
(株)セブンイレブン・ジ ャパン	東京都千代田区二番 町 8-8	03-6238-3734	03-6238-3491	食料品、飲料水、 日用品
(株)ファミリーマート	東京都豊島区東池袋 3-1-1	03-3989-7757	03-5954-5599	食料品、飲料水、 日用品
利根コカ・コーラボトリン グ(株)(宇都宮支店)	宇都宮市平出工業団 地 8-1	028-661-2631	028-663-1131	飲料水
(株)伊藤園 (栃木地区営業部)	宇都宮市西川田町 1067-2	028-636-2671	028-637-8612	飲料水

団体名	所在地	電話	F A X	協力物資の種類
ジャパンソルト(株) (物流センター)	小山市卒島 2104	0285-32-1660	0285-32-1661	塩
(公財) 栃木県学校給食会	宇都宮市砂田町 649	028-656-6511	028-656-2311	米飯又は精米 パン
(株) カワチ薬品	小山市卒島 1293	0285-37-1112	0285-37-2297	食料品
A B C ロジテム (株)	宇都宮市西刑部町 2732-3	028-656-7755	028-656-9501	提供可能な冷凍・ 冷蔵食品
(公財) 栃木県学校給食会	宇都宮市砂田町 669	028-656-6511	028-656-2311	米飯、パン等
(株) エコス	東京都昭島市中神町 1160-1	042-546-3711	—	食料品、日用品
(株) たいらや	宇都宮市平井出工業 団地 9-23	028-683-4411	028-683-4422	食料品、日用品
サントリーフーズ (株) 関東・甲信越支社	埼玉県さいたま市大 宮区桜木町 1-11-20 大宮 JP ビルディング 13F	048-658-1080	048-658-1082	飲料水

3-10-1 給水用機械保有状況一覧表

(令和4(2022)年6月30日現在)

市町名	水道事務所 所在地	電話番号	給水車	給水タンク	ポリタンク・袋	その他
栃木県 (北那須水道事務所)	那須塩原市百村3645	0287(69)0236	1.8 m ³ × 1台		6L × 2,600 枚	
(鬼怒水道事務所)	高根沢町宝積寺1900	028(675)1331			6L × 4,200 枚	簡易ろ過機 2.3m ³ /h × 1台
宇都宮市	宇都宮市河原町1-41	028(633)3241	3.6 m ³ × 1台 2.0 m ³ × 1台	2.0 m ³ × 2基 1.0 m ³ × 4基	20L × 1,200 個 10L × 800 個 10L × 3,652 枚 6L × 2,700 枚	
足利市	足利市伊勢町四丁目19	0284(22)7911	1.8 m ³ × 1台	1.0 m ³ × 3基 0.3 m ³ × 3基	6L × 6,700 枚 18L × 160 個	
栃木市	栃木市薮部町3-13-24	0282(25)2101	2.0 m ³ × 3台	0.5 m ³ × 1基 1.0 m ³ × 3基	20L × 258 個 10L × 4,460 枚 6L × 2,321 枚 4L × 90 枚	
佐野市	佐野市大橋町1165	0283(22)1696	2.0 m ³ × 1台	1.5 m ³ × 1基 1.0 m ³ × 1基 0.5 m ³ × 1基	18L × 100 個 10L × 530 個 10L × 1,480 枚 6L × 100 枚 5L × 500 枚	
鹿沼市	鹿沼市千手町2599	0289(65)3142	2.0 m ³ × 1台	1.0 m ³ × 1基	10L × 50 個 6L × 300 個	
日光市	日光市瀬尾1640-34	0288(21)4532	2.0 m ³ × 2台	1.0 m ³ × 4基	10L × 500 枚	設置型給水タンク 1.0m ³ × 4基
小山市	小山市八幡町1-9-4	0285(24)7614	2.0 m ³ × 1台 1.8 m ³ × 1台	2.0 m ³ × 2基 1.0 m ³ × 6基	20L × 1 個 18L × 89 個 10L × 155 個 10L × 900 枚 6L × 7,437 枚 4L × 38 枚	
真岡市	真岡市荒町5191	0285(83)8168	2.0 m ³ × 1台	1.0 m ³ × 4基	20L × 1,240 個 10L × 10 個 6L × 2,800 枚	
大田原市	大田原市本町1-4-1	0287(23)8713	—	2.0 m ³ × 1基 1.0 m ³ × 2基 0.3 m ³ × 1基	6L × 760 枚	
矢板市	矢板市本町4-39	0287(44)1511	1.8 m ³ × 1台	1.5 m ³ × 1基 1.0 m ³ × 2基	18L × 50 個 20L × 300 枚 6L × 1,400 枚	
那須塩原市	那須塩原市あたご町2-3	0287(37)5109	2.0 m ³ × 1台	2.0 m ³ × 1基 1.0 m ³ × 4基	20L × 17 個 10L × 149 枚 6L × 3,486 枚	
さくら市	さくら市氏家2190-7	028(681)1121	—	1.2 m ³ × 1基 1.0 m ³ × 2基 0.3 m ³ × 1基	6L × 400 枚	
那須烏山市	那須烏山市城東18-3	0287(84)0411	—	1.0 m ³ × 3基	20L × 4 個 10L × 50 個 10L × 1,173 枚 6L × 737 枚	
下野市	下野市笹原26	0285(32)8911	—	2.0 m ³ × 1基 1.5 m ³ × 1基 0.5 m ³ × 1基	6L × 6,075 枚	

市町名	水道事務所所在地	電話番号	給水車	給水タンク	ポリタンク・袋	その他
上三川町	上三川町しらさぎ1-1	0285(56)9168	—	1.0 m ³ × 2 基 2.0 m ³ × 1 基	6L × 727 枚 6L × 300 枚 5L × 250 枚	
茂木町	茂木町大字茂木155	0285(63)5652	—	0.26 m ³ × 1 基	6L × 600 枚 10L × 400 個	
壬生町	壬生町通町12-22	0282(82)2260	—	1.0 m ³ × 1 基 0.5 m ³ × 4 基	20L × 110 個 10L × 64 枚 6L × 991 枚 5L × 40 枚	
野木町	野木町大字丸林571	0280(57)4194	—	1.0 m ³ × 2 基	20L × 82 個 10L × 652 枚 6L × 2,047 枚	
塩谷町	塩谷町大字玉生741	0287(45)2214	—	2.0 m ³ × 1 基	10L × 20 個 5L × 180 個	
高根沢町	高根沢町宝石台1-7-1	028(675)2449	—	1.5 m ³ × 1 基 1.0 m ³ × 1 基	6L × 2,000 枚	
那須町	那須町大字寺子乙3967-184	0287(72)6920	—	1.25 m ³ × 1 基	10L × 150 枚 6L × 250 枚 5L × 300 枚 4L × 500 枚	
那珂川町	那珂川町久那瀬983-3	0287(92)2002	—	1.0 m ³ × 3 基	20L × 10 個 6L × 150 枚	
芳賀中部 上水道企業団	芳賀町大字祖母井1703	028-677-1661	2.0 m ³ × 1台	2.0 m ³ × 1 基 1.0 m ³ × 2 基	20L × 100 個 6L × 600 枚 10L × 2,100 枚	

3-10-2 市町別配水池数量及び貯水能力一覧表

(令和4(2022)年6月30日現在)

市町名	配水池		市町名	配水池	
	池数	貯水能力(m ³)		池数	貯水能力(m ³)
栃木県 (北那須水道事務所)	5	24,000	塩谷町	9	1,747
栃木県 (鬼怒水道事務所)	3	15,050	高根沢町	6	8,871
宇都宮市	37	127,858	那須町	93	21,199
足利市	33	43,261	那珂川町	20	5,532
栃木市	39	50,699	芳賀中部上水道企業団	13	20,873
佐野市	33	39,436			
鹿沼市	22	23,243			
日光市	58	50,644			
小山市	3	20,200			
真岡市	17	12,008			
大田原市	24	17,794			
矢板市	15	11,073			
那須塩原市	33	37,922			
さくら市	9	11,420			
那須烏山市	20	12,235			
下野市	6	10,916			
上三川町	4	12,578			
茂木町	34	8,248			
壬生町	4	8,800			
野木町 (野木町・古河市で共有)	4	20,170			

3-11-1 生活必需品関係協定先一覧

(令和5年11月30日現在)

団体・企業名	所在地	電話	FAX	保有物資の種類
栃木県生活協同組合連 合会	宇都宮市中今泉 2 丁目 7-19-204	028-680-5592	028-680-5593	食糧、生活必需品
宇都宮卸商業団地協同 組合	宇都宮市 問屋町 3172-1	028-656-2323	028-656-7275	[生活必需品] ほ乳びん、紙おむつ、 生理用品、トイレッ トパーパー、洗面用 具類、懐中電灯、乾 電池、炊事用具類、 紙製食器類、ポリタ ンク、バケツ等
宇都宮市中央卸売市場 関連卸商協同組合	宇都宮市 築瀬町 1493	028-637-6811	028-637-6811	
とちぎ流通センター協 同組合	鹿沼市 流通センター66	0289-78-2111	0289-78-2110	
(株)カンセキ	宇都宮市 西川田本町 3-1-1	028-658-8123	028-659-3678	
(株)東武宇都宮百貨店	宇都宮市 宮園町 5-4	028-651-5810	028-638-1221	[衣料品] 肌着、外衣、寝具、タ オル、長靴、雨衣
(株)福田屋百貨店	宇都宮市 戸祭元町 2-8	028-624-7711	028-624-9909	
宇都宮ステーション開 発(株)	宇都宮市 川向町 1-23	028-627-8400	028-627-8409	
宇都宮ビジネスパーク 協同組合	宇都宮市 問屋町 3426-54	028-656-1838	028-656-6421	
栃木県石油商業組合	栃木県宇都宮市昭 和 1-3-10 栃木県庁 舎西別館 3F	028-622-0435	028-622-0472	灯油、ポリタンク
(社)栃木県LPガス協 会	宇都宮市 東今泉 2-1-21	028-689-5200	028-661-3309	LPガス、コンロ、 必要器具
イオンリテール(株) (北関東・新潟カンパ ニー)	東京都千代田区神 田錦町 1-1	03-3296-7451	03-3296-7465	飲料品、食料品、日 用生活品、衣料品
NPO法人コメリ災害 対策センター	新潟市南区清水 4505-1	025-371-4185	025-371-4151	作業関係、日用品、 水関係、冷暖房機器、 電気用品、トイレ関 係
(社)栃木県経済同友会	宇都宮市 中央 3-1-4	028-632-5511	028-632-5500	物資等の供給 その他の応急対策業 務
(株)ケーヨー	千葉市若葉区みつ わ台 1-28-1	043-255-1111	043-284-5663	作業関係、日用品、 水関係、冷暖房機器、 電気用品、トイレ関 係
(株)カインズ	埼玉県本庄市早稲 田の杜 1-2-1	0495-25-1000	0495-25-1001	作業関係、日用品、 水関係、ほ乳びん、 紙おむつ等
東日本段ボール工業組 合	東京都中央区八丁 堀 4-1-4 八丁堀 中央ビル 8階	03-3551-6111	03-3551-6113	段ボール製品
(株) コジマ	栃木県宇都宮市星 が丘 2-1-8	028-662-0001	-	電化製品

災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を
日本赤十字社栃木県支部に委託する契約書

第1条 栃木県知事（以下「甲」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）
第16条の規定により、非常災害の場合における救助又はその応援の実施に関して必要
な事項を日本赤十字社栃木県支部長（以下「乙」という。）に委託する。

第2条 乙は、甲が災害救助法を適用した場合又は、災害救助法第14条の規定に基づき応
援をなす場合であって、乙に救助又はその応援を要請した場合に、前条の規定により委託
する事項（以下「委託事項」という。）を実施するものとする。

第3条 委託事項の種類、範囲等は次のとおりとする。なお、各委託事項の程度、方法及び
期間は、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）の定めるところ
によるものとする。

(1) 避難所の設置

甲等が行う避難所の設置の支援として、次の事項を必要に応じて行うものであること。

ア 生活環境の整備

救援物資の配布や衛生管理対策を含めた生活環境の整備を行うものであること。

イ こころのケア

災害の発生直後における被災者の精神的なショック、避難生活による心労に対し、
健康相談等のこころのケアを応急的に行うものであること。

(2) 医療及び助産

ア 医療

災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

イ 助産

災害のため助産の途を失った者に対して行うものであること。

(3) 死体の処理

災害の際死亡した者について、以下の処理を行うものであること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 検案

2 緊急に委託の範囲を広げなければならない場合にあっては、甲は法第4条に規定され
る救助の範囲内において、必要な事項を乙に委託することができる。この場合は、甲乙協
議のうえ、直ちに書面等により委託事項を明確にするものとする。

第4条 委託事項の処理は、乙が編成する救護班等によって行うものとする。

第5条 委託事項を実施するために必要な費用は、別表に定めるところにより乙が支弁す
るものとする。

第6条 甲は、前条により乙が支弁した費用のうち、その費用に充当すべき寄付金、その他
の収入を控除した額を乙の補償請求に基づきこれを負担する。

2 前項に規定する寄付金その他の収入とは、乙が当該災害の際特に救助又はその応援のため使用することを指定して受けた金品をいい、国又は地方公共団体の災害設備整備に要する補助金、日本赤十字社募金及び一般義援金は含まない。

3 第1項の補償請求は「災害救助法第19条の規定による補償請求書（別紙様式）」により行うものとする。

4 補償請求に際し、提出する書類のうち、乙の支弁費用にかかる証拠書類等については、その写しを添付することとし、正本は乙が保管する。

第7条 第3条各号に規定する処理の範囲を越えて行った費用は、乙が負担するものとする。

第8条 甲は、乙がこの契約に基づいて、第3条に規定する委託事項を実施する場合であっても災害の状況に応じ、必要と認めるときは、第3条各号に掲げる事項を実施することができるものとする。

第9条 乙が行う委託事項の実施にあたっては、甲はこれを援助するものとする。

第10条 前各号に定めるもののほか、委託事項の実施に関して必要な事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

第11条 災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社栃木県支部に委託する契約（昭和42年9月1日締結）は、この契約の締結と同時に廃止する。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年9月30日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県
知 事 福 田 富 一

乙 宇都宮市若草1丁目10番6号 とちぎ福祉プラザ内
日本赤十字社栃木県支部
事務局長 入 野 好 市

別表

契約書第5条の委託事項支弁費用区分表

費用区分	範囲及び算定基準
人件費	<p>委託事項の実施に従事した救護員の旅費、役務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の現職の有給職員を除く。）、時間外手当及び深夜手当について、日本赤十字社の定めている日本赤十字社旅費規則、日本赤十字社救護規則第28条の規定による費用弁償に関する規定及び日本赤十字社職員給与要綱により算定した額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 旅費 2 役務費 3 時間外手当及び深夜手当
救助費	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の設置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活環境の整備 生活環境の整備のために使用した器物の購入費又は借上料等の実費とする。 (2) こころのケア こころのケアのために使用した消耗品及び消耗材料等の購入費又は借上料等の実費とする。 2 医療及び助産 医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費とする。 3 死体の処理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）で定める基準による。 (2) 検案 検案の処置のために使用した材料、器具破損処理等の実費とする。 4 その他必要な事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 救護所設置のために使用した救護器財費、消耗器財費、建物等の借上料及び破損修理を含む損料の実費とする。 (2) 上記(1)のほか、委託した事項の実施のために要した費用の実費とする。
輸送費	<p>委託事項の実施のために必要な輸送費についての当該地域における通常の実費とする。</p>

賃金職員等 雇上費	委託事項の実施のために必要な賃金職員等雇上費についての当該地域における通常の実費とする。
扶助費	<p>委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が、業務上の理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法第32条の規定によって、支給した扶助金の額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 療養扶助金 2 休業扶助金 3 障害扶助金 4 遺族扶助金 5 埋葬扶助金 6 打切扶助金
事務費	<p>委託事項の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品費、通信運搬費等の実費とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消耗品費 2 通信運搬費 3 その他

別紙様式

災害救助法第19条の規定による補償請求書

災害救助法第16条の規定による委託事項に基づき、災害に際して実施した救助（の応援）にかかる当社が支弁した費用に対する補償を同法第19条の規定により下記のとおり請求します。

年 月 日

日本赤十字社栃木県支部 役職 氏名 印

栃木県知事 様

- 1 請求金額 金 円也
 支弁費用総額 円
 寄附金その他の収入額 円

2 救助の種類及び期間

救助の種類	期 間	摘 要

- 3 支弁費用の明細
 支弁用明細書（別紙）のとおり

(別紙)

支弁費用明細書

区 分	金 額	備 考
1 人件費		
(1) 旅費		
(2) 役務費		
(3) 時間外手当及び深夜手当		
2 救助費		
(1) 避難所の設置		
ア 生活環境の整備		
イ こころのケア		
(2) 医療及び助産		
ア 医療		
イ 助産		
(3) 死体の処理		
ア 死体の洗浄、縫合、消毒等		
イ 検案		
(4) その他必要な事項		
3 輸送費		
4 賃金職員等雇上費		
5 扶助費		
(1) 療養扶助金		
(2) 休業扶助金		
(3) 障害扶助金		
(4) 遺族扶助金		
(5) 葬祭扶助金		
(6) 打切扶助金		
6 事務費		
(1) 消耗品費		
(2) 通信運搬費		
(3) その他		
合 計		

(注意) この費用明細書の各費目ごとの明細は内訳として添付すること。

3-13-3 医療機関の収容能力一覧表

(1) 宇都宮市医師会 [収容計画数 757床、うち重症患者 118床]

番号	医療機関名	所在地	電話番号	収容能力	うち重症患者	助産施設の有無
1	宇都宮病院	宇都宮市陽南4-6-34	028-658-2121	10	1	
2	済生会宇都宮病院	宇都宮市竹林町911-1	028-626-5500	130	20	有
3	国立病院機構栃木医療センター	宇都宮市中戸祭1-10-37	028-622-5241	80	15	
4	皆藤病院	宇都宮市東町22	028-661-3261	70	10	
5	滝澤病院	宇都宮花房本町2-29	028-633-1200	20	-	
6	上野病院	宇都宮市天神2-2-15	028-636-2035	20	-	
7	地域医療機能推進機構 うつのみや病院	宇都宮市南高砂町11-17	028-653-1001	30	6	
8	森病院	宇都宮市飯田町419	028-648-6111	20	-	
9	宇都宮中央病院	宇都宮市東宿郷2-1-1	028-635-1110	10	5	
10	宇都宮西ヶ丘病院	宇都宮市長岡町842	028-621-3171	20	-	
11	栃木県立がんセンター	宇都宮市陽南4-9-13	028-658-5151	40	8	
12	新直井病院	宇都宮市石井町3385	028-656-8600	40	4	
13	宇都宮第一病院	宇都宮市宝木本町2313	028-665-5111	30	5	
14	宇都宮東病院	宇都宮市平出町368-8	028-664-1551	25	-	
15	飯田病院	宇都宮市塙田3-5-17	028-622-4970	24	4	
16	宇都宮記念病院	宇都宮市大通り1-3-16	028-622-1991	20	5	
17	鷺谷病院	宇都宮市下荒針町3618	028-648-3851	30	2	
18	沼尾病院	宇都宮市星が丘1-7-38	028-622-2222	10	-	
19	柴病院	宇都宮市竹林町504	028-621-8211	10	5	
20	宇都宮内科病院	宇都宮市鶴田町914	028-648-7555	15	3	
21	倉持病院	宇都宮市屋板町400-1	028-657-0366	10	2	
22	佐藤病院	宇都宮市西3-1-11	028-633-9261	5	1	
23	宇都宮南病院	宇都宮市八千代1-2-11	028-658-5511	8	5	
24	原眼科病院	宇都宮市西1-1-11	028-636-5233	4	-	
25	国立病院機構宇都宮病院	宇都宮市下岡本町2160	028-673-2111	40	10	
26	栃木県立岡本台病院	宇都宮市下岡本町2162	028-673-2211	10	-	
27	白澤病院	宇都宮市白沢町1813-16	028-673-0011	6	3	
28	藤井脳神経外科病院	宇都宮市中岡本町461	028-673-6211	20	4	

(2) 上都賀郡市医師会 [収容計画数 170床、うち重症患者 36床]

番号	医療機関名	所在地	電話番号	収容能力	うち重症患者	助産施設の有無
29	上都賀総合病院	鹿沼市下田町1-1033	0289-64-2161	30	6	有
30	御殿山病院	鹿沼市今宮町1682-2	0289-64-2131	20	4	
31	西方病院	栃木市西方町金崎273-3	0282-92-2323	20	4	
32	森病院	日光市今市674	0288-22-1024	15	3	
33	川上病院	日光市並木町2-5	0288-22-2311	15	3	
34	今市病院	日光市今市381	0288-22-2200	25	5	
35	日光市民病院	日光市清滝安良沢町1752-10	0288-50-1188	20	4	
36	獨協医科大学 日光医療センター	日光市高德632	0288-76-1515	20	5	
37	足尾双愛病院	日光市砂畑4147-2	0288-93-2011	5	2	

(3) 下都賀郡市医師会 [収容計画数 97床、うち重症患者 29床]

番号	医療機関名	所在地	電話番号	収容能力	うち重症患者	助産施設の有無
38	とちぎメディカルセンター とちのき	栃木市大町39-5	0282-22-7722	30	5	
39	とちぎメディカルセンター しもつが	栃木市大平町川連420-1	0282-22-2551	50	20	
40	中野病院	栃木市祝町8-1	0282-22-0031	5	-	
41	藤沼医院	栃木市大平町富田592-1	0282-43-2233	4	2	
42	多島外科胃腸科	壬生町壬生甲3072-1	0282-82-7500	2	-	
43	整形外科メディカルパパス	栃木市大平町西水代1943-1	0282-45-1366	4	2	
44	クララクリニック	壬生町壬生甲車塚3312-1	0282-83-1311	2	-	有

(4) 小山地区医師会 [収容計画数 126床、うち重症患者 26床]

番号	医療機関名	所在地	電話番号	収容能力	うち重症患者	助産施設の有無
45	石橋総合病院	下野市下古山1-15-4	0285-53-1134	30	5	
46	都丸整形外科	下野市文教1-11-16	0285-52-1010	3	-	
47	小金井中央病院	下野市小金井2-4-3	0285-44-7000	15	3	
48	光南病院	小山市乙女795	0285-45-7711	5	2	
49	星野病院	小山市栗宮1-7-8	0285-23-7227	8	2	
50	船田内科外科医院	小山市松沼578	0285-37-0010	3	-	
51	小山厚生病院	小山市八幡町2-10-6	0285-22-1105	1	-	
52	新小山市市民病院	小山市神鳥谷2251-1	0285-36-0200	50	10	
53	杉村病院	小山市城山町2-7-18	0285-25-5533	6	4	
54	新上三川病院	上三川町上三川2360	0285-56-7111	5	-	

(5) 佐野市医師会 [収容計画数 164床、うち重症患者 35床]

番号	医療機関名	所在地	電話番号	収容能力	うち重症患者	助産施設の有無
55	佐野厚生総合病院	佐野市堀米町1728	0283-22-5222	100	20	有
56	両毛病院	佐野市堀米町1648	0283-22-6150	5	-	
57	佐野医師会病院	佐野市植上町1677	0283-22-5358	30	6	
58	佐野市民病院	佐野市田沼町1832-1	0283-62-5111	29	9	

(6) 足利市医師会 [収容計画数 251床、うち重症患者 74床]

番号	医療機関名	所在地	電話番号	収容能力	うち重症患者	助産施設の有無
59	青木病院	足利市本城1-1560	0284-41-2213	5	1	
60	足利赤十字病院	足利市五十部町284-1	0284-21-0121	155	54	有
61	足利第一病院	足利市大月町1031	0284-44-1212	12	4	
62	足利中央病院	足利市下波垂町447	0284-72-8401	5	2	
63	今井病院	足利市田中町100	0284-71-0181	20	4	
64	鈴木病院	足利市栄町1-3412	0284-21-2854	6	2	
65	長崎病院	足利市伊勢町1-4-7	0284-41-2230	10	3	
66	本庄記念病院	足利市堀込町2859	0284-73-1199	10	2	
67	前沢病院	足利市福居町1210	0284-71-3191	5	-	
68	皆川病院	足利市多田木町1168-1	0284-91-2188	10	2	
69	浅岡医院	足利市相生町387	0284-41-8188	4	-	有
70	栃木産科婦人科医院	足利市錦町14	0284-41-3378	4	-	有
71	医療法人廣和会両毛クリニック	足利市中川町3546-5	0284-72-5522	5	-	

(7) 塩谷郡市医師会 [収容計画数 100床、うち重症患者 15床]

番号	医療機関名	所在地	電話番号	収容能力	うち重症患者	助産施設の有無
72	矢板南病院	矢板市乙畑1735-9	0287-48-2555	5	-	
73	きうち産婦人科医院	矢板市富田548-1	0287-43-5600	4	-	有
74	国際医療福祉大学塩谷病院	矢板市富田77	0287-44-1155	40	8	
75	尾形クリニック	矢板市末広町45-3	0287-43-2230	3	1	
76	佐藤病院	矢板市土屋18	0287-43-0758	2	-	
77	村井胃腸科外科クリニック	矢板市木幡1308-20	0287-40-3055	2	1	
78	黒須病院	さくら市氏家2650	028-682-8811	30	5	
79	菅又病院	高根沢町花岡2351	028-676-0311	5	-	
80	高根沢中央病院	高根沢町光陽台3-16-1	028-675-1133	5	-	
81	さくら産院	さくら市氏家2190-5	028-682-3000	4	-	有

(8) 那須都市医師会 [収容計画数 276床、うち重症患者 80床]

番号	医療機関名	所在地	電話番号	収容能力	助産施設の有無	
					うち重症患者	の有無
82	那須赤十字病院	大田原市中中原1081-4	0287-23-1122	80	30	有
83	那須中央病院	大田原市下石上1453	0287-29-2121	15	3	
84	室井病院	大田原市末広1-2-5	0287-23-6622	10	-	
85	原眼科医院	大田原市末広1-5-27	0287-24-0011	6	-	
86	藤田医院	大田原市野崎2-7-14	0287-29-0010	4	-	
87	菅間記念病院	那須塩原市大黒町2-5	0287-62-0733	40	10	有
88	黒磯病院	那須塩原市高砂町3-5	0287-62-0961	5	-	
89	那須脳神経外科病院	那須塩原市野間453-14	0287-62-5500	10	2	
90	福島整形外科病院	那須塩原市弥生町1-10	0287-62-0805	12	2	
91	栃木県医師会塩原温泉病院	那須塩原市塩原1333	0287-32-4111	10	3	
92	国際医療福祉大学病院	那須塩原市井口537-3	0287-37-2221	80	30	有
93	見川医院	那須町湯本212	0287-76-2204	4	-	

(9) 南那須医師会 [収容計画数 40床、うち重症患者 9床]

番号	医療機関名	所在地	電話番号	収容能力	助産施設の有無	
					うち重症患者	の有無
94	烏山台病院	那須烏山市瀧田1868-18	0287-82-2739	10	2	
95	南那須地区広域行政事務組合立 那須南病院	那須烏山市中央3-2-13	0287-84-3911	20	5	
96	高野病院	那珂川町馬頭2068	0287-92-2520	10	2	

(10) 芳賀都市医師会 [収容計画数 72床、うち重症患者 8床]

番号	医療機関名	所在地	電話番号	収容能力	助産施設の有無	
					うち重症患者	の有無
97	芳賀赤十字病院	真岡市中郷271	0285-82-2195	50	4	有
98	福田記念病院	真岡市並木町3-10-6	0285-84-1171	10	2	
99	真岡病院	真岡市荒町3-45-16	0285-84-6311	4	2	
100	菊池病院	益子町塙316	0285-72-3235	5	-	
101	医療法人普門院診療所	益子町益子4469	0285-72-7122	3	-	

(11) 大学医師会 [収容計画数 448床、うち重症患者 76床]

番号	医療機関名	所在地	電話番号	収容能力	助産施設の有無	
					うち重症患者	の有無
102	自治医科大学附属病院	下野市薬師寺3311-1	0285-44-2111	216	30	有
103	獨協医科大学病院	壬生町北小林880	0282-86-1111	232	46	有

○収容計画総括表

医師会名	収容計画数(床)	うち重症患者(床)	助産施設数
宇都宮市医師会	757	118	1
上都賀郡市医師会	170	36	1
下都賀郡市医師会	97	29	1
小山地区医師会	126	26	0
佐野市医師会	164	35	1
足利市医師会	251	74	3
塩谷郡市医師会	100	15	2
那須郡市医師会	276	80	3
南那須医師会	40	9	0
芳賀郡市医師会	72	8	1
大学医師会	448	76	2
合計	2,501	506	15

3-13-4 入所施設を有する助産所一覧表

(R4.4.1現在)

施設名	所在地	電話番号	入所施設数
ことり助産院	鹿沼市上南摩町92-25	0289-77-3553	2
まごあ〜ずへいぶん佐藤助産院	下野市薬師寺3178-10	0285-44-3603	2
こうのとりのり助産院	大田原市中田原499-13	0287-48-7775	3
きらり助産院	那須塩原市四区町727-261	0287-47-7754	2
ママと赤ちゃんの家	那須塩原市埼玉451-1	0287-62-9809	2
さくら産後院	さくら市卯の里1-11-1	028-612-5005	3

栃木県保健医療福祉調整本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調整本部の設置)

第2条 栃木県災害対策本部条例（昭和37年栃木県条例第44号。以下「条例」という。）に規定する栃木県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置される場合又は保健福祉部長が必要と認める場合は、保健福祉部に調整本部を設置する。

(調整本部の所掌事務)

第3条 調整本部は、災害時の保健医療福祉活動を実施するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 災害時の保健医療福祉活動に係る総合調整に関すること。
- (2) 災害及び被害状況等に関する情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (3) 都道府県及び関係機関等への協力要請、待機要請、派遣要請及び出動要請に関すること。
- (4) 県内被災市町、国及び他都道府県等からの依頼に基づく保健医療福祉活動に関すること。
- (5) その他保健医療福祉調整本部長（以下「調整本部長」という。）が必要と認める業務に関すること。

(調整本部の組織)

第4条 調整本部は、調整本部長、保健医療福祉調整本部長代行（以下「調整本部長代行」という。）、保健医療福祉調整副本部長（以下「調整副本部長」という。）及び保健医療福祉調整本部員（以下「調整本部員」という。）をもって構成する。

- 2 調整本部長には保健福祉部長を、調整本部長代行には保健医療監又はその相当の職にある者を、調整副本部長には次長兼保健福祉課長、医療政策課長及び保健福祉部次長を、調整本部員には前条に定める業務を行うために必要な職員をもって充てる。
- 3 調整本部長は、調整本部に災害医療コーディネータチームを置くことができる。
- 4 災害医療コーディネータチームは、一般社団法人栃木県医師会長、統括災害医療コーディネーター、栃木県DMATのうち統括DMATの資格を有する者（以下「統括DMAT」という。）及び調整本部長が必要と認める者をもって構成し、医療の専門的見地から、前条に定める業務を行う。
- 5 一般社団法人栃木県医師会長は、災害医療コーディネータチームを統括する。
- 6 調整本部長代行は、必要に応じて調整本部長に代わり職務を代行する。
- 7 調整副本部長は、調整本部長及び調整本部長代행을補佐し、調整本部長及び調整本部長代行に事故あるときは、その職務を代理する。

(調整本部会議)

第5条 保健医療福祉活動に関する情報の共有・整理・分析及び対策の検討を行うため、調整本部に調整本部会議を置く。

- 2 調整本部会議は、別記第1の表に掲げる各会議及びその他本部長が必要と認める会議とする。

(医療圏別保健医療福祉調整本部の設置)

第6条 条例に規定する現地災害対策本部（以下「現地災害対策本部」という。）が設置される場合又は調整本部長が必要と認める場合は、被災地に医療圏別保健医療福祉調整本部（以下「医療圏別調整本部」という。）を設置する。

(医療圏別調整本部の所掌業務)

第7条 医療圏別調整本部は、災害時の保健医療福祉活動を実施するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 被災した地域の保健医療福祉活動に係る総合調整に関すること。
- (2) 災害及び被害状況等に関する情報の収集及び調整本部への報告に関すること。
- (3) 関係市町及び医療圏内の関係機関等との連絡調整に関すること。
- (4) 地域災害医療対策会議の開催に関すること。
- (5) その他医療圏別保健医療福祉調整本部長（以下「医療圏別本部長」という。）が必要と認める業務に関すること。

(医療圏別調整本部の組織)

第8条 医療圏別調整本部は、医療圏別本部長、医療圏別保健医療福祉調整本部長代行（広域健康福祉センター所長と保健所長が異なる場合に置く。以下「医療圏別本部長代行」という。）、医療圏別保健医療福祉調整副本部長（以下「医療圏別副本部長」という。）及び医療圏別保健医療福祉調整本部員（以下「医療圏別本部員」という。）をもって構成する。

- 2 医療圏別本部長には広域健康福祉センター所長を、医療圏別本部長代行には保健所長を、医療圏別副本部長には広域健康福祉センター次長及び地域健康福祉センター所長を、医療圏別本部員には前条に定める業務を行うために必要な職員をもって充てる。
- 3 前2項に定めるもののほか、必要に応じて医療圏別副本部長に広域健康福祉センター総務福祉部長補佐（総括）又は広域健康福祉センター地域保健部長補佐（総括）を充てることとする。
- 4 医療圏別本部長代行は、必要に応じて医療圏別本部長に代わり職務を代行する。
- 5 医療圏別副本部長は、医療圏別本部長及び医療圏別本部長代행을補佐し、医療圏別本部長及び医療圏別本部長代行に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 医療圏別本部長は、医療圏別調整本部に地域災害医療コーディネーターチームを置くことができる。
- 7 地域災害医療コーディネーターチームは、地域災害医療コーディネーター、地域の医師会、災害拠点病院等の地域中核病院及び保健医療関係団体等の職員、統括 DMAT 及び医療圏別本部長が必要と認める者をもって構成し、医療の専門的見地から、前条に定める業務を行う。
- 8 地域災害医療コーディネーターは、地域災害医療コーディネーターチームを統括する。

(地域災害医療対策会議)

第9条 医療圏別調整本部に地域災害医療対策会議を置く。

- 2 地域災害医療対策会議は、広域健康福祉センター、関係市町等の職員、地域の医師会、災害拠点病院等の地域中核病院、保健医療関係団体等の医療関係者及びその他医療圏別本部長が必要と認める者をもって構成し、必要に応じ医療圏別本部長が会議を招集し、主宰する。
- 3 地域災害医療対策会議は、避難所等での保健医療福祉ニーズを適切かつ詳細に把握・分析した上で、調整本部等から派遣された医療チーム等を配置調整するなどのコーディネーター機能が十

分に発揮できる体制の整備について協議決定し、及びその実施を推進する。

(解散)

第10条 調整本部長は、災害対策本部が解散される場合又は被災地の保健医療福祉活動が概ね終了したと認める場合は、調整本部を解散する。

2 調整本部長は、現地災害対策本部が解散される場合又は被災医療圏の保健医療福祉活動が概ね終了したと認める場合は、医療圏別調整本部を解散する。

(秘密を守る義務)

第11条 調整本部又は医療圏別調整本部において業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(実費弁償等)

第12条 調整本部長又は医療圏別本部長の要請に基づき、調整本部又は医療圏別調整本部に出務した者の実費弁償は、他に特別の定めがある場合を除き、出務した1日につき、災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）第8条により知事が別に定める実費弁償の額を支給する。

2 調整本部長又は医療圏別本部長の要請に基づき、調整本部又は医療圏別調整本部に出務した者が、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、他に特別の定めがある場合を除き、災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和39年栃木県条例第11号）の例により扶助金を支給する。

(庶務)

第13条 調整本部は、栃木県保健福祉部保健福祉課において処理する。ただし、災害医療コーディネートチームについては、同部医療政策課において処理する。

2 医療圏別調整本部は、広域健康福祉センターにおいて処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、調整本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5（2023）年3月20日から施行する。

2 栃木県保健医療調整本部設置要綱（平成31（2019）年3月22日制定）は、廃止する。

別記第1（第5条関係）保健医療福祉調整本部会議について

会議名称	開催決定者	構成員	主な検討項目
初動会議	保健福祉課総務主幹が開催決定	調整本部長、調整本部長代行、調整副本部長（次長兼保健福祉課長・医療政策課長、次長）、総務主幹（本部事務局員）	ア 災害対策本部からの指示、依頼事項の報告 イ 各班からの被害状況及び登庁状況の報告 ウ 班長会議開催準備に関すること エ その他必要と思われる事項
班長会議	初動会議で開催決定し、調整本部長が招集	調整本部長、調整本部長代行、調整副本部長（次長兼保健福祉課長・医療政策課長、次長）、総務主幹（本部事務局員）、各班長（各課長）	ア 災害対策本部からの指示、依頼事項 イ 各班からの被害状況及び活動状況の報告 ウ 各班からの応援物資等の要求 （事前に災害対策本部に伝えてある場合は結果報告） エ その他必要と思われる事項
保健医療福祉活動チーム対策会議	調整本部長代行、副調整本部長（医療政策課長）が開催決定	調整本部長代行、調整副本部長（医療政策課長）、災害医療コーディネーターチーム統括（県医師会長）、統括DMAT、統括災害医療コーディネーター等	ア 災害対策本部及び調整本部からの指示、依頼事項 イ 各保健医療福祉活動チームの活動方法の検討 ウ 各保健医療福祉活動チームの受援についての検討 エ その他必要と思われる事項
保健医療福祉調整本部保健医療福祉活動チーム連絡会議	保健福祉班・医療政策班が開催決定	調整本部員、統括DMAT、統括災害医療コーディネーター、各保健医療福祉活動チームの代表等	ア 調整本部からの指示、依頼事項 イ 各保健医療福祉活動チーム活動状況の共有 ウ 各保健医療福祉活動チームの課題の共有及び対策の検討 エ その他必要と思われる事項

栃木県
災害時保健医療福祉
活動マニュアル

令和2(2020)年4月作成
令和3(2021)年3月改訂
令和5(2023)年3月改訂

目 次

序章

1	マニュアル作成の趣旨	1
2	マニュアルの目的	1
3	マニュアルの位置づけ	1
4	マニュアルの構成	2
5	被害想定	2
6	対象期間	3
7	栃木県保健福祉部大規模災害発生時の体制	4

第1章 保健医療福祉調整本部の活動

1	はじめに	5
(1)	保健医療福祉調整本部の位置づけ	5
(2)	保健医療福祉調整本部設置基準	5
(3)	所掌事務	5
(4)	設置場所	5
(5)	組織・体制	7
(6)	設置フロー	8
2	被災情報の収集と共有	10
3	対象期間別活動内容	11
(1)	初動期 救出救命期	11
(2)	初動期 避難救助期	12
(3)	応急対策期	13
(4)	復旧・復興期	13
4	保健医療福祉調整本部会議	13
(1)	初動会議	13
(2)	班長会議	13
(3)	保健医療福祉活動チーム対策会議	14
(4)	保健医療福祉活動チーム連絡会議	14
5	保健医療福祉調整本部各班の業務	14
6	受援・応援体制	16
(1)	保健福祉部内受援・応援体制	16
(2)	保健医療福祉活動チーム等の受援・応援体制	16
7	保健医療福祉調整本部活動タイムライン	18
8	保健医療福祉活動チームの例	21

第2章 医療救護活動

1	組織・体制	22
(1)	栃木県の災害医療体制	22
ア	全体図	22
イ	発災（震度6弱以上）直後の活動体制	24
ウ	災害時緊急連絡体制図	25
エ	栃木県災害医療体制圏域図	26
(2)	県の組織と初動体制	27
ア	県保健医療福祉調整本部	27
イ	災害医療コーディネーターチーム	28
ウ	DMA T調整班（DMA T県調整本部）	29
エ	総合調整班	33
オ	災害医療コーディネーター	34
カ	医療圏別保健医療福祉調整本部	37
(3)	市町の役割等	41
ア	救護所の設置・運営	41
イ	情報収集・提供体制	41
ウ	支援要請	41
(4)	関係機関の役割等	42
ア	災害拠点病院（DMA T指定医療機関）	42
イ	ドクターヘリ基地病院	43
ウ	医療機関	43
エ	医療関係団体	43
2	情報収集と伝達	47
(1)	災害時の情報伝達手段の確保	47
(2)	情報収集・伝達体制	47
(3)	県民への情報提供	47
3	救護所の設置	48
(1)	主な役割	48
(2)	設置基準	48
(3)	設置場所	48
(4)	初動	48
(5)	設置の報告	49
(6)	設置の広報	49
4	DMA T・医療救護班・ドクターヘリの活動	50
(1)	DMA T（災害派遣医療チーム）の編成	50
(2)	DMA Tの活動内容	50
(3)	医療救護班の活動内容	50
(4)	ドクターヘリの活動内容	51

5	傷病者の搬送	52
(1)	傷病者の搬送調整	52
(2)	地域医療搬送（域内搬送）	52
ア	消防機関等による搬送	52
イ	航空機による搬送	52
(3)	広域医療搬送（域外搬送）	53
ア	広域医療搬送の決定及び航空機の調整	53
イ	航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運営	53
6	医薬品、医療機器類（衛生材料含む）の供給体制	54
7	宇都宮市との連携	55
(1)	情報の共有及び連絡体制	55
ア	災害時の情報伝達手段の確保	55
イ	情報共有・提供体制	55
(2)	地域災害医療コーディネーターの活動	55
(3)	DMA T・医療救護班・ドクターヘリ等の派遣	56
(4)	傷病者の搬送	56
8	平時の取組	57
(1)	関係機関による検討体制	57
(2)	訓練・研修、人材育成	57
(3)	災害時医療救護活動のための体制整備	57
ア	県（広域健康福祉センター）	57
イ	市町	58
ウ	医療機関	58
エ	災害拠点病院（DMA T指定医療機関）	58
オ	医療関係団体	58

第3章 医療圏別保健医療福祉調整本部の活動

1	はじめに	59
(1)	本章の位置付け	59
(2)	医療圏別保健医療福祉調整本部設置基準	59
(3)	所掌事務	59
(4)	設置場所	60
(5)	組織・体制	60
2	健康福祉センターにおける災害対応等	61
(1)	各班の平常時業務における基本的対応事項	61
(2)	災害発生時における基本的な班編制	64
(3)	各配備区分における健康福祉センターの対応事項	65
(4)	災害時連絡員	67

(5)	災害発生時における待機・解除	68
ア	勤務時間中の対応	68
イ	勤務時間外（休日・夜間）の対応	68
(6)	休日等勤務時間外における人員体制	69
ア	注意体制	69
イ	警戒体制	70
イ	非常配備体制	71
3	管轄地域外での活動	72
(1)	県内管轄地域外における活動	72
4	災害時の時系区分における各班の対応事項	73
(1)	初動体制の整備から班編成まで	73
(2)	総合調整班	74
(3)	総務班	76
(4)	医療救護支援班	77
(5)	保健福祉活動班	78
(6)	感染症対策・生活衛生班	80
ア	感染症対策	80
イ	生活衛生対策	82
5	被害情報等の報告・共有	84
(1)	情報収集	84
(2)	報告手段	84
6	様式集	
様式1号	庁舎被害・職員参集・通信手段状況報告書	86
様式2-1号	施設被害状況報告作業シート【健康福祉センター用】	87
様式2-2号	施設被害状況報告作業シート【高齢対策課用】	88
様式2-3号	施設被害状況報告作業シート【障害福祉課用】	89
様式2-4号	施設被害状況報告作業シート【子ども政策課・人権・青少年男女参画課用】	90
様式3号	避難所及び救護所状況報告書	91
様式4号	各健康福祉センター・本庁各課における災害時連絡員の報告について	92

別添 参考資料

- 1 栃木県保健医療福祉調整本部設置要綱【第1章関係】
- 2 栃木県災害医療コーディネーター設置要綱【第2章関係】
- 3 栃木県災害医療コーディネーター名簿【第2章関係】
- 4 栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会運営規程【第2章関係】
- 5 栃木県DMAT運営要綱【第2章関係】
- 6 栃木県DMAT運用計画【第2章関係】
- 7 栃木県DMAT派遣に関する協定書【第2章関係】

- 8 栃木県と医療関係団体との災害時の医療救護に関する協定書【第2章関係】
- 9 平成24年3月21日付け厚生労働省医政局長通知「災害時における医療体制の充実強化について」【第2章関係】
- 10 平成25年9月4日付け厚生労働省医政局指導課長通知「病院におけるBCPの考え方に基づいた災害医療マニュアルについて」【第2章関係】
- 11 備蓄医薬品・医療機器類（衛生材料含む）の供給体制【第2章関係】
- 12 災害時における在宅人工呼吸器装置難病患者支援マニュアル（抜粋）「災害発生時における関係機関対応図（災害発生直後～24時間）」「栃木県神経難病医療ネットワーク推進事業について」【第2章関係】
- 13 災害時透析医療ガイドライン（抜粋）「透析患者の災害時透析医療情報連絡の流れ」「栃木県透析医会の災害時の対応」（25年1月現在）【第2章関係】
- 14 休日等勤務時間外における人員体制について【第3章関係】
- 15 県内の災害発生時における県職員の参集基準【第3章関係】
- 16 被害情報等照会・報告の流れ【第3章関係】

序 章

1 マニュアル作成の趣旨

本県では、東日本大震災での教訓を踏まえ、大規模災害時における迅速かつ的確な医療提供体制を確保するため、医療の専門的見地からの調整・判断が可能な体制を整備する必要があることから、これまでに災害医療本部等の設置、災害医療コーディネーターの委嘱、栃木県医師会を始めとする医療関係団体との医療救護活動に関する協定を締結するなど体制整備を進め、大規模災害発生時における人的被害を想定した「栃木県災害医療体制運用マニュアル」を制定し対応してきた。

しかしながら、その後発生した平成 28 年熊本地震における対応において、医療チームや保健師チーム等の保健医療活動チームの情報共有に関する課題が指摘され、各都道府県における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について、保健医療調整本部を設置するよう厚生労働省 5 部局等から通知が出され、本県においても、通知に基づき「栃木県保健医療調整本部設置要綱（平成 31 年 3 月 22 日施行）」を制定したところである。これに伴い、「栃木県災害医療本部設置要綱（平成 24 年 8 月 1 日施行）」を廃止した。

本マニュアルは、大規模災害時に速やかに保健医療調整本部を設置するとともに、保健医療福祉に係る活動チームの派遣調整、情報の収集及び分析等の総合調整が迅速に行うことができるよう、これまでの医療体制に保健・福祉体制を加えその運用について示すものとして、令和 2（2020）年 4 月に作成した。

このたび、厚生労働省から「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制整備について」（令和 4 年 7 月 22 日付け）が発出され、「保健医療福祉調整本部」が位置づけられたことから、本県においても、栃木県保健医療調整本部設置要綱を改正し、本部名称を改めるとともに、「栃木県災害医療体制運用マニュアル」を第 2 章「医療救護活動」とした、第 1 章～ 3 章の構成に改訂する。

2 マニュアルの目的

本マニュアルは、「栃木県地域防災計画」に定める保健医療体制の整備や医療救護及び保健衛生福祉活動等のうち、保健福祉部が実施すべき具体的な行動内容を示し、災害時において、関係機関が相互に連携し、迅速かつ的確な保健・医療・福祉活動を実施することを目的とする。

3 マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、栃木県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱及び栃木県災害時応急活動マニュアルに基づき、保健福祉部に設置する保健医療福祉調整本部及び医療圏別保健医療福祉調整本部が実施する災害時応急対策について示すものとして位置づける。

4 マニュアルの構成

章	項目	主な内容
第1章	保健医療福祉調整本部の活動	保健医療福祉調整本部の設置及び役割、活動体制について
第2章	医療救護活動	災害医療コーディネートチーム等医療関係者との連携体制について（「栃木県災害医療体制運用マニュアル」を改訂）
第3章	医療圏別保健医療福祉調整本部の活動	医療圏域別保健医療福祉調整本部の設置・活動内容及び未設置時の健康福祉センターの活動について（「健康福祉センター災害時活動マニュアル」を改訂）

5 被害想定

本マニュアルは、主に、県の災害対策本部が設置されるような地震・風水害等の大規模な災害を想定して作成している。

【参考】

- ※災害対策本部は、次に掲げる時に設置し、災害の発生するおそれが解消し、かつ災害応急対策が概ね完了したときに解散する
- ・県内で震度6弱以上の地震が発生したとき
 - ・県内に特別警報が発表されたとき
 - ・県内で最大風速40m/sを観測したとき
 - ・大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めるとき
 - ・災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合において知事が必要と認めるとき

【栃木県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱 第2条】

なお、県内において災害が発生又は発生するおそれがある場合、体制区分配備基準は下記のとおりとする。

【震災】

体制等	災害の態様（震度）
注意体制	小規模な災害が発生した場合 （震度4以下の地震により人的・住家被害が発生した場合）
警戒体制	①中規模な災害が発生するおそれがある場合 ②中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合 （震度5弱強の地震が発生した場合）
第2非常配備	大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合 （県内で震度6弱以上の地震が発生した場合）

※震災対応においては、震度6弱以上の地震が発生したときは、自動的に第2非常配備（全庁による体制）をとることになるため、第1非常配備（応急業務を担当する本部の部班、支部の班における所要の人員による体制）をとることはない。

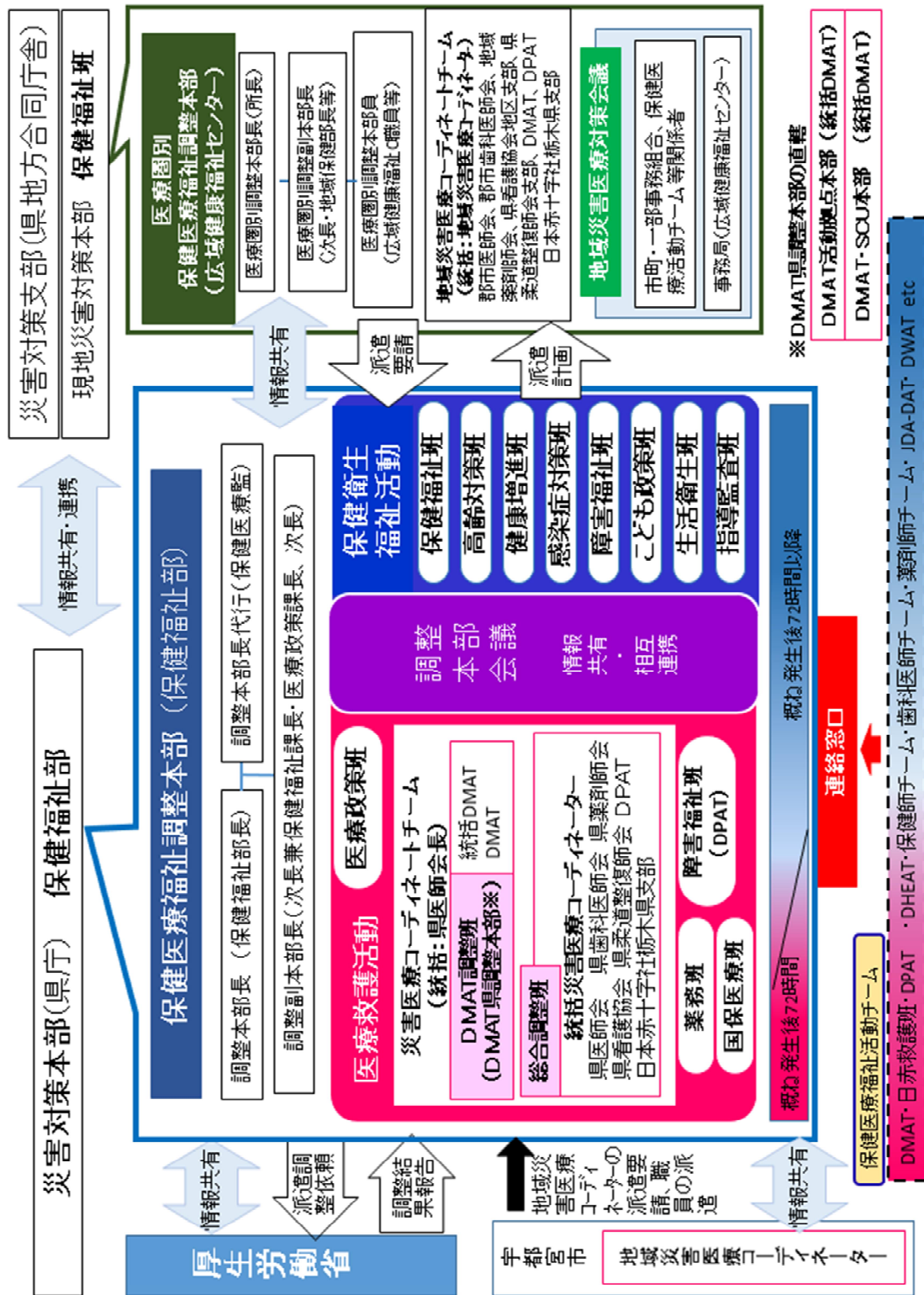
【風水雪】

体制等	災害の態様
注意体制	災害警戒本部を設置するに至らない小規模な災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合
第1警戒体制	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (台風接近、集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合等)
第2警戒体制 ※水害時のみ 設置	大規模な災害の発生が予見される場合
第1非常配備	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
第2非常配備	①県内に特別警報が発表された場合 ②県内で最大風速 40m/s を観測したとき ③災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合

6 対象期間

区分		想定期間	状況	
フェーズ 0	初動期	救出救命期	発災～6時間	建物の倒壊や火災又は洪水等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
フェーズ 1		避難救助期	6時間～72時間	救助された傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶しており、十分な救援が受けられない状況
フェーズ 2	応急対策期	亜急性期 前期	72時間～7日	被害状況が概ね把握でき、ライフライン等の復旧も始まり、人的・物的支援が受け入れられる状況 (避難所対策が中心の期間)
フェーズ 3		亜急性期 後期	8日～14日	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧し、再開していく状況 (災害救助法適用期間)
フェーズ 4	復旧・復興期	慢性期	2週間以降	避難生活が長期化しているが、ほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況

7 栃木県保健福祉部大規模災害発生時の体制



第 1 章 保健医療福祉調整本部の活動

1 はじめに

(1) 保健医療福祉調整本部の位置づけ

栃木県保健医療福祉調整本部（以下、「調整本部」という。）は、栃木県災害対策本部保健福祉部として位置付ける。

(2) 保健医療福祉調整本部設置基準

栃木県災害対策本部条例（昭和 37 年栃木県条例第 44 号）に規定する栃木県災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）が設置される場合又は保健福祉部長が必要と認める場合は、保健福祉部に調整本部を設置する。【設置要綱第 2 条】

【保健福祉部長が必要と認める場合の例】

- ア 県内において震度 5 弱・5 強の地震で相当規模の死傷者が発生、又は発生するおそれがあるとき
- イ 県内において警戒レベル 4 以上で相当規模の死傷者が発生、又は発生するおそれがあるとき
- ウ 県内において噴火警戒レベル 4 以上で相当規模の死傷者が発生、又は発生するおそれがあるとき
- エ 県内において武力攻撃事態等が発生し、相当規模の死傷者が発生、又は発生するおそれがあるとき
- オ その他、相当規模の死傷者が発生、又は発生するおそれがあるとき

(3) 所掌事務

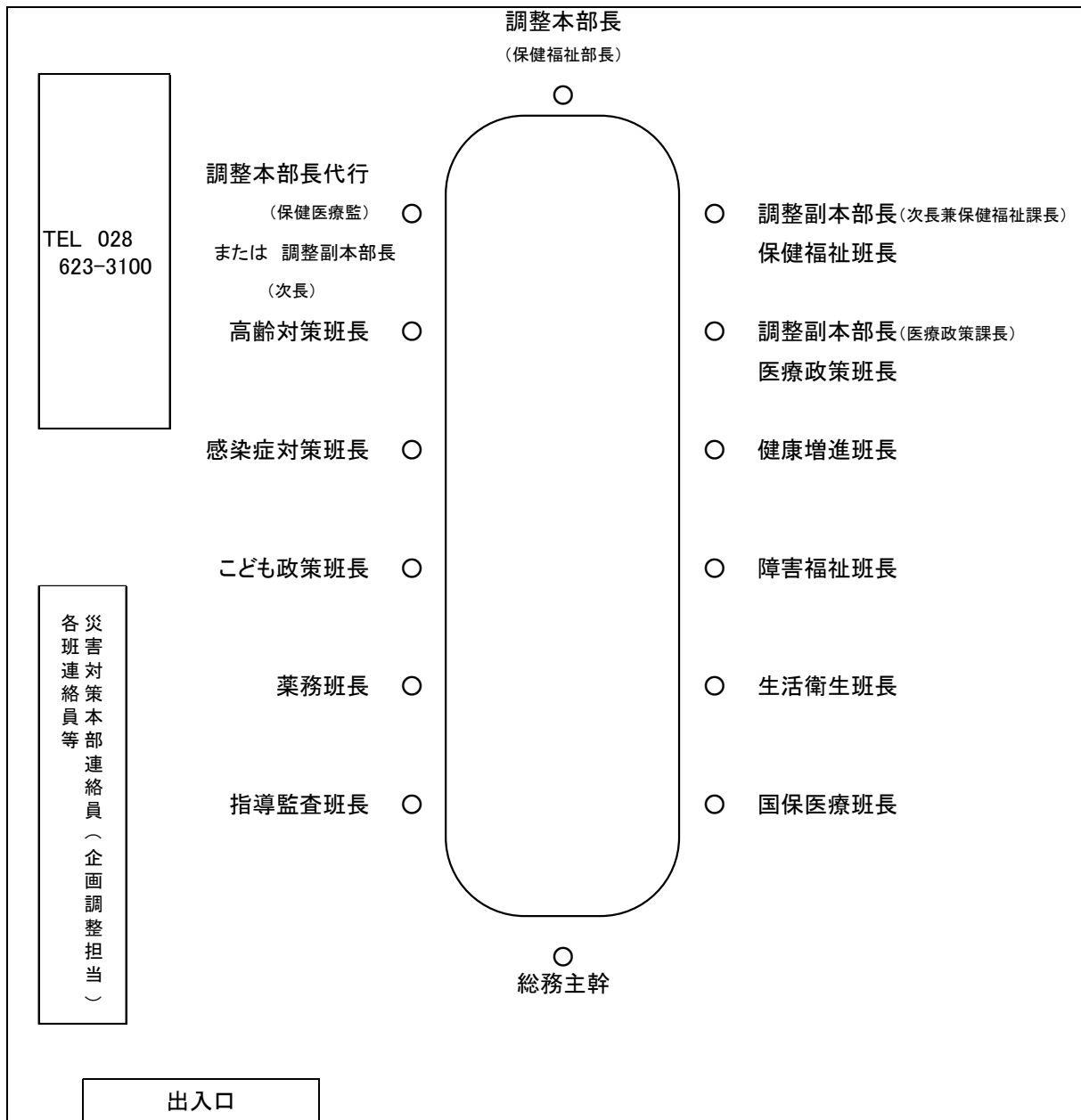
調整本部は、災害時の保健医療福祉活動を実施するため、次に掲げる業務を行う。

- ア 災害時の保健医療福祉活動に係る総合調整に関すること。
- イ 災害及び被害状況等に関する情報の収集、分析及び提供に関すること。
- ウ 都道府県及び関係機関等への協力要請、待機要請、派遣要請及び出動要請に関すること。
- エ 県内被災市町、国及び他都道府県等からの依頼に基づく保健医療福祉活動に関すること。
- オ その他、保健医療福祉調整本部長（以下、「調整本部長」という。）が必要と認める業務に関すること。

(4) 設置場所

- ・調整本部：東館 4 階講堂
- ・調整本部各会議開催場所：保健福祉部長室（部長室が使用できない場合は部内会議室等）

<調整本部班長会議レイアウト>



【「栃木県災害時応急活動マニュアル」より】

(5) 組織・体制

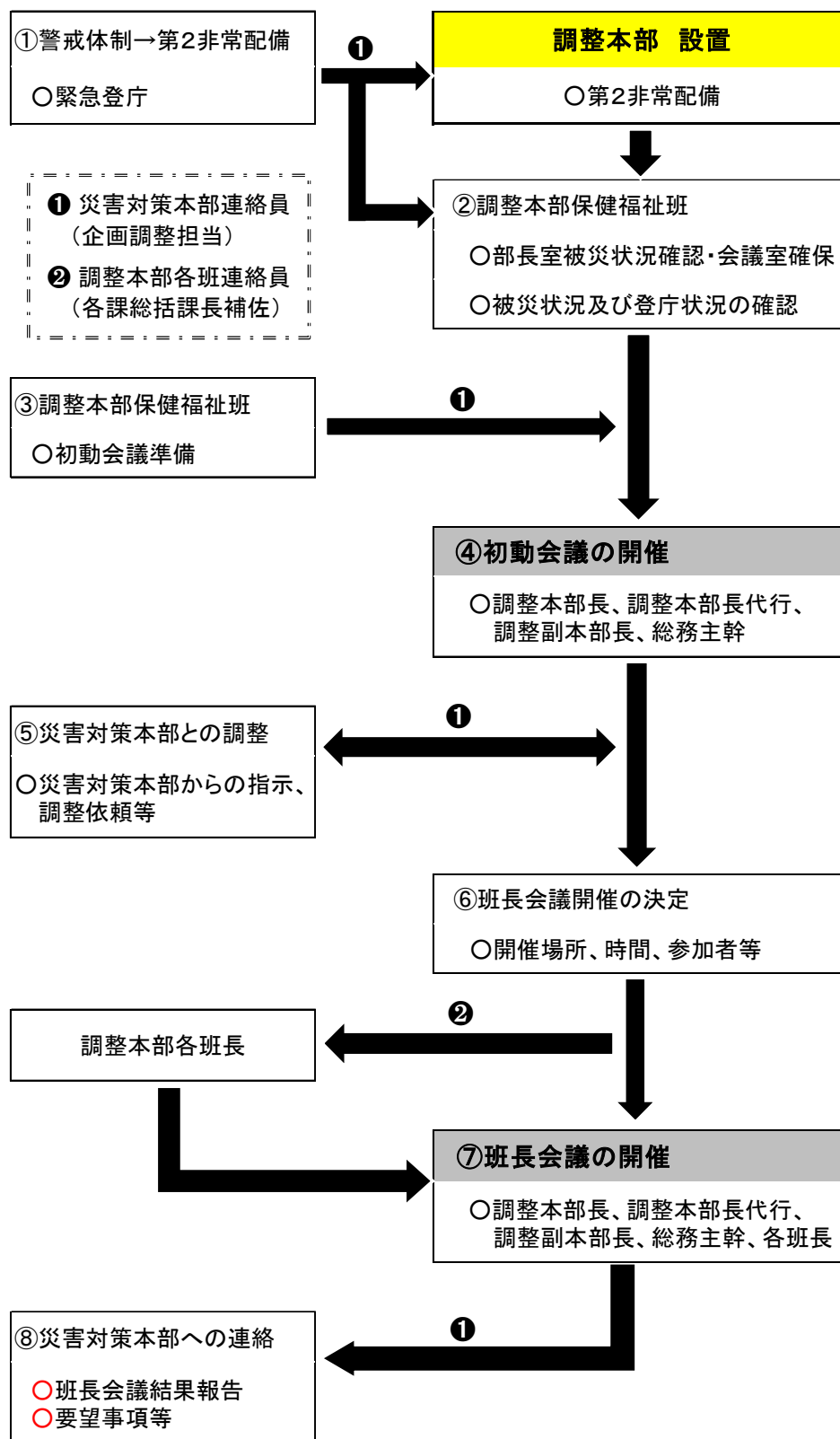
調整本部は、保健医療福祉調整本部長（以下、「調整本部長」という。）、保健医療福祉調整本部長代行（以下、「調整本部長代行」という。）、保健医療福祉調整本部副本部長（以下、「調整副本部長」という。）及び保健医療福祉調整本部員（以下、「調整本部員」という。）を持って構成する。調整本部長には保健福祉部長を、調整本部長代行には保健医療監又はその相当の職にある者を、調整副本部長には次長兼保健福祉課長及び医療政策課長、保健福祉部次長を、調整本部員には保健福祉部内各課（以下、「各班」という。）から必要な職員をもって充てる。



【「栃木県災害時応急活動マニュアル」より】

(6) 設置フロー

<災害対策本部設置との関係>



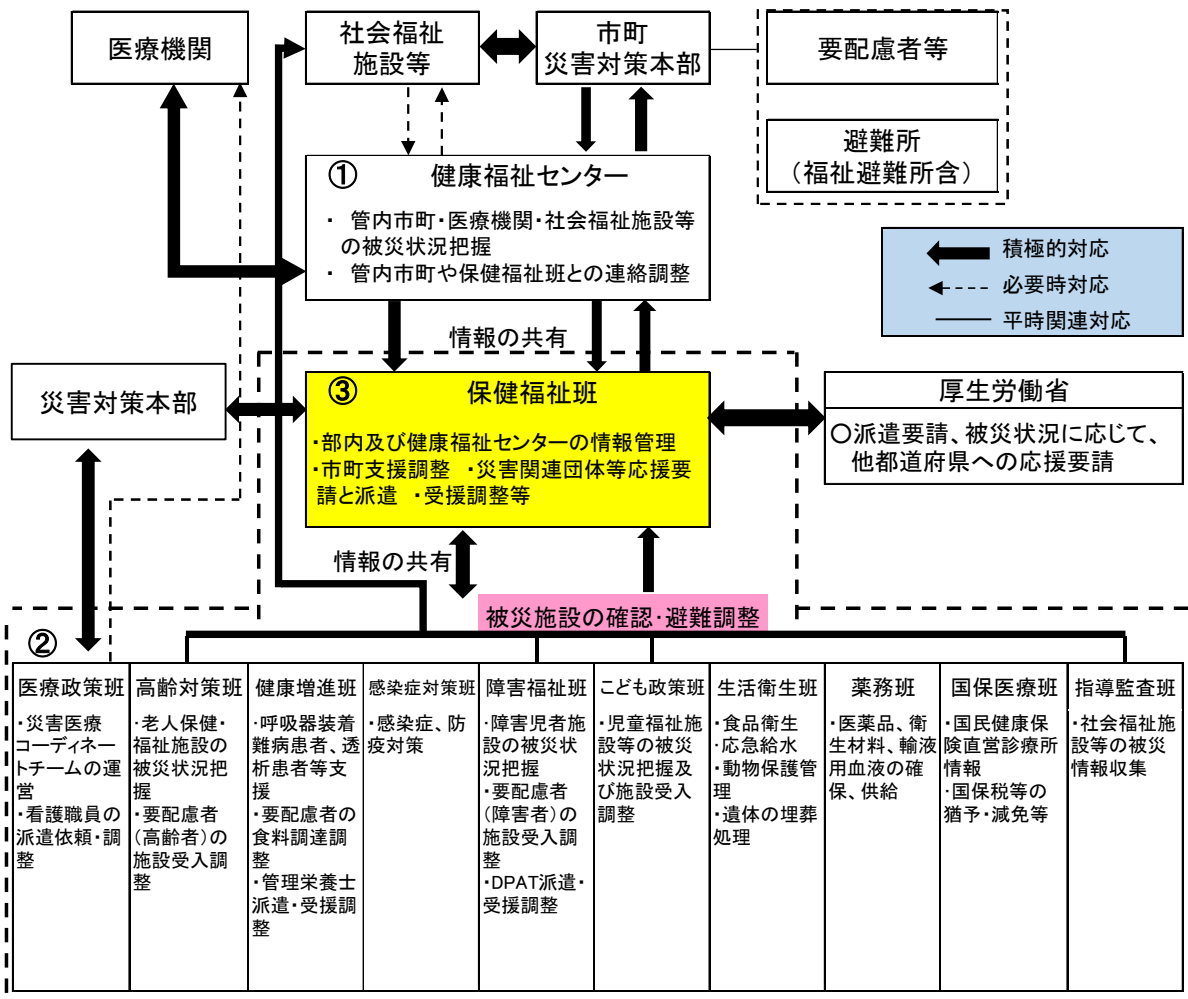
【「栃木県災害時応急活動マニュアル」より】

番号	業 務 内 容
①	震度6(弱)以上の場合は、第2非常配備となり、災害対策本部及び調整本部が設置される。配備基準は、「県内の災害発生時における県職員の参集基準」(第3章の参考資料2)を参照。
②	調整本部保健福祉班(企画調整・地域保健担当)は、保健福祉部長室の被災状況の確認及び保健福祉部長室が使用不可能の場合は、部内会議室を確保する。また、各班の情報担当から入手している被害状況及び登庁状況、災害対策本部からの指示、依頼事項を整理・取りまとめる。
③	調整本部初動会議(以下、「初動会議」という。)、調整本部班長会議(以下、「班長会議」という。)の開催の準備を行う。
④	<p>初動会議の開催</p> <p>開催決定者:総務主幹 開催場所:部長室 その他:P.13参照</p> <p>会議出席者: 調整本部長(保健福祉部長)、調整本部長代行(保健医療監)、 調整副本部長(次長兼保健福祉課長・医療政策課長、次長)、総務主幹 等</p>
⑤	初動会議において班長会議の開催準備の指示が出た場合は、災害対策本部に班長会議を開催する際の指示、依頼事項を再確認する。また、部内各班から被害状況を収集するとともに班からの要望事項等を把握する。これらをまとめて調整本部長に報告する。
⑥	上記報告を受けた調整本部長は、班長会議の開催を決定する。班長会議の開催が決定された場合、速やかに各班長に通報する。
⑦	<p>班長会議の開催</p> <p>開催決定:初動会議 開催場所:部長室 進行:総務主幹 その他:P.13参照</p> <p>会議出席者: 調整本部長(保健福祉部長)、調整本部長代行(保健医療監)、 調整副本部長(次長兼保健福祉課長・医療政策課長、次長)、総務主幹、 各班長 等</p>
⑧	班長会議の結果を災害対策本部へ報告する。

【「栃木県災害時応急活動マニュアル」より】

2 被災情報の収集と共有

各班及び各出先機関等の情報は、調整本部事務局に集約し、Oドライブに格納して部内で共有する。



番号	業務内容
①	<ul style="list-style-type: none"> 健康福祉センターは、センターの被災状況及び職員の登庁状況を調整本部事務局に報告する。 健康福祉センターは、管内の被災情報の収集結果(第3章参照)を、調整本部事務局へ報告する。 健康福祉センターが把握した要配慮者の健康状況を、調整本部事務局に報告する。 管内市町や調整本部事務局との連絡調整を行う。
②	<ul style="list-style-type: none"> 部内各班は、調整本部事務局に職員を派遣し被災状況の収集・整理を行う。 部内各班は、把握した被災施設の情報調整本部事務局へ報告するとともに、健康福祉センターから調整本部事務局に報告があった被災情報も含め被災状況の収集・災害対策を行う。 医療政策班は、調整本部事務局と連携して災害医療コーディネーターチームの運営を行う。
③	<ul style="list-style-type: none"> 調整本部事務局は、被災情報や市町支援状況等を災害対策本部に報告するとともに、部内各班及び健康福祉センターに情報提供する。 部内で共有する情報は、Oドライブに保存し周知する。 調整本部事務局は、必要に応じて厚生労働省や部内各班が所管する各種団体等を通じて他都道府県に応援要請するとともに、部内各班や健康福祉センターと連携して応援派遣調整等を行う。

【「栃木県災害時応急活動マニュアル」より】

3 対象期間別活動内容

(1) 初動期 救出救命期（大規模災害発生から概ね6時間）

災害時応急活動マニュアルに基づき登庁

- ・ 県内で震度5（弱、強）の地震が発生した場合、風水害においては災害が発生又は発生するおそれのある場合は警戒体制。
- ・ 風水害においては、被害の拡大に対応して、第1非常配備から第2非常配備へと順次移行。
- ・ 県内で震度6（弱）以上の地震が発生した場合、風水害は、特別警報が発表されたとき、最大風速40m/sを観測したときは、第2非常配備でBCP上必要な人数を配置。
- ・ 災害対策本部各班連絡員（各課総括補佐）は、登庁状況を災害対策本部連絡員（企画調整担当）に報告する。
- ・ 各班から派遣される職員は、調整本部員として業務に当たる。

【業務内容】

ア 保健医療福祉調整本部長（保健福祉部長）

- (ア) 保健福祉部長は、調整本部設置について判断する。
- (イ) 調整本部を設置した場合は、指揮命令系統を明確にし、災害対策本部及び各健康福祉センターへ報告する。
- (ウ) 必要に応じて、医療圏別保健医療福祉調整本部（以下、「医療圏別調整本部」という。）の設置について指示する。
（詳細は第3章で示す。）
- (エ) 調整本部長は、災害医療コーディネーターチームで活動する栃木県医師会長、統括災害医療コーディネーター、統括DMA T等の助言、判断を踏まえた災害医療対策を実施する。（詳細は第2章で示す。）

イ 保健医療福祉調整本部長代行（保健医療監又はその相当の職にある者）

- (ア) 必要に応じて本部長に代わり職務を代行する。
- (イ) 保健医療福祉活動チーム（P.21を参照）対策会議を開催する調整副本部長（医療政策課長）を補佐する。

ウ 保健医療福祉調整本部副本部長

（次長兼保健福祉課長・医療政策課長、保健福祉部次長）

- (ア) 調整副本部長は、調整本部長及び調整本部長代りを補佐し、調整本部長及び調整本部長代行に事故あるときは、その職務を代理する。
- (イ) 調整副本部長（医療政策課長）は、災害医療コーディネーターチームと連携し、保健医療福祉活動チーム対策会議を開催する。

エ 災害対策本部事務局員（保健福祉部総務主幹）

- (ア) 災害対策本部からの情報を整理し、調整本部長及び調整副本部長等と職員の登庁及び調整本部設置について検討する。
- (イ) 職員の登庁について災害対策本部各班連絡員に指示する。

(ウ) 初動会議や班長会議の開催について検討する。

オ 災害対策本部連絡員（保健福祉課企画調整担当）

- (ア) 保健福祉部長室の被災状況の確認及び各会議開催の準備（保健福祉部長室使用不可能の場合は、部内会議室を確保）を行う。
- (イ) 災害対策本部各班連絡員から職員の登庁と被災状況について報告を受け、状況を取りまとめる。
- (ウ) 班長会議の開催が決定された場合、速やかに各班長に通報する。
- (エ) 班長会議の結果を、災害対策本部に報告する。
- (オ) 保健福祉部内の連絡調整（災害対策本部連絡業務を含む）を行う。
- (カ) 災害対策本部の要請に基づき、災害対策本部支援グループに保健福祉部職員2人を派遣する。

カ 保健医療福祉調整本部員

- (ア) 調整本部員は、保健福祉班（地域保健担当）職員と各班から派遣される職員（以下、「各班本部員」という。）で構成し、調整本部事務局の役割を担う。
- (イ) 調整本部員は、各班や健康福祉センター等から被災状況の情報収集を行う。
- (ウ) 各班本部員は、各班に係る情報収集・整理・分析を行い、各班と情報共有し対策を講じるとともに、その結果を調整本部に報告する。
- (エ) 調整本部員は、クロノロジーを記載し、時系列に状況を整理する。
- (オ) 調整本部員は、調整本部の情報を、保健福祉部ODライブで管理し、部内各班及び出先機関と共有する。
- (カ) 調整本部員は、被災状況を把握し、必要に応じて応援派遣要請の準備を行う。

(2) 初動期 避難救助期（発災6時間から概ね72時間）

栃木県業務継続計画に基づき、非常時優先業務を行う。

【業務内容】

ア 保健医療福祉調整本部長（保健福祉部長）

初動期 救出救命期業務を継続する。

イ 保健医療福祉調整本部長代行（保健医療監）

初動期 救出救命期業務を継続する。

ウ 保健医療福祉調整副本部長

（次長兼保健福祉課長・医療政策課長、保健福祉部次長）

初動期 救出救命期業務を継続する。

エ 災害対策本部事務局員（保健福祉部総務主幹）

初動期 救出救命期業務を継続する。

オ 災害対策本部連絡員（保健福祉課企画調整担当）

- ①初動期 救出救命期業務を継続する。
- ②対策本部開催の定例会（危機管理センター対応職員の朝夕の打合会）に出席し情報共有する。

カ 保健医療福祉調整本部員

- ①初動期 救出救命期業務を継続する。
- ②調整本部員は、医療圏別調整本部等と連携し、被災地域の保健・医療・福祉の状況を把握し、各圏域の要望について検討・対応する。
- ③調整本部員は、収集した情報を整理し、災害対策本部に報告及び応援物資等の依頼を行う。
- ④調整本部員は、被災状況を把握し、必要に応じて保健医療福祉活動チームの応援派遣要請を行う。
- ⑤各班本部員は、各班が所管する団体からの受援調整を行う。受援調整については本マニュアル第1章9及び栃木県災害時健康危機管理支援チーム運用マニュアルに基づき行う。

(3) 応急対策期（発災72時間から2週間）

栃木県業務継続計画に基づき、応急及び通常業務を行う。
必要に応じ、初動期の業務を継続する。
各班による支援対策を継続する。

(4) 復旧・復興期（発災から2週間以降）

栃木県業務継続計画に基づき、応急及び通常業務を行う。
必要に応じ、応急対策期の業務を継続する。
対応の振り返り・検証を行う。

4 保健医療福祉調整本部会議

目的：保健医療福祉活動に関する情報の共有・整理・分析及び対策の検討を行う。

(1) 初動会議

構成員：調整本部長、調整本部長代行、調整副本部長（次長兼保健福祉課長・医療政策課長、次長）、総務主幹（本部事務局員）
初動会議開催の決定は、総務主幹が行う。会議は次の項目を中心に行う。
ア 災害対策本部からの指示、依頼事項の報告
イ 各班からの被害状況及び登庁状況の報告
ウ 班長会議開催準備に関すること
エ その他必要と思われる事項

(2) 班長会議

構成員：調整本部長、調整本部長代行、調整副本部長（次長兼保健福祉課長・医療政策課長、次長）、総務主幹（本部事務局員）、各班長（各課長）
班長会議は、総務主幹が司会進行を行う。次の項目は必ず議事とする。

- ア 災害対策本部からの指示、依頼事項
- イ 各班からの被害状況及び活動状況の報告
- ウ 各班からの応援物資等の要求
(事前に災害対策本部に伝えてある場合は結果報告)
- エ その他必要と思われる事項

(3) 保健医療福祉活動チーム対策会議 (以下、「対策会議」という。)

構成員：調整本部長代行、調整副本部長 (医療政策課長)、災害医療コーディネーターチーム統括 (県医師会長)、統括 DMAT、統括災害医療コーディネーター等

対策会議開催の決定は、調整副本部長が行う。会議は次の項目を中心に行う。

- ア 災害対策本部及び調整本部からの指示、依頼事項
- イ 各保健医療福祉活動チームの活動方法の検討
- ウ 各保健医療福祉活動チームの受援についての検討
- エ その他必要と思われる事項

(4) 保健医療福祉調整本部保健医療福祉活動チーム連絡会議 (以下、「連絡会議」という。)

構成員：調整本部員、統括 DMAT、統括災害医療コーディネーター、各保健医療福祉活動チームの代表等

連絡会議は、保健福祉班及び医療政策班が開催の決定を行う。

会議は次の項目を中心に行う。

- ア 調整本部からの指示、依頼事項
- イ 各保健医療福祉活動チーム活動状況の共有
- ウ 各保健医療福祉活動チームの課題の共有及び対策の検討
- エ その他必要と思われる事項

5 保健医療福祉調整本部各班の業務

※ 発災から概ね 72 時間は、各班から調整本部へ各班本部員を派遣し、各班に必要な情報収集と分析を行い、各班業務と連携し対応する。

各班の対応結果は、調整本部へ報告する。

【「栃木県災害時応急活動マニュアル」より】

班名	分 担 業 務	担 当 名
保 健 福 祉 班	1 保健福祉部内の連絡調整に関すること。 2 調整本部に関すること。 3 県立病院に係る応急対策の実施に関すること。 4 社会福祉施設の被災等情報収集に関すること。 5 被災者に対する生活保護法の適用に関すること。 6 災害時における福祉支援に関すること。 7 本部長の命ずる応急対策に関すること。	企画調整 地域保健 県立病院 (本部) 生活保護 地域福祉 (本部)

班名	分 担 業 務	担 当 名
医療政策班	1 調整本部（災害医療コーディネートチームに関するに限る）に関する事 2 医療救護活動のための看護職員の派遣依頼・調整に関する事。	医療体制整備 看護職員育成
高齢対策班	1 老人保健・福祉施設の応急対策に関する事。 2 被災地における要配慮者（高齢者）の施設受入れに関する事。	介護サービス
健康増進班	2 在宅呼吸器装着難病患者、透析患者の避難等支援対策に関する事。 3 避難所及び給食施設における食事の提供・栄養管理に関する事。 4 食物アレルギーや慢性疾患等の要配慮者への食事支援及び調達調整に関する事。 5 被災者の健康管理や各種疾病の予防に関する事。	難病対策 健康長寿推進 " がん・生活習慣病
感染症対策班	1 感染症サーベイランスに関する事。 2 災害時における防疫に関する事。	
障害福祉班	1 障害者支援施設の応急対策に関する事。 2 障害児入所施設の応急対策に関する事。 3 障害福祉サービス事業所の応急対策に関する事。 4 障害児通所支援事業所の応急対策に関する事。 5 要配慮者（障害児者）の施設受け入れに関する事。 6 被災者のメンタルヘルスケアに関する事。 7 避難所における手話通訳者・要約筆記者の派遣調整に関する事。	福祉サービス事業 " " " " 精神保健福祉 社会参加促進
こども政策班	1 児童福祉施設の応急対策に関する事。 2 被災児童の施設受け入れに関する事。 3 被災児童のメンタルヘルスケアに関する事。 4 被災者に対する児童扶養手当法の適用に関する事。 5 被災地における母子の施設受け入れに関する事。 6 被災母子世帯等に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する事。	子ども・子育て支援 児童家庭支援・ 虐待対策等 " " "
生活衛生班	1 食品の衛生に関する事。 2 応急給水に関する事。 3 被災地の動物の保護管理に関する事。 4 遺体の埋葬処理に関する事。	食品衛生 衛生・水道 衛生・水道 衛生・水道
薬務班	1 医薬品、衛生材料及び輸血用血液等の確保及び供給に関する事。	薬事審査
国保医療班	1 被災者に対する国民健康保険税等の猶予・減免等に関する事 2 国民健康保険直営診療所の応急対策に関する事。	医療保険 医療保険
指導監査班	1 調整本部業務の支援（社会福祉施設等に係る被災情報の収集）に関する事。 2 各課が所管する社会福祉施設等に係る被災情報の収集（高齢対策班、障害福祉班、こども政策班への支援）に関する事。	

6 受援・応援体制

(1) 保健福祉部内受援・応援体制

ア 各班長は、初動期に調整本部事務局へ各班本部員を派遣し、各班に必要な情報の収集及び提供と本部機能業務を補佐する。

イ 本庁のDHEAT班員は、調整本部から要請があった場合は、調整本部員として、医療圏別調整本部等と情報を共有し避難所等の課題分析を行う。

(2) 保健医療福祉活動チーム等の受援・応援体制

ア 栃木県災害時広域受援計画に基づき、各被災市町からの保健医療福祉活動チームの応援派遣の要請があった場合又は医療圏別調整本部が管内市町への応援派遣が必要と判断した場合に派遣調整を行う。

イ 調整本部が、県内保健医療福祉活動チームのみで対応できないと判断した場合は、厚生労働省等に応援派遣に関する調整を依頼する。

ウ 他都道府県から派遣される保健医療福祉活動チームの受援体制については、栃木県災害時健康危機管理支援チーム運用マニュアルに基づき実施する。

エ 各保健医療福祉活動チームの受援調整は、調整本部と連携して、団体等を所管する各班で行う。

班名	所管団体等	担当名
保健福祉班	1 栃木県災害時危機管理支援チーム（DHEAT）	地域保健
	2 保健師チーム	〃
	3 栃木県災害福祉支援チーム（DWAT）	地域福祉
	4 栃木県災害福祉広域支援協議会	〃
	5 栃木県社会福祉協議会	〃
	6 栃木県共同募金会	〃
	7 その他、他の班に属さない団体等	地域保健
医療政策班	1 災害派遣医療チーム（DMAT）	医療体制整備
	2 栃木県医師会	〃
	3 栃木県歯科医師会	〃
	4 日本赤十字社栃木県支部	〃
	5 栃木県柔道整復師会	〃
	6 栃木県看護協会	看護職員育成
高齢対策班		
健康増進班	1 栃木県透析医会	難病対策
	2 栃木県栄養士会（JDA-DAT）	健康長寿推進

班名	所管団体等	担当名
感染症対策班		
障害福祉班	1 災害派遣精神医療チーム（D P A T）	精神保健福祉
こども政策班		
生活衛生班	1 栃木県食品衛生協会 2 日本水道協会栃木県支部 3 栃木県獣医師会 4 栃木県霊柩自動車協会 5 栃木県葬祭事業協同組合	食品安全推進 衛生・水道 衛生・水道 衛生・水道 衛生・水道
薬務班	1 栃木県薬剤師会	薬事審査
国保医療班		
指導監査班		

7 保健医療福祉調整本部活動タイムライン

区分	活動項目	フェーズ0 初動期 救出救命期			フェーズ1	フェーズ2・3	フェーズ4
		初動期	救出救命期	～6時間	初動期 避難救助期	応急対策期	復旧・復興期
		～1時間	～3時間	～6時間	(発災後6時間から概ね72時間)	(発災後72時間から2週間)	(2週間以降)
保健医療調整本部指揮調整機能	1 調整本部設置・運営 ・各班から職員派遣 ・情報収集・伝達共有ラインの構築 ・会議体の設置 ・医療圏別調整本部との連携	[Timeline bars for Phase 0, 1, 2, 3, 4]					
	2 医療機関の被災等状況把握 (各圏域との連携) ・救命救急対策、傷病者の搬送・受入調整 ・人工透析患者の援護・支援 ・人工呼吸器装着患者の援護・支援 ・精神医療対策 ・保険診療等の確保 ・医薬品、医療機器類供給対策	[Timeline bars for Phase 0, 1, 2, 3, 4]					
	3 情報収集・把握・分析 (各圏域との連携) ・各出先機関の被災状況把握及び支援 ・各市町被災状況把握及び支援 ・社会福祉施設等の被災等状況把握及び情報整理 ・要配慮者被災状況把握及び支援 ・水道施設の被災状況把握及び情報整理	[Timeline bars for Phase 0, 1, 2, 3, 4]					
	4 遺体取扱い対策	[Timeline bars for Phase 0, 1, 2, 3, 4]					
	5 他県への応援要請の検討	[Timeline bars for Phase 0, 1, 2, 3, 4]					
	6 受援調整 (団体等と所管する各班と調整) ・DMAT、日赤救護班、DPAT ・DHEAT、JMAT、看護職班、保健師チーム、 歯科医師チーム、薬剤師チーム、JDA-DAT等 ・DWAT、JRAT等	[Timeline bars for Phase 0, 1, 2, 3, 4]					
	7 関係団体等との調整	[Timeline bars for Phase 0, 1, 2, 3, 4]					
	8 広報、渉外業務支援	[Timeline bars for Phase 0, 1, 2, 3, 4]					
	9 通常業務再開に向けたロードマップの作成	[Timeline bars for Phase 0, 1, 2, 3, 4]					
	保健福祉班	1 保健福祉部内連絡調整・職員派遣等調整	[Timeline bars for Phase 0, 1, 2, 3, 4]				
	2 県立病院にかかる応急対策	[Timeline bars for Phase 0, 1, 2, 3, 4]					
	3 生活保護法・生活困窮者対策等	[Timeline bars for Phase 0, 1, 2, 3, 4]					
	4 DWAT派遣・受援	[Timeline bars for Phase 0, 1, 2, 3, 4]					

区分	活動項目	フェーズ0 初動期 救出救命期			フェーズ1	フェーズ2・3	フェーズ4
		救出救命期			初動期 避難救助期	応急対策期	復旧・復興期
		～1時間	～3時間	～6時間	(発災後6時間から概ね72時間)	(発災後72時間から2週間)	(2週間以降)
医療政策班	1 医療機関の被災等状況把握（各圏域との連携） ・救命救急対策、傷病者の搬送・受入調整	→					
	2 DMAT、JMAT、医療救護班、災害支援Ns派遣・受援	→					
	3 看護師等養成所にかかる応急対策				→		
	4 とちぎ地域医療支援センターの運営					→	
	5 在宅医療の推進				→		
	6 各種免許交付等施行事務					→	
高齢対策班	1 施設被災・要配慮者の安否状況確認	→					
	2 介護事業所等の被災状況確認・応急対策及び復旧計画	→					
	3 要配慮者（高齢者・要介護者等）の受入施設調整				→		
	4 シルバー大学の運営・応急対策				→		
健康増進班	1 要配慮者（呼吸器・透析等）の安否・支援確認	→					
	2 給食施設や避難所等への栄養管理等支援				→		
	3 要配慮者（食物アレルギー等）への食糧調達調整				→		
	4 被災者の健康管理や各種疾病予防				→		
	5 特定疾患等に係る医療費助成業務				→		
	6 管理栄養士、JDA-DATの派遣・受援				→		
策 症 感 班 対 染	1 被災地の防疫作業・調整				→		
	2 感染症サーベイランス				→		
障 害 福 祉 班	1 各施設の被災状況確認・応急対策及び復旧計画	→					
	2 要配慮者（障害児者）の受け入れ施設調整				→		
	3 DPATの派遣・受援調整				→		
	4 相談窓口の設置				→		
	5 各種手当等の支払い事務				→		
	6 避難所における手話通訳者・要約筆記者の派遣調整				→		
こ ども 政 策 班	1 各施設の被災状況確認・応急対策及び復旧計画	→					
	2 要配慮者（乳幼児・妊産婦等）の受け入れ施設調整				→		
	3 被災児童のメンタルヘルスケア				→		
	4 児童福祉法に基づく一時保護・措置				→		
	5 各種手当等の支払い事務				→		

区分	活動項目	フェーズ 0 初動期 救出救命期			フェーズ 1	フェーズ 2・3	フェーズ 4
		初動期 救出救命期			初動期 避難救助期	応急対策期	復旧・復興期
		～1時間	～3時間	～6時間	(発災後6時間から概ね72時間)	(発災後72時間から2週間)	(2週間以降)
生活衛生班	1 食品衛生対策		→				
	2 水道施設の被災状況把握・復旧支援計画の調整・支援		→				
	3 火葬場の広域調整			→			
	4 被災動物の保護管理対策			→			
薬務班	1 救護所等への医薬品の供給		→				
	2 医薬品及び毒劇物製造所等の応急対応		→				
	3 血液製剤の確保、供給		→				
国保医療班	1 国保直営診療所の被災状況確認	→					
	2 国保直営診療所の確保		→				
	3 国保直営診療所の応急対応		→				
指導監査班	1 調整本部業務の支援 (社会福祉施設等に係る被災情報の収集)		→				
	2 各課所管社会福祉施設等に係る被災情報の収集 (高齢対策班、障害福祉班、こども政策班への支援)		→				

8 保健医療福祉活動チームの例

保健医療福祉活動チームとは、令和4年7月22日厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療福祉活動にかかる体制の整備について」に記載の保健医療活動チーム及び災害派遣福祉チーム(DWAT)のことをいう。

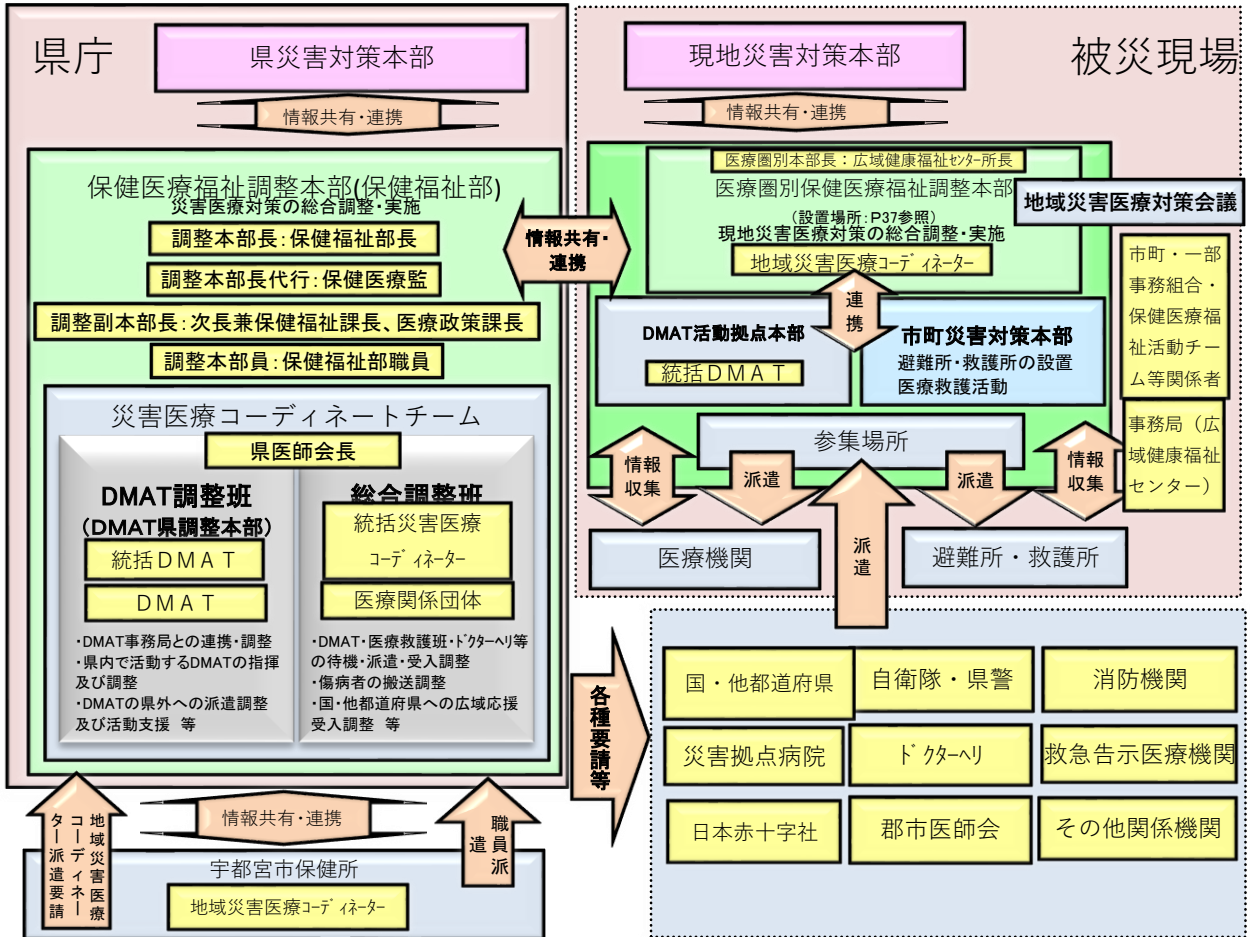
	チーム名	活動内容
医療	災害医療コーディネーター	大規模災害が発生した際に、適切な医療体制の構築を助言し、医療機関への傷病者の受け入れ調整などを行う専門研修を受けた医師
	DMA T : Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム	大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、おおむね48時間以内に活動できる機動性を持った、専門的訓練を受けた医療チーム
	JMA T : Japan Medical Association Team 日本医師会災害医療チーム	発災から3日後くらいに被災地に入り、現地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支援する医療派遣チーム
	DPA T : Disaster Psychiatric Assistance Team 災害派遣精神医療チーム	精神科医師・看護師・業務調査員等で構成され、発災後概ね48時間以内に被災地で活動できる、精神科医療及び精神保健活動の支援等を行うための専門的な訓練、研修を受けた精神医療チーム
	日本赤十字社救護班	医師と看護師で構成され、発災後ただちに被災地に入り、救護所の設置、被災現場や避難所での診療、こころのケア活動などを行う日本赤十字社のチーム(班)
	災害歯科保健医療チーム	災害発生後から被災地の歯科保健医療提供能力が回復するまでの間、歯科医療機関及び避難所等において歯科保健・医療支援を行うチーム
	災害支援ナース	被災者が健康レベルを維持できるよう適切な医療補助・看護を提供するとともに、被災した看護職の心身の負担軽減を行う看護師
保健	DHEAT : Disaster Health Emergency Assistance Team 災害時健康危機管理支援チーム	被災都道府県の保健医療調整本部及び保健所の指揮調整機能等を支援するために、被災都道府県からの応援要請に基づいて応援派遣される専門的な研修・訓練を受けたチーム
	保健師チーム	被災都道府県の要請により避難所や在宅の避難者等の健康管理を行う、行政保健師等で構成されたチーム
	JRA T : Japan Rehabilitation Assistance Team 大規模災害リハビリテーション支援関連協会	大規模災害時において、救急救命に継続したリハビリテーションによる生活支援等により、生活不活発病等の災害関連死を防ぐことを目的に活動する専門家チーム
	JDA-DAT : The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team 日本栄養士会災害支援チーム	被災地の医療・福祉・行政栄養部門と協力して、緊急栄養補給物資の支援など、状況に応じた栄養・食生活支援活動を行う栄養士の専門チーム
福祉	DWAT : Disaster Welfare Assistance Team 災害福祉支援チーム	避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム

第2章 医療救護活動

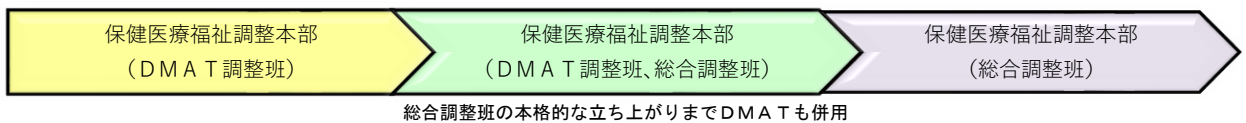
1 組織・体制

(1) 栃木県の災害医療体制

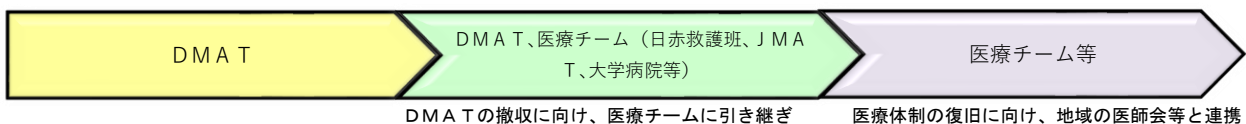
ア 全体図



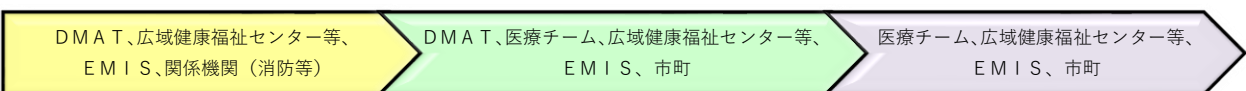
【医療班等の調整窓口】



【活動する医療チーム等】



【情報収集】



広域健康福祉センター等は地域内の医療機関の被災状況や被災現場の情報を収集

【医療物資】

